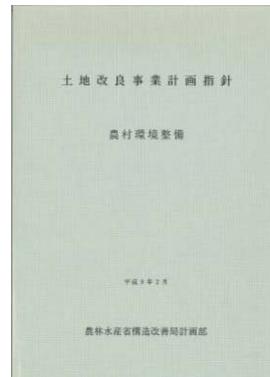




土地改良事業計画設計基準等 目 錄



頭首工の魚道

水路トンネル

環境との調和

耐震設計

平成 28 年 (2016 年) 5 月

目次

新刊（平成 28 年発行）

| | |
|---|---|
| 土地改良事業設計指針 耐震設計（H27.5 制定） | 6 |
| 環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針（H27.5 制定） | 8 |

（平成 27 年発行）

| | |
|--|----|
| 土地改良事業設計指針 ため池整備（H.27.5 制定） | 10 |
| 土地改良事業計画設計基準 設計 水路トンネル（H26.5 制定） | 12 |
| 土地改良事業設計指針 よりよき設計のために 頭首工の魚道（H26.3 制定） | 13 |
| 土地改良事業計画設計基準 設計 水路工（H26.3 一部改定） | 14 |

（平成 26 年発行）

| | |
|------------------------------------|----|
| 土地改良事業計画設計基準 計画 農業用水（水田）（H22.7 制定） | 15 |
| 土地改良事業計画設計基準 計画 ほ場整備（水田）（H25.4 制定） | 16 |

既刊

| | |
|---|----|
| 土地改良事業計画設計基準 計画 農業用水（畑）（H9.6 改定） | 17 |
| 土地改良事業計画設計基準 計画 農業用水（畑）・追補（H20.3 改定） | 18 |
| 土地改良事業計画設計基準 計画 カンガイ 水温・水質（S42.11 制定） | 19 |
| 土地改良事業計画設計基準 計画 排水（H18.3 制定） | 20 |
| 土地改良事業計画設計基準 計画 排水・追補（H20.3 一部改定） | 21 |
| 土地改良事業計画設計基準 計画 排水 河口改良（S42.11 制定） | 22 |
| 土地改良事業計画設計基準 計画 農地開発（開畑）（S52.1 制定） | 23 |
| 土地改良事業計画設計基準 計画 ほ場整備（畑）（H19.4 改定） | 24 |
| 土地改良事業計画設計基準 計画 土層改良（S59.1 制定） | 25 |
| 土地改良事業計画設計基準 計画 暗きょ排水（H12.11 改定） | 26 |
| 土地改良事業計画設計基準 計画 農道（H13.8 制定） | 27 |
| 土地改良事業計画設計基準 計画 農道・追補（H19.8 一部改定） | 28 |
| 土地改良事業計画設計基準 計画 農地保全（S54.7 制定） | 29 |
| 土地改良事業計画設計基準 計画 農地地すべり防止対策（H16.3 改定） | 30 |
| 土地改良事業計画設計基準 計画 水質障害対策（S55.8 制定） | 31 |
| 土地改良事業計画設計基準 設計 ダム基準書・技術書（共通編）（H15.4 改定） | 32 |
| 土地改良事業計画設計基準 設計 ダム・技術書（フィルダム編）（H15.4 改定） | 33 |
| 土地改良事業計画設計基準 設計 ダム・技術書（コンクリートダム編）（H15.4 改定） | 34 |
| 土地改良事業計画設計基準 設計 頭首工（H20.3 改定） | 35 |
| 土地改良事業計画設計基準 設計 水利アスファルト工（前編）（S42.2 制定） | 36 |
| 土地改良事業計画設計基準 設計 水利アスファルト工（後編）（S45.6 制定） | 37 |
| 土地改良事業計画設計基準 設計 パイプライン（H21.3 改定） | 38 |
| 土地改良事業計画設計基準 設計 海面干拓（S41.3 制定） | 39 |

| | |
|------------------------------------|----|
| 土地改良事業計画設計基準 設計 農道（H17.3 改定） | 40 |
| 土地改良事業計画設計基準 設計 ポンプ場（H18.3 改定） | 41 |
| | |
| 土地改良事業計画指針 マイクロかんがい（H6.4 制定） | 42 |
| 土地改良事業計画指針 農地開発（改良山成畑工）（H4.5 一部改定） | 43 |
| 土地改良事業計画指針 防風施設（S62.9 制定） | 44 |
| 土地改良事業計画指針 畑地帯集水利用（H2.4 制定） | 45 |
| 土地改良事業計画指針 農村環境整備（H9.2 制定） | 46 |
| 土地改良事業計画指針 農村環境整備・追補（H14.1 一部改定） | 47 |
| | |
| 土地改良施設管理基準 ダム編（H16.3 制定） | 48 |
| 土地改良施設管理基準 排水機場編（H20.9 制定） | 49 |
| 土地改良施設管理基準 用水機場編（H12.7 制定） | 50 |
| 土地改良事業設計指針 ファームポンド（H11.3 制定） | 51 |
| | |
| 環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き | |
| 1 基本的な考え方・水路整備（H16.12 制定） | 52 |
| 2 ため池、農道及び移入種（H16.12 制定） | 53 |
| 3 ほ場整備（水田・畑）（H16.10 制定） | 54 |
| 農業農村整備事業における景観配慮の手引き（H19.6 制定） | 55 |

(参考) 設計基準等の制改定経緯

| | 基準等名 | 制定 | 最近の改定 |
|----------|---|--------|-------|
| 設計 基準 | 土地改良事業計画設計基準 計画 農業用水（水田） | H5.5 | H22.7 |
| | 土地改良事業計画設計基準 計画 農業用水（畑） | H9.6 | |
| | 土地改良事業計画設計基準 計画 農業用水（畑）・追補 | H20.3 | |
| | 土地改良事業計画設計基準 計画 カンガイ 水温・水質 | S42.11 | |
| | 土地改良事業計画設計基準 計画 排水 | H18.3 | |
| | 土地改良事業計画設計基準 計画 排水・追補 | H20.3 | |
| | 土地改良事業計画設計基準 計画 排水 河口改良 | S42.11 | |
| | 土地改良事業計画設計基準 計画 農地開発 | S52.11 | |
| | 土地改良事業計画設計基準 計画 ほ場整備（水田） | H12.1 | H25.4 |
| | 土地改良事業計画設計基準 計画 ほ場整備（畑） | H19.4 | |
| | 土地改良事業計画設計基準 計画 土層改良 | S59.1 | |
| | 土地改良事業計画設計基準 計画 暗きよ排水 | H12.11 | |
| | 土地改良事業計画設計基準 計画 農道 | H13.8 | |
| | 土地改良事業計画設計基準 計画 農道・追補 | H19.8 | |
| | 土地改良事業計画設計基準 計画 農地保全 | S54.7 | |
| | 土地改良事業計画設計基準 計画 農地地すべり防止対策 | H16.3 | |
| | 土地改良事業計画設計基準 計画 水質障害対策 | S55.8 | |
| | 土地改良事業計画設計基準 計画 ダム基準書・技術書 (共通編) (フィルダム編) (コンクリートダム編) | H15.4 | |
| | 土地改良事業計画設計基準 計画 頭首工 | H7.7 | H20.3 |
| | 土地改良事業計画設計基準 計画 水利アスファルト工（前編） | S42.2 | |
| | 土地改良事業計画設計基準 計画 水利アスファルト工（後編） | S45.6 | |
| | 土地改良事業計画設計基準 計画 水路工 | H13.2 | H26.3 |
| | 土地改良事業計画設計基準 計画 パイプライン | H10.3 | H21.3 |
| | 土地改良事業計画設計基準 計画 水路トンネル | H8.10 | H26.5 |
| | 土地改良事業計画設計基準 計画 海面干拓 | S41.3 | |
| | 土地改良事業計画設計基準 計画 農道 | H17.3 | |
| | 土地改良事業計画設計基準 計画 ポンプ場 | H18.3 | |
| 計画 指針 | 土地改良事業計画指針 マイクロかんがい | H6.4 | |
| | 土地改良事業計画指針 農地開発（改良山成工） | H4.5 | |
| | 土地改良事業計画指針 防風施設 | S62.9 | |
| | 土地改良事業計画指針 畑地帯集水利用 | H2.4 | |
| | 土地改良事業計画指針 農村環境整備 | S9.2 | |
| | 土地改良事業計画指針 農村環境整備・追補 | H14.1 | |

| | 基準等名 | 制定 | 最近の改定 |
|----------------|--|--------|----------|
| 管理 基準 | 土地改良施設管理基準 ダム編 | H16.3 | |
| | 土地改良施設管理基準 排水機場編 | H20.9 | |
| | 土地改良施設管理基準 用水機場編 | H12.7 | |
| 設計 指針 | 土地改良事業設計指針 よりよき設計のために 頭首工の魚道 | H14.10 | H26.3 |
| | 土地改良事業設計指針 ファームpond | H11.3 | |
| | 土地改良事業設計指針 ため池整備 | H18.2 | H.27.5 |
| | 土地改良事業設計指針 耐震設計 | S57.11 | H27.5 |
| 手引 き・ 指針 | 土地改良事業計画の手引き 土地改良施設 耐震設計の手引き | H16.3 | H27.5 廃止 |
| | 環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き 1 基本的な考え方・水路整備 | H16.12 | |
| | 2 ため池、農道及び移入種 | H16.12 | |
| | 3 ほ場整備（水田・畑） | H16.10 | |
| | 環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針 | H19.3 | H27.5 |
| | 農業農村整備事業における景観配慮の手引き | H19.6 | |

注：(公社) 農業農村工学会が発行・販売する基準のみ掲載

New!



平成 27 年 5 月 1 日 改定 (農林水産省農村振興局)
平成 28 年 5 月 (公社)農業農村工学会発行
A4 版 304 ページ)

第 1 章 一般事項

第 2 章 基本方針

- 2.1 設計一般
- 2.2 耐震設計に用いる地震動
- 2.3 施設の重要度区分
- 2.4 保持すべき耐震性能
- 2.5 部材の限界状態と照査の基本)

第 3 章 調査

- 3.1 調査項目
- 3.2 土質調査)

第 4 章 耐震設計における設計条件

- 4.1 設計条件の設定
- 4.2 耐震設計法に用いる諸係数及び設定事項
- 4.3 荷重

第 5 章 耐震設計手法

- 5.1 耐震計算方法及び耐震性能照査方法の種類
- 5.2 設計水平震度
- 5.3 震度法
- 5.4 地震時保有水平耐力法
- 5.5 応答変位法
- 5.6 動的解析法
- 5.7 耐震性能の照査法 (一般)
- 5.8 各種構造物の重要度区分、耐震性能、耐震計算法の適用区分

第 6 章 液状化の検討

- 6.1 液状化一般
- 6.2 水平地盤における液状化判定
- 6.3 液状化の詳細な検討方法
- 6.4 流動化の検討
- 6.5 液状化地盤の対策
- 6.6 各構造物に適用する液状化検討法

第 7 章 耐震診断

- 7.1 耐震診断の目的
- 7.2 耐震診断の手順
- 7.3 耐震診断の方法
- 7.4 耐震対策
- 7.5 整備方法
- 7.6 耐震補強情報のデータベース構築

表-5.1.1 施設別の標準とする耐震計算法と参照する設計基準、指針類

| 施設名 | 耐震計算法 (重要度 AA 種または A 種) | | 耐震計算法 (重要度 B 種) | 参照する設計基準、指針類 (「2.1 設計一般」参照) | 備 考 |
|---------------------|----------------------------|--------------------------------------|--------------------|---|--|
| | レベル 1 | レベル 2 | | | |
| ①農道橋(橋脚) | 震度法 | 地震時保有 水平耐力法 | 震度法 (小規模農道橋) | ・土地改良事業計画設計基準 設計「農道」平成 17 年 | ・重要度 AA 種も重要度 A 種と同じ設計法を用いる。 ・小規模農道橋農道橋(橋脚)については、左記の基準に 準じ、道路橋示方書(平成 2 年)の内容に対応 ^{*1} ・これ以外の橋(橋脚)につ いては、最新の道路橋示方 書(平成 24 年)に準拠 ^{*1} |
| ②水路橋・水管橋(橋脚) | 震度法 | 地震時保有 水平耐力法 | 震度法 | ・土地改良事業計画設計基準 及び運用・解説 設計 「水路工」平成 26 年 | ・耐震計算法は、左記の基準 に準じ、道路橋示方書(平 成 14 年)の内容に対応す る。 |
| ③頭首工(堰柱) | 震度法 | 地震時保有 水平耐力法 | 震度法 | ・土地改良事業計画設計基準 及び運用・解説 設計 「頭首工」平成 20 年 | ・重要度 AA 種も重要度 A 種と同じ設計法を用いる。 ・耐震計算法は、左記の基準 に準じ、道路橋示方書(平 成 14 年)の内容に対応す る。 |
| ④擁 壁 | 震度法 | 震度法 | 震度法 | ・土地改良事業計画設計基準 設計「農道」平成 17 年 | |
| ⑤開水路(水路擁壁含む) | 震度法 | 震度法 | 震度法 | ・土地改良事業計画設計基準 及び運用・解説 設計 「水路工」平成 26 年 | |
| ⑥ファームポン ド | RC 構造 | 震度法 | 震度法* | ・土地改良事業設計指針 「ファームポンド」平成 11 年 | ・震度法*は構造物特性係数 と固有周期を考慮した設 計水平震度を用いる。PC においては重要度 B 種も 重要度 A 種と同じ設計を行 う。 |
| | PC 構造 | 震度法 | 震度法* | | |
| ⑦ため池 | 震度法 | 動的応答解析 又は塑性すべ り解析による 変形量の計算 | 震度法 | ・土地改良事業設計指針 「ため池整備」平成 27 年 | ・重要度区分 AA 種はレベル 1 及びレベル 2 地震動が対 象となる。A 種はレベル 1 地震動が対象となる。 |
| ⑧パイプライン | 縦断 方向 | 応答変位法 | 応答変位法 | 応答変位法 | ・左記の設計基準「パイプラ イン」では、応答変位法を 用いた地震動に対する検 討と地盤変状(地盤の永久 変位)に対する検討を行つ たあと、地震応答対策を検 討することとしている。 |
| ⑨暗渠 (ボックスカルバート) | 横断 方向 | 応答変位法 及び震度法 | 応答変位法 及び震度法 | 応答変位法 及び震度法 | ・土地改良事業計画設計基準 及び運用・解説 設計 「水路工」平成 26 年 |
| | 縦断 方向 | 応答変位法 及び震度法 | 応答変位法 及び震度法 | 応答変位法 及び震度法 | |
| ⑩杭 基 础 | 震度法 | 地震時保有 水平耐力法 | 震度法 | ・土地改良事業計画設計基準 及び運用・解説 設計 「頭首工」平成 20 年 ・土地改良事業計画設計基準 及び運用・解説 設計 「ポンプ場」平成 18 年 | |
| ⑪ポンプ場 (吸込、吐出し水槽) | 震度法 | 震度法* | 震度法 | ・土地改良事業計画設計基準 及び運用・解説 設計 「ポンプ場」平成 18 年 | ・震度法*は構造物特性係数 と固有周期を考慮した設 計水平震度を用いる。 ・構造物の特性によつては、 応答変位法や地震時保有 水平耐力法を用いる。 |

*1 以下で示す耐震計算については、道路橋示方書(平成 14 年)に対応しており、①農道橋(小規模農道橋以外)については、別途、最新の道路橋示方書(平成 24 年)を参照されたい。

環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針

New!

監修 農林水産省農村振興局整備部

平成28年4月 (公社)農業農村工学会発行

A4版 152ページ

環境との調和に配慮した事業実施のための
調査計画・設計の技術指針

平成27年5月

農林水産省農村振興局整備部監修
公益社団法人農業農村工学会発行

第1章 技術指針の目的と活用

第2章 農村地域の特徴と生物多様性の保全

第3章 ネットワークの保全・形成の基本的な考え方

3.1 農村地域の生物におけるネットワーク

3.2 農地・農業水利施設等がネットワークの形成に果たす役割・留意事項

3.3 環境配慮対策の進め方)

第4章 調査、計画

4.1 調査

4.1.1 調査の進め方

4.1.2 概査の実施

4.1.3 環境保全目標の概定

4.1.4 注目すべき生物の選定

4.1.5 精査方針の作成

4.1.6 精査の実施

4.2 計画

4.2.1 計画の進め方

4.2.2 環境保全目標の設定

4.2.3 保全対象生物の設定

4.2.4 環境配慮対策の検討

4.2.5 環境配慮に係る維持管理計画の検討

4.2.6 環境配慮計画の作成)

第5章 設計、施工

5.1 設計

5.1.1 設計の進め方

5.1.2 環境配慮工法の選定

5.1.3 設計条件の設定

5.1.4 環境配慮工法の決定

5.1.5 工法等詳細設計

5.2 施工

5.2.1 施工時における環境配慮

5.2.2 施工指針等の作成

5.2.3 住民参加型直営施工)

第6章 維持管理、モニタリング

6.1 維持管理

6.2 モニタリング

6.3 維持管理とモニタリング体制

環境保全を契機とした地域づくりに関する参考資料

用語集

引用文献、参考文献

【参考資料】

[環境配慮対策の設定のイメージ]

～魚類のネットワークを形成するために水路の役割に応じた対策を検討～

検討の視点

- ① 魚類の越冬場となっており、生息に重要な範囲について施工を回避
- ② 通年水があり、魚類が生息しやすいB排水路は、移動経路としての役割に加え、良好な生息環境としての役割を確保
- ③ かんがい期のみ水があるA用水路、大雨時のみ水があるC放水路は、魚類が生息しにくいため、落差解消と休息場の設置により河川との移動経路としての役割を確保
- ④ 営農や維持管理に支障がない水田についてB排水路と接続し、繁殖場を確保

設定された環境配慮対策

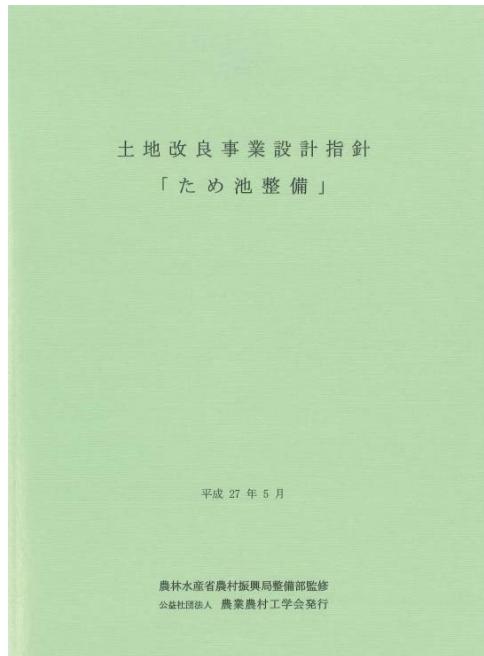
[環境配慮計画図]

The diagram illustrates the network of waterways for fish habitat. It shows a river (河川) connected to a paddy field (水田) via a drainage canal (B) which is linked to a waterway (A) and a drainage canal (C). Specific sections are labeled: A 用水路 (drainage canal for water level reduction), B 排水路 (drainage canal connecting to the river), C 放水路 (drainage canal for water release), and areas like 魚類の越冬場 (wintering ground), 魚類の繁殖場 (spawning ground), and 休息場 (resting place).

| エリアと環境配慮対策の考え方 | 環境配慮対策 の内容 | | |
|---|-------------------|--------------|--|
| ネットワーク保全エリア (事業による影響の緩和することを検討する範囲) | 「回避」範囲 上記を除く範囲 | 「最小化」、「修正」範囲 | 工事を実施せずに良好な環境を保全 |
| | | | A用水路: 魚類等の移動経路を確保するため、落差を解消。また、隠れ場を設置。 B排水路: 現況の魚類等の多様な生息環境を保全する水路整備を実施。また一部の水田と接続。 |
| ネットワーク回復エリア (ネットワークの阻害要因を解消し、ネットワークを回復することを検討する範囲) | | | 魚類等の移動経路を確保するため、魚道により落差を解消。また、隠れ場、避難場の設置 |

土地改良事業設計指針

ため池整備



平成 27 年 5 月 1 日 制定 (農林水産省農村振興局整備部)

平成 27 年 10 月 (公社)農業農村工学会発行

A4 版 261 ページ

第 1 章 一般事項

第 2 章 調査

2.1 ため池調査、

2.2 材料調査)

第 3 章 設計

3.1 ため池改修設計の考え方

3.2 設計洪水流量

3.3 堤体の設計

3.4 洪水吐の設計

3.5 取水施設の設計

3.6 緊急放流施設の設計

3.7 レベル 2 地震動に対する耐震照査手順

3.8 液状化の判定)

第 4 章 施工

4.1 施工計画

4.2 施工

4.3 施工管理)

ため池整備用語集

計算例

参考資料

第1章 一般事項

1.1 趣旨

本指針は、農業用ため池改修の設計に関する事項を取りまとめたものである。

本指針は、農業用ため池（以下「ため池」という）改修の設計を行うために必要な、一般的な調査、設計及び施工についての手法や、配慮すべき事項を取りまとめたものである。

したがって、条件が異なる個々のため池改修の設計に当たっては、そのため池の目的、規模、地形及びその他の条件の実情に即し、本指針の考え方を準じた技術的、経済的検討を加える必要がある。

なお、技術の進歩に伴い、新たな技術や材料、研究成果も多く開発されており、これらを採用することで、よりよいため池整備を行うことも重要である。

1.2 適用範囲

本指針は、国営土地改良事業によって実施する、堤高が15m未満のため池の改修に適用する。

本指針は、国営土地改良事業によって実施する、堤高15m未満のフィルタイプのため池の改修に適用するものであり、堤高15m以上となる改修の場合は、土地改良事業計画設計基準 設計「ダム」基準書・技術書（平成15年4月）に準拠するものとする。

なお、ため池の新設及び国営土地改良事業以外の土地改良事業として実施されるため池改修の設計については、本指針の適用を受けるものではないが、当該事業主体は独自の判断の下で本指針を準用することができる。

本指針で取扱う環境配慮範囲は、堤体部分の環境配慮工法のみならず、ため池と後背地との間の連続性確保等を含む下図の部分を対象とする（図-1.2.1）。

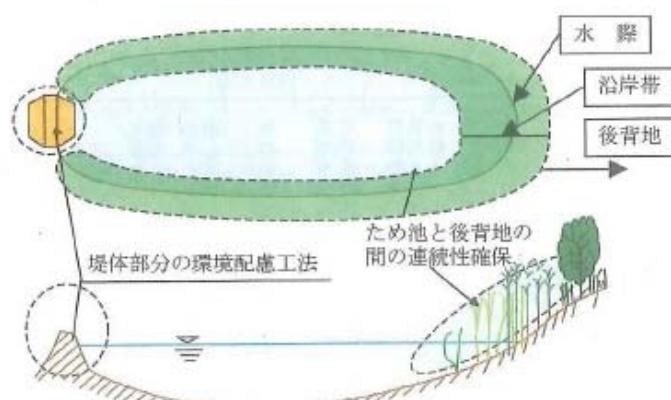
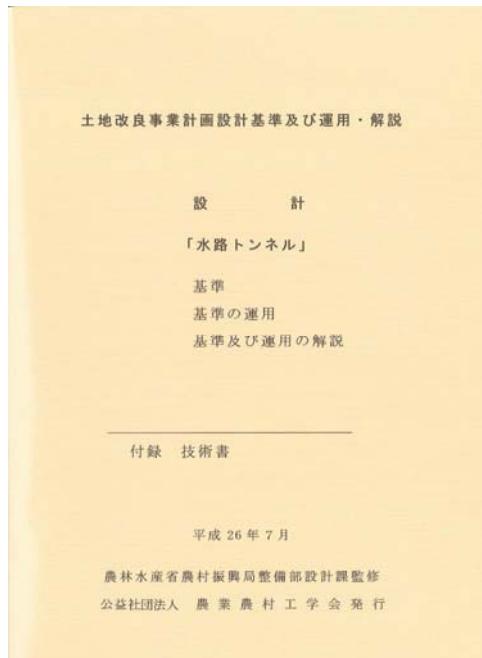


図-1.2.1 ため池の環境配慮範囲

土地改良事業計画設計基準及び運用・解説

設計 「水路トンネル」 基準書、技術書



平成 26 年 3 月 31 日 一部改正（農林水産省農村振興局）

平成 27 年 9 月 (公社)農業農村工学会発行

A4 版 645 ページ (基準書及び技術書)

基準書 (基準・基準の運用・基準及び運用の解説)

- 1 基準の位置付け
- 2 トンネルの定義
- 3 設計の基本
- 4 関係法令の遵守
- 5 設計の手順
- 6 調査
- 7 基本設計
- 8 細部設計
- 9 水理設計
- 10 無圧トンネルの構造設計
- 11 圧力トンネルの構造設計
- 12 トンネルの施工
- 13 管理

技術書

- 第 1 章 総論
 - 第 2 章 調査
 - 第 3 章 基本設計
 - 第 4 章 水理設計
 - 第 5 章 無圧トンネル I (矢板工法の場合)
 - 第 6 章 無圧トンネル II (吹付け・ロックボルト工法)
 - 第 7 章 圧力トンネル
 - 第 8 章 施工
 - 第 9 章 維持管理
 - 第 10 章 保全管理
- 参考資料

水路トンネル用語集



図-1.3.2 水路トンネル工法の分類

土地改良事業設計指針

よりよき設計のために 頭首工の魚道

よりよき設計のために
「頭首工の魚道」設計指針

農林水產省農村振興局整備部設計課監修

平成 27 年 3 月 (公社) 農業農村工学会 発行

A4 版 240 ページ

第1章 総説

第2章 調査

(調査の基本、調査内容)

第3章 設計の基本事項

(一般事項、魚類等の生理・生態、設計条件の設定、
魚道位置の選定、魚道形式の選定)

第4章 設計

(水理設計、構造設計)

第5章 タイプ別の設計

(プール (隔壁) タイプ) 水路タイプ

オペレーションタイプ、複合式（ハイブリッド式）

併用式

第6章 施工

章 保全管理・評価

(魚道)

引用文

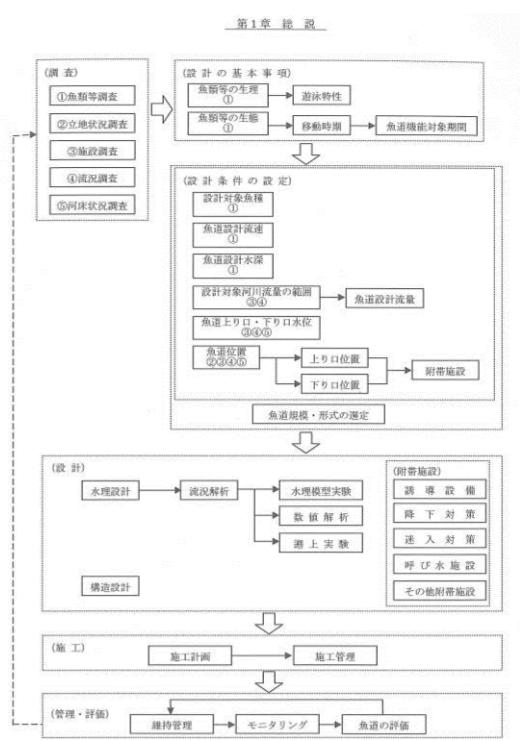
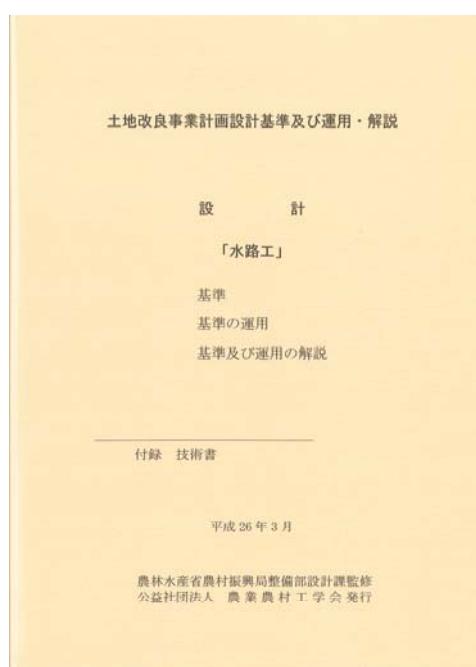


図-1.5-1 魚道設計の一般的な手順

注1) (設計の基本事項)、(設計条件の設定)に示す①～⑤は、(調査)における項目番号と同じで、関連する項目を示している。

土地改良事業計画設計基準および運用・解説

設計 「水路工」 基準書、技術書



平成 26 年 3 月 31 日 一部改定 (農林水産省農村振興局)

平成 27 年 5 月 (公社)農業農村工学会発行

A4 版 870 ページ (基準書及び技術書)

基準書 (基準・基準の運用・基準及び運用の解説)

技術書

- 第 1 章 水路工の歴史的変遷
- 第 2 章 水路の分類
- 第 3 章 水路組織の設計
- 第 4 章 水路工に必要な各種の調査方法
- 第 5 章 基本設計
- 第 6 章 水理設計
- 第 7 章 構造設計
- 第 8 章 水路施設の設計
- 第 9 章 分水工・量水施設及び合流施設
- 第 10 章 調整施設
- 第 11 章 保護施設
- 第 12 章 安全施設
- 第 13 章 維持管理及び水管管理
- 第 14 章 保全管理
- 第 15 章 プレキャストコンクリート水路
- 第 16 章 施工

付 水路工用語集

109

109

第 1 章 水路工の歴史的変遷

日本の農業は稲作を主体として発展して来たが、稻作農業は一度に大量の用水を必要とするため、天水のみでは到底必要な用水をまかなうことができず、沿沢地やため池が自然発生的に用水源として利用されるようになってきた。

稻作は、時期に必要な用水を計画的に確保する必要があり、このため稻作技術とともに用水の一時貯留や取水、停止制御技術が発達し、規模の大きい地域においては、田畠のまでは用水供給が困難なはず、沿沢地やため池の基礎技術で灌門取水技術の進展とともに、用水路が開削されるようになつた。

一方、河川からの取水は不安定であったため、数多くの小規模な取水入渠により行われ、大规模な河川取水が開始されたのは阿波堤防や水道施設の整備により、河川底が安定した點のことであり、水路工技術力をはじめとして農業生産力の発展段階を反映するものであった。

江戸時代、国の大定安政に伴い農業人口の増加等が生じたため、主食である米生産の必要性から水田開墾が活発化し、見附代用水路に代表される農業用水路の開削が盛んに行われた。

見附代用水路は、1728(享保 13)年の開削以来、大阪市、蒲郡市、川口町にまたがる見附川という水面約 1,200ha の大水池による見附川沿岸帶の漁場地約 5,000ha を生みかかっている。開削によって新田開発が促進されていた 1728 年、第八代将軍徳川吉宗は、幕府の許可を得て見附川開拓奉行として河原舟舟を命ぜて水路を開拓した。為には幕府の新田必須派役や、土地を求める農村諸事務や引耕水開闢の技术的構造の必要性、当時の技術水準、労働力の確保から、中途半端な既存水原の補給増設や引耕水を採らず、利根川を唯一の水原とする水系統を統一して、他の方の水系統を新しい体系に再編するとともに、用水井手の完全分離を図るため、見附水井を干拓し、これに伴わる用水源を利根川に求め、二十数里に及ぶ大掛水路を開削することとした。見附代用水路の設計施工には、川を強固な堤と築岸で固定、蛇行していく見附川と直線にいく止水を制御する「矩州流」の技術が導入され、数十箇の水門調節装置を行ない取水池を運営し、星川の排水路利用、伏せ越し、技術を駆使して取水口、引排水路の掘削、堆積等が複数設けられ、278 年までに 1,200ha の新田が拓かれた。さらに、見附代用水は農業用水の確保だけでなく、舟運による江戸への物資輸送も可能となつたことで開発平野は大きく変貌・発展し、江戸の生産基盤として確立された。

その後、江戸幕府から明治政府への治政体制の大転換によって、海外技術の導入が始まり、特に明治 5 年頃のファン・ドーランをはじめとするオランダ人技術団による計画、設計手法、工事に関する技術指導はその大きさがけりあり、その後河川治水技術及び測量工、水路工技術の発達に大きな影響を与えることとなつた。とりわけ、ファン・ドーランの福島義典が横浜水道の用水計画や水路の設計技術・建設指導や、デ・レーケのほぼ全生命にわたる治水・水利に関する近代技術導入の業績が高く評価されている。

デ・レーケは、明治 6~36 年までの 30 年間日本に渡航し、各地で数多くの技術講習を行ひ、そのひとつに山県有朋吉川における用水合口の整備がある。

当時の用水合口は小規模で無秩序であったため、明らかに健勝の弱点となつていていたところから、明治 24 年の大洪水では用水取入れ口部分の堤防がほどこ決壟した。用水の場合は、河川治水上の要請であり、通常上下流の受益者の利害関係や趣向等との対立から合意、完成までは籽余糞を撒くるのが通例となつたが、デ・レーケの提案によると合口のための用水合口の整備は、水路の再編整備は、その後の水路の効率に大きく寄与するものとなつた。

第 4 章 水路工に必要な各種の調査方法

関連条項 (基準 6、運用 6-1~6-8)

4.1 調査計画

調査は、大体から順次細部に進めるのが最も一般的であるが、段階により調査事項、範囲、方針、内容及び精度等が異なるものとなる。このため、対象の水路に必要な調査となるよう事前に十分な調査計画を樹立立て、これに基づいた調査を進めること。

水路の調査には、計画、設計、施工、維持・管理及びその他の要件により必要な調査がある。

また、調査の内容としては、①資料収集、聞き取り、②現地、③現地調査、測量、現地観測等がある。

④室内試験、⑤試験施工・施工後の観察、⑥足跡調査等がある。

さらに、調査は単に技術的な問題だけではなく、広く社会的影響度も大きいため制約を受ける場合が多く調査開始から工事施工まで長期間にわたることから、各段階において手厚い等を防ぐため随時補完しつづき実施されるものもある。したがって、調査の段階区分は困難であるが、事業実施の手順と同様に、①計画調査、②全体設計調査、③工事実施調査、④補足調査に区分され、調査の手順は、図-4.1.1 に示すとおりである。

(事業の流れ) (調査) (調査目的)

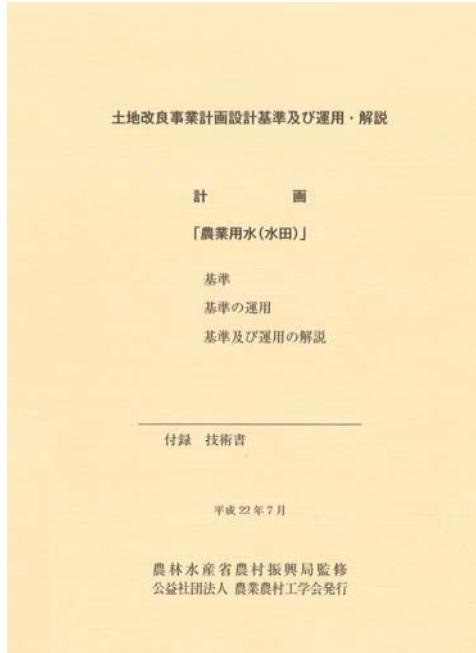
(主な調査内容)



図-4.1.1 調査の手順

土地改良事業計画設計基準及び運用・解説

計画 「農業用水（水田）」



平成 22 年 9 月 6 日 制定 (農林水産省農村振興局)

平成 26 年 6 月 (公社)農業農村工学会発行

A4 版 293 ページ

基準（基準・基準の運用・基準及び運用の解説）

第 1 章 総論

第 2 章 調査

(基本的考え方、概査、精査)

第 3 章 計画

(事業計画の作成の手順、基本構想、基本計画、施設計画
管理運営計画、事業計画の評価)

技術書

- 1 水田地域の農業用水
- 2 農業用水の区分・特徴
- 3 地元意向の把握
- 4 他事業関連調査
- 5 営農・土地利用関連の調査計画
- 6 用水量調査
- 7 ほ場単位用水量
- 8 栽培管理用水量
- 9 施設管理用水量
- 10 有効雨量
- 11 地区内利用可能量
- 12 機能保全対策と更新等
- 13 機能診断調査と機能診断評価
- 14 環境との調和への配慮（生態系）
- 15 環境との調和への配慮（景観）
- 16 環境との調和への配慮（水質）
- 17 貯水施設
- 18 取水施設
- 19 送配水施設
- 20 調整施設
- 21 管理制御施設
- 22 小水力施設
- 23 管理運営計画

3.1

3. 地元意向の把握 (基準 2.2, 2.3.1 関連)

現行の土地改良法では、土地改良事業計画の概要について、市町村との協議を求めるとともに、国営・都道府県営事業については、あらかじめ計画の概要を公告・陳告し、地域住民はこれに関する意見書を提出できる仕組みとなっています。調査・計画の段階から、収益農家のみならず地域住民からも、事業の内容に関する意向・要望の情報を問い合わせ、これらを踏まえて事業計画を作成することが重要となる。

本事例においては、地域住民が地被景観の維持保全へ積極的に参画した事例を紹介する。

(1) 施設概要

国営かしいがい排水事業「A 地区」では、基幹的排水路の整備改修を行うに当たり、地域住民によるワークショップを通じて、環境に配慮した工法や住民参加型の施設管理のあり方等について合意形成を行った(写真-3.1)。



写真-3.1 ワークショップの開催状況

(2) 施設内容

基幹的排水路の整備を行った際、土木路で排水の残された区間(約 200m)を整備重点区間と位置づけ、住民参加によるワーキングショップを通じ、環境に配慮した工法や住民参加型の施設管理のあり方を議論し決定した。これを受け、事業者は施工手順を改訂等、住民意見を取り入れて工事を施工(写真-3.2, 3.3)。



写真-3.2 施工工事前

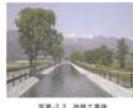
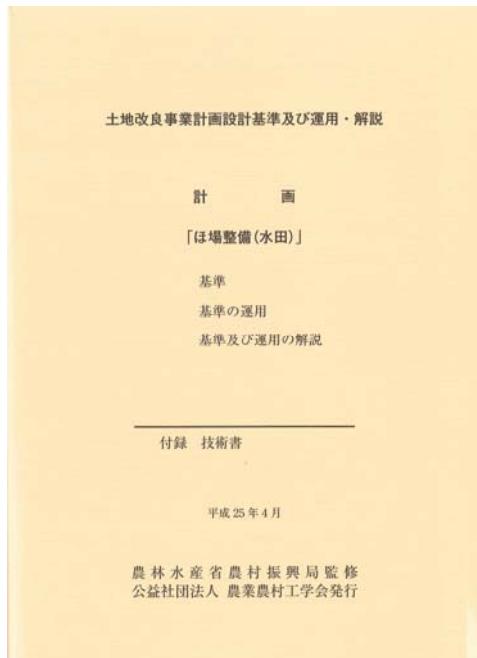


写真-3.3 施工工事後

また、200m以上にわたりワーキングショップ等の開催を実施として、地域住民による自主的な排水管理実践組織が立ちされ、土地改良区に連携して排水管理を実施するなど地域住民の排水管理への積極的な歩みにつながった(図-3.1)。

土地改良事業計画設計基準及び運用・解説

計画 ほ場整備（水田）



平成 25 年 4 月 19 日 制定 (農林水産省農村振興局)

平成 26 年 6 月 (公社)農業農村工学会発行

A4 版 379 ページ

基準 (基準・基準の運用・基準及び運用の解説)

第 1 章 総論

第 2 章 調査

第 3 章 計画

(計画策定の手順、基本構想、地区の設定、営農計画
区画整理計画、農道計画、用水計画、排水計画、
土層改良計画、再整備計画、環境配慮計画、換地計画、
計画の評価、他事業等との調整)

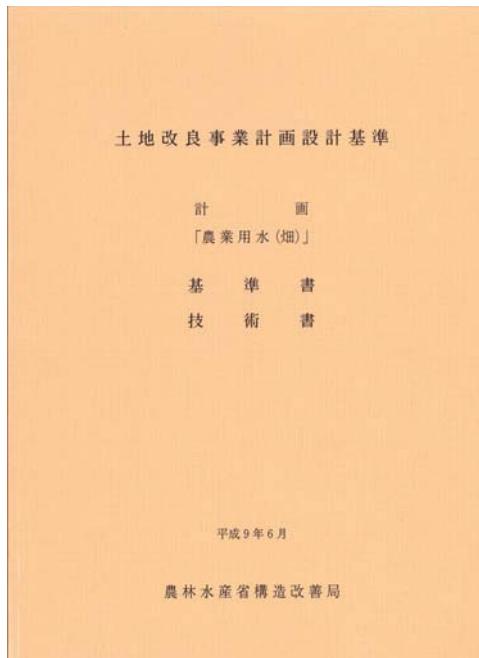
第 4 章 施工

技術書

- 1 水田整備の変遷
- 2 土壌調査及び地耐力の調査
- 3 直播栽培様式の分類
- 4 田畠輪換と区画計画
- 5 水田畠利用による営農計画
- 6 機械利用計画の検討手法
- 7 区画規模と農業機械作業効率の関係
- 8 農業機械の作業能力
- 9 主傾斜の方向と区画計画
- 10 初期かん水からみた耕区長辺長の検討
- 11 中小区画水田の耕区
- 12 傾斜地の区画形態
- 13 傾斜地における再区画整理
- 14 傾斜地における計画提示方法
- 15 畦畔法面の形状と除草作業の特徴
- 16 地下かんがい導入の検討
- 17 自動給水栓導入の検討
- 18 自動給水管理システム導入の検討
- 19 管水路型式小排水路の計画
- 20 水田の地下排水計画
- 21 急勾配水路を組み合わせた用排兼用水路方式
- 22 傾斜地水田の進入路
- 23 農道ターン方式導入の検討
- 24 生態系に配慮したほ場整備計画
- 25 生態系に配慮した農道計画
- 26 生態系に配慮した水路工法
- 27 景観に配慮したほ場整備計画の考え方
- 28 景観に配慮したほ場整備計画事例
- 29 水質調査・対策手法について
- 30 水質保全対策のための調査・計画について
- 31 事業に伴う主な換地業務 (計画確定後)
- 32 簡易 GPS を用いた施工機械の走行軌跡の記録
- 33 段差の小さい水田の運土度削減型整地工法
- 34 水田汎用化のための浅埋設暗渠の検討
- 35 巨大区画水田の創出

土地改良事業計画設計基準

計画 「農業用水（畑）」 基準書・技術書



平成 9 年 6 月 3 日 制定 (農林水産省構造改善局)

平成 9 年 9 月 (社)農業土木学会発行

A4 版 322 ページ

基準書

第1章 総論

第2章 調査

(調査の基本と手順、概査、精査)

第3章 計画

(事業計画作成の手順、基本構想、基本計画、施設計画
管理運営計画、事業計画の評価)

技術書

- | | |
|---------------------------|------------------|
| 1 農業用水の区分とその特徴 | 21 配水槽 |
| 2 土壌調査における母岩・母材、堆積様式の区分 | 22 配水施設の規模と配置 |
| 3 インテークレートの調査 | 23 配水施設の施設容量と自由度 |
| 4 土壌水分関係調査 | 24 ファームボンド |
| 5 他事業関連調査 | 25 配管計画における管径の決定 |
| 6 かんがい方式の特徴とその選定条件 | 26 薬液及び肥料混入処理 |
| 7 計画日消費水量等の決定 | 27 送水方式の種類と選定 |
| 8 計画間断日数と1回の計画かんがい水量 | 28 調整池 |
| 9 マイクロかんがいにおける計画日消費水量等の決定 | 29 総合水理解析の検討 |
| 10 施設畑（ハウス）の計画日消費水量等 | 30 用水路の形式と構造 |
| 11 栽培管理用水量の決定 | 31 附帯施設の形式と構造 |
| 12 計画用水量の決定 | 32 地下水工 |
| 13 スプリンクラー等の分類と選定 | 33 貯水施設 |
| 14 スプリンクラーの散布特性 | 34 管理制御施設 |
| 15 スプリンクラーかんがいにおける配管方式の決定 | 35 管理運営計画 |
| 16 スプリンクラー及び管路の設計と管材 | 36 一般的な年効果額 |
| 17 マイクロかんがい | 37 システムの計画と総合評価 |
| 18 地表かんがい | |
| 19 肥培かんがい | |
| 20 末端かんがい施設における調節装置の分類と選定 | |

土地改良事業計画設計基準及び運用・解説

計画 「農業用水（畑）」追補

平成 20 年 3 月 25 日 一部改定（農林水産省農村振興局）

平成 21 年 4 月 (社)農業農村工学会発行

A4 版 44 ページ

土地改良事業計画設計基準及び運用・解説

計 画

「農業用水（畑）」

(追 補)

基準及び運用の解説の一部改定

技術書の一部改定

- 38 環境との調和への配慮（景観その 1）
- 39 環境との調和への配慮（景観その 2）
- 40 環境との調和への配慮（水質その 1）
- 41 環境との調和への配慮（水質その 2）

平成 20 年 3 月

農林水産省農村振興局監修
社団法人 農業農村工学会発行

348

技術書・農場用水（畠）

41. 環境との調和への配慮（水質その 2）

3



写真-41.1 ばつ気循環装置



写真-41.2 沈砂池設置状況

オ. モニタリング及び維持管理

水質保全対策の有効性の確認のため、本地区ではモニタリング調査を実施している。

観測位置及び観測項目は、水質保全対策実施に当たり観測した地点（No.1～No.3）及び項目であり、「水質適正限界」と見比べながらデータの蓄積に努めている。また、定期的に「水質検討委員会」を開催し、蓄積されたデータや水質予測の結果等を踏まえ、技術的な見地から対策手法の効果を見極めることとしている。

また、維持管理については、土地改良区が、ばつ気循環装置のメンテナンス、沈砂池の目視点検を定期的に実施することとしている。

(3) 参考事例 2²⁾

ア. 地区概要

本地区は、水源となる貯水池の富栄養化により植物プランクトン（アオコ）が多量に発生し、水質の悪化が顕著となつたため、良質な農業用水の確保と併せて、良好な水辺空間の創出を目的として水質改善に取り組んだ地区である。

イ. 水質改善目標等

本地区では、アオコの抑制が目的であることから、具体的な水質改善目標を富栄養化の現象指標であるクロロフィルa濃度（Chl-a）及び透視度としている。

ウ. 水質調査

本地区では、水質改善の目標及び貯水池の規模（水深25m、総貯水量180万トン）を考慮し、クロロフィルa濃度（Chl-a）、透視度について調査を実施している。

エ. 水質保全対策

本地区においては、アオコの原因である植物プランクトンの増加の原因となる栄養塩類の除去を中心とした以下の対策を講じている。

① 空気循環

水を循環させ、上下層の水温や溶存酸素を均一化させることでアオコの発生を抑制する。さらに底層を好気的に保つことで底泥からの栄養塩類の溶出を防止する。

② 底泥の浚渫

貯水池底面に固定された栄養塩類を除去する。

③ 低地帯の造成

上流から貯水池への流入口付近で、陸生植物の植生浄化により栄養塩類を低減する。

④ 植生浄化施設

浮島の設置により栄養塩類の低減を図る。

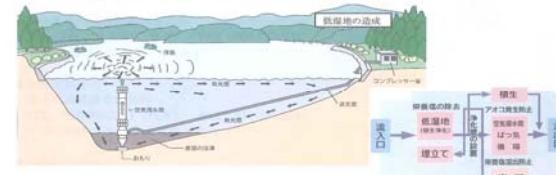


図-41.3 水質浄化施設全体図

オ. モニタリング及び維持管理

モニタリングについては、水管と併せて、土地改良区が目視により実施しており、適宜、水質の異常の有無を監視している。

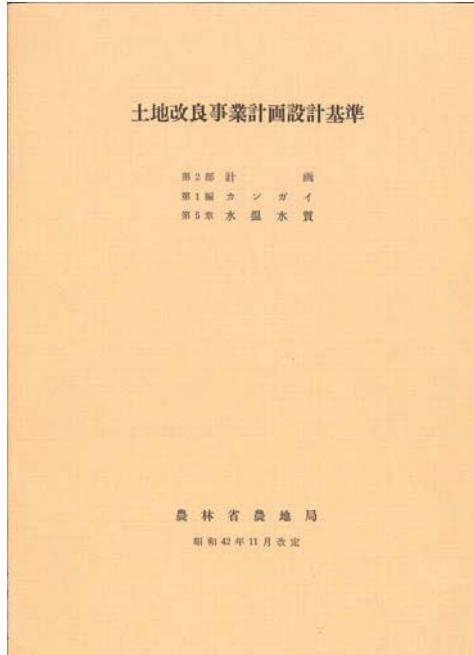
また、維持管理については、土地改良区が、ばつ気循環装置のメンテナンスと浮島の除草を年1回実施している。なお、現在では、貯水池水面及び周辺が、貸しボート、桜並木、散策路など地域住民の憩いの場として位置づけられるようになり、地域住民による自発的な草刈等の美化活動も行われている。

[参考] 遮光フロートによる調整池の藻類対策³⁾

ここでは、藻類の増殖抑制を目的として、フロートを水面に浮かべて藻類の光合成に必

土地改良事業計画設計基準

第2部 計画 第1編 カンガイ 第5章 水温・水質



昭和42年11月20日一部改定(農林省農地局)

昭和42年11月(社)農業土木学会発行

B5版 60ページ

第5章 水温水質

5.1 水温

5.2 水温対策

5.3 水温上昇機構

5.4 水温上昇施設

5.5 温水取水施設

5.6 水温上昇の効果

36 土地改良事業計画設計基準第2部

ることは温水池の設計にあたって留意しなければならないことである。

3. 水温上昇度の計算

ある気象条件で一定の温水池面積と流入量があたえられている場合に、この池で何度水温が上がるかを知る必要が生まれてくる。そこで、つぎに水温上昇度の計算を説明する。

札幌の場合(7月)を例にとって、つぎのような条件を仮定しよう。

| | |
|----------------------------|-----------------------------|
| 気温: 20.1°C | 相対湿度: 0.83 |
| 雲量: 0.74 | 風速: 3.4m/sec |
| 池面積: 10,000 m ² | 流入量: 0.1m ³ /sec |
| 流入水温: 17°C | |

(1) で説明したような方法を用いると、平衡水温はつぎのようになる。

$$\theta_w - \theta_b = 22.4^{\circ}\text{C}$$

これらの条件を(5.14) (5.15) 式に代入するとつぎのようになる。

$$\theta_w - \theta_b = (22.4 - 17) \left[1 - \exp \left(-\frac{1.94(1+2 \cdot 1.08)}{1 \times 10^4} \cdot \frac{1 \times 10^4}{0.1} \right) \right] \\ = 5.4 [1 - \exp(-0.613)]$$

数表から $\exp(-0.613) = e^{-0.613} = 0.540$

$$\theta_w - \theta_b = 5.4 [1 - 0.54] \\ = 2.48^{\circ}\text{C}$$

約 2.5°C 水温が上昇することがわかる。このように平衡水温がわかつておれば、温水池による水温上昇度の計算は容易である。

以上の計算は比較的に浅い温水池や温水路の水温上昇の予測には有効であるが、深い温水池型の温水タメ池にはあまり有効でない。というのは深い池では強い水温成層が形成されていて、以上の計算式を導くのに用いられている仮定が満足されないからである。深い温水タメ池での水温上昇度を計算する方法はまだ確立されていない。いろいろな便法(たとえば躍層までを一つの池と見なしして滞水時間を決定するなど)が使用されているが、その根拠はあまり明確でない。

参考文献

1. 井上直一: 北海道の気候と水田水温の上昇について、農業技術研究所報告 No.2, 111~138, (1952).
2. 川原勝男: 温水池上昇に関する基礎研究(1), 土石研 19, 129~137, (1953).
3. 三原義秋・大沼一巳: 温水池における水温上昇度と熱獲得率について、農技研報 A4, 43~66, (1955).
4. 三原・内島・中村・大沼: 温水池の熱収支および水温上昇の研究、農技研報 A7, 1~44, (1959).
5. 内島晋兵衛: 水温の热収支実験的研究、農技研報 A7, 131~181, (1959).

37 第1編 カンガイ

5.4 水温上昇施設

5.4.1 計画上の基礎条件

カンガイ水温が低温で水稲栽培に支障をきたすとき、水温上昇施設として、まず考えられるのは温水池および温水路の設置である。この限界となる水温は稻の品種、および生育期などによって異なるが、田植から出穂までの期間の平均をとれば 23°C 前後といわれている。しかし、北海道のように耐冷性品種を使用し、低温下の栽培技術の進んだ地域においては、この限界水温はこれより多少低いと考えられる。ここでカンガイ水は幹線、支線の水路を経て水田に流入するまでに若干の水温上昇を来たすこともあるから、河川などの源流水温がいつもそれほど高温である必要はない。

このように水路における水温上昇があるため、水路下流域の水田には比較的あたらしい用水がカットされるところになり、温水施設を設けた場合においても直接の効果は水路上流に近い水田ほど大きいことになる。とくに源流から離れた水田で、一度上流においてカンガイされた水が下流の用水に混じっているような所では水温がじゅうぶん高いのが普通である。

次にカンガイ期間の水温が低い場合でも、もともとその地方の平衡水温が低くて源流水温に近いようなときは、温水上昇施設は意味をなさない。その施設がどんなに良いものであっても平衡水温以上にはなり得ないからである。しかし、カンガイ期間の平均をとれば、一般的には平衡水温は 5.3 「温水池上昇施設」図-5.1B のように比較的高い。

温水施設が必要とされ、また最も威力を發揮するのは、気象条件が良いにもかかわらず源流水温が低いという場合である。源流水温が何度以下のとき温水施設が必要であるかは明確にされていないが、一定 18°C 位と考えて良いであろう。ただし、これ以下の水温であっても短時間でカンガイを行なっている地域においては温水上昇施設を必要としない。またカンガイ期間の平均水温が 18°C 以上の所でも、カンガイ初期または幼穗形成期などに冷水被害を受ける場合は、当然適当な温水上昇施設を考えなければならない。

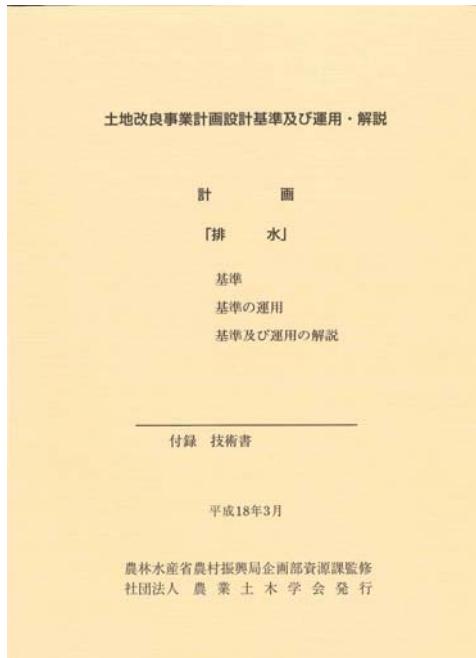
温水上昇施設の位置は源流の条件、地形などによって判断しなければならない。また温水上昇施設は流入、流出部、堤防などによるツブレ地を作るので、耕地外に設置することが最もしく、止むを得ない場合でも、耕地をつぶすことは最小限に止めめた方が有利である。これは水田がそれ自身温水上昇施設と同様の機能を持つため、必要な水温条件によつては(5.4.4 「温水の日変化と構造」参照) 施設を耕地内に作るよりは、水田のままにしておく方が有利な場合もありうる。

5.4.2 温水上昇施設の種類

温水上昇施設は水田区画内で操作する簡単なものを除けば、温水池と温水路に大別され、温水池にはさらに逆水型と貯水型がある(従来はこれらを総称して温水タメ池という場合が

土地改良事業計画設計基準及び運用・解説

計画 「排水」



平成 18 年 3 月 28 日 制定 (農林水産省農村振興局)

平成 18 年 6 月 (社)農業土木学会発行

A4 版 291 ページ

基準 (基準・基準の運用・基準及び運用の解説)

第 1 章 総論

第 2 章 調査

第 3 章 計画

(事業計画作成の手順、基本構想、一般計画

主要工事計画、管理計画、事業計画の評価)

技術書

1 排水事業及び技術の変遷

2 地域住民の合意形成

3 調査 (精査)

4 排水事業診断と排水系統の決定

5 排水方式の決定

6 計画基準内水位

7 計画基準降雨

9 洪水ピーク流出量の計算

10 洪水ハイドログラフの計算

11 常時排水量の計算

12 環境との調和への配慮

13 排水路

14 排水水門

15 ポンプ場

16 河口改良

<内容例> (技術書)

186

7. 計画基準降雨

(基準、基準の運用第3章3.3.6関連)

7.1 確率降雨量

7.1.1 確率年 (リターンビリオド)

対象とする水文量、例えば年最大日降雨量の特定の値 x に対応する確率年 (リターンビリオド) は、式(7.1)より求めます。

$$T = \frac{1}{m \cdot P(x)} \quad (7.1)$$

ここで、 T : 水文量の特定の値 x に対応する確率年

m : 年間平均生起頻度 (水文量 x の性質が年最大値の場合 $m=1$ 、計画基準降雨は年最大値を対象とするため、本章においては $m=1$ を前提とする。)

$P(x)$: 水文量が x に等しいか、又はそれを超える値が生起する確率 (これを超過確率

とよぶ)

式(7.1)に311て、例えば、年最大日降雨量 $x=125.7 \text{mm/d}$ に対する超過確率値が $P(x)=0.1$ のとき、

確率年は10年 ($T=1/0.1$) となる。ここで、 $P(x)$ は、以下のように定義される。

$$P(x) = 1 - F(x) = 1 - \int_{-\infty}^x f(x) dx \quad (7.2)$$

$$\therefore \int_x^{\infty} f(x) dx = 1 - P(x) = \int_x^{\infty} f(x) dx$$

ここに、関数 $f(x)$ は確率密度関数であり、図-7.1 に示すように、水文量 x に対する確率密度を表す。この関数は、水文量 x に関する母集団の生起確率特性を表し、その資料の性質 (例えば、年降雨量、月降雨量、日降雨量等) によって関数形が異なる。したがって、確率降雨量を求めるためにには、水文事象に最も適した関数を選択することが重要である。また、関数 $F(x)$ は、関数 $f(x)$ の積分で、これを分布関数といいます。

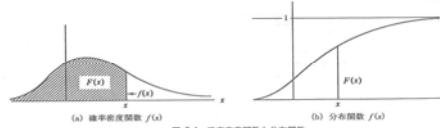


図-7.1 確率密度関数と分布関数

土地改良事業計画設計基準及び運用・解説

計画 「排水」追補

土地改良事業計画設計基準及び運用・解説

平成 20 年 3 月 25 日 一部制定 (農林水産省農村振興局)

平成 21 年 4 月 (社)農業農村工学会発行

A4 版 44 ページ

計 画

「排 水」

(追 補)

基準及び運用の解説の一部改定

技術書の一部改定

- 17 環境との調和への配慮 (景観その 1)
- 18 環境との調和への配慮 (景観その 2)
- 19 環境との調和への配慮 (水質その 1)
- 20 環境との調和への配慮 (水質その 2)

平成 20 年 3 月

農林水産省農村振興局監修
社団法人 農業農村工学会発行

304

目 頃 表・株 本

305

18.2 景観配慮対策事例

多様な施設や地域の実態に応じた景観配慮の在り方の参考とするため、特色ある施設設備や地域のデザインコードの導入を検討した事例とともに、それぞれの特徴について紹介する。

(1) 景観配慮の概要

当該排水機場は、河川河口部に位置し、近隣砂丘台地に群生する保安林（松林）に囲まれるとともに、周囲には住居専用地域に指定されていた（写真-18.3）。

このため、排水機場の整備に当たっては、排水機場設備の保安林の高さよりも植物自身が突出しないよう、また、周囲の住宅地や保安林の景観に対し、奇抜さや威圧感を与えないものとすることが必要であった。

当該事業では、事業投資を経済的なものとすることと併せ、景観への影響を極力軽減するため、排水機場建屋を最小限の補助にとどめて既設利用することとし、外壁の補修及び耐震補強を行うとともに、一般受電設備の建屋を新築することとした。なお、建屋の配色については、既に地域の景観の一部となっている既存施設の配色と同じとした。

(2) 具体的検討内容

事業の実施に伴い、整備した施設が、周辺景観から突出したイメージを与えることのないよう、背景色や地体の基調色を把握し、景観シミュレーションを用いた色彩検討を行い、複数機場に隔離して新設する受電設備建屋については、近隣に群生する保安林（松林）の景観に溶け込ませるよう建物の高さを低く抑えることとした（写真-18.2）。



写真-18.3 事業実施前の排水機場



写真-18.2 景観シミュレーション



写真-18.4 地点場(海水防潮)からの眺望 (排水機場の建設は砂丘台地に隠れ、遠慮のみが見える。)

18.2.2 遊水池の整備において周辺景観に配慮した事例

(1) 景観配慮の概要

本地域では、市街地化、混住化が進んできている水田地帯に、新規遊水池を造成するに当たり、農家と地主、農村に暮らす人々と都市に暮らす人々等の多様な交流と相互理解を深めることを目的として、景観に配慮した憩いの場の創設を構想した（図-18.3）。

遊水池の造成における景観配慮の検討に当たっては、地域住民等を含めたワークショップを開催し、景観に特化せず、施設やその周辺地域の有効活用に関する意見等も含めて、広く地域住民の意向の把握を行った。その結果をもとに、遊水池を複数のブロックに分割ゾーニングし、そのブロックごとに整備方針を検討して各々に特色ある整備を実施した。



(2) 具体的検討内容

市街地と接続している地域特性を踏まえ、遊水池及びその両辺の有効利用を念頭において整備をテーマとして検討を行った。その上に、住民意向を反映させた景観配慮を付加していく。

ワークショップにおける主な意見は、「地域住民参加により遊水池法面に植栽を施す」、「遊水池の一部に生態系を保全するエリアを確保する」、「安全柵には自然素材の木柵を採用する」等であった。

これらを踏まえ、ゾーニングの一方では、遊水池周りを人為的に芝桟で整備・美化することにより景観の主役とし（写真-18.5）、もう一方では、遊水池に生態系保全区域を確保し（写真-18.6）、自然の緑や水面を景観の協役とすることで対比調和型の景観配慮とした。また、これにより他の環境要素である生態系への配慮にも寄与している。

当該遊水池の施設管理者は市町村でありながら、住民参加による整備や多様な交流の場としての利活用を通じて、地域住民による協働管理が行われており、また継続的な保全管理についても話し合われている。



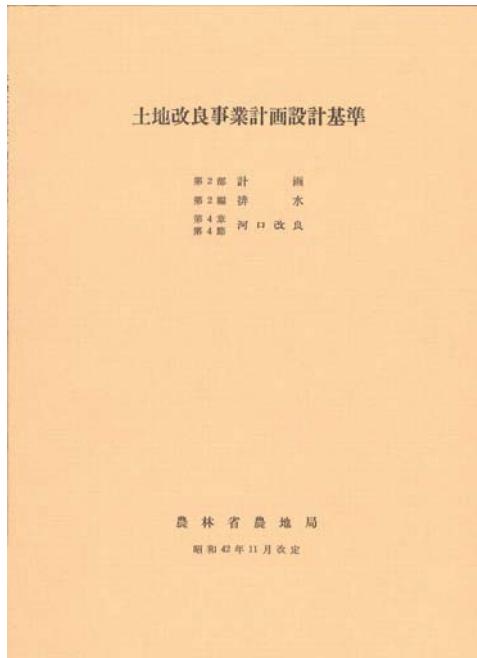
写真-18.5 地域住民参加で行われた遊水池周辺の整備



写真-18.6 生態系保全区域

土地改良事業計画設計基準

第2部 計画 第2編 排水 第4章 河口改良



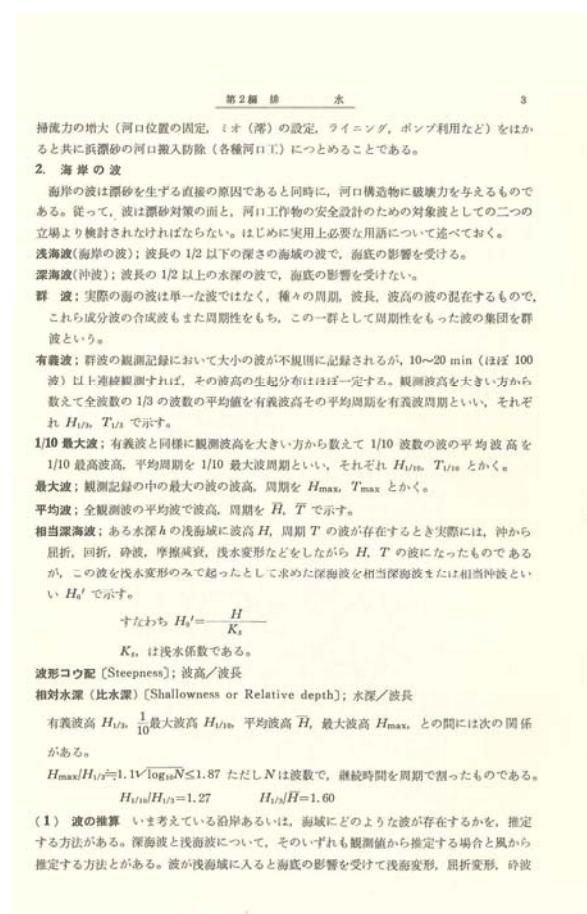
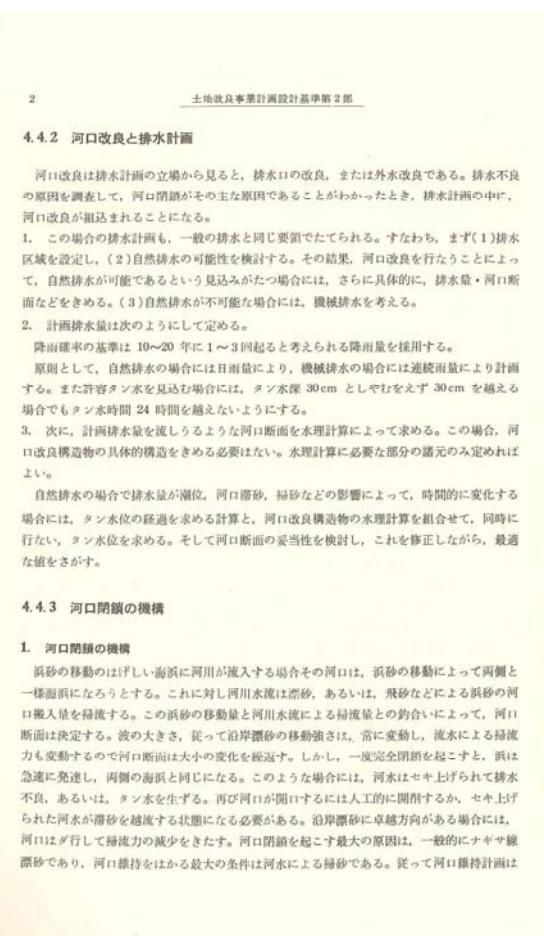
昭和42年11月20日 一部改定（農林省農地局）

昭和42年11月 (社)農業土木学会発行

B5版 60ページ

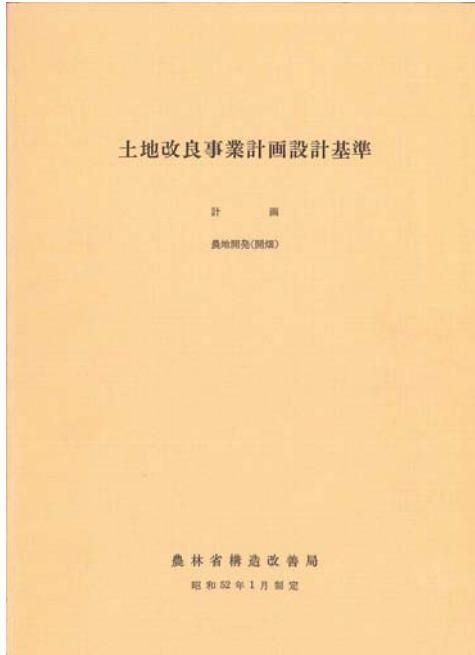
第4章第4節 河口改良

- 4.4.1 概説
- 4.4.2 河口改良と排水計画
- 4.4.3 河口閉鎖の機構
- 4.4.4 河口処理の基本調査
- 4.4.5 河口処理計画



土地改良事業計画設計基準

計画 農地開発（開畠）



昭和 52 年 1 月 18 日 一部制定 (農林省構造改善局)

昭和 52 年 3 月 (社)農業土木学会発行

B5 版 111 ページ

第 1 章 総論

第 2 章 計画

(営農計画、農地造成計画、区画計画、土じょう改良計画、
土層改良計画及び作土計画、農地保全計画、道路計画、
排水計画、用水計画、換地計画、環境整備計画)

第 3 章 施工

(施工計画、工法選定の基本、山成畠工、改良山成畠工
斜面畠工、階段畠工)

参考資料 開墾用機械の概要

2

第 2 章 計 画

2.1 営農計画

営農計画は、当該開発区域を含む広域の開発構造に即して、調査により明らかになった地区的気象条件、土地条件、水利条件、社会経済条件等を考慮して定める。更に営農計画において考慮すべき事項は、導入作物、その栽培方法、経営模式及び経営規模、経営組織の規模及び利用組織、営農施設の規模および利用組織、作業体系、作業組織、水管理の方法及び組織、農産物の集出荷施設の規模及び利用組織、加工流通過程の組織等である。

〔解説〕 営農計画は、農地開発事業の基礎となる最も重要な事項の一つである。

営農計画においては、地勢・農業葉付圖（県農業葉付圖、県農業葉付圖）（以下「葉付圖」と記す）、地形・傾斜度、土層、土じょう、地質、気象特性、社会経済条件等を考慮して定める。

2.2 農地造成計画

農地造成計画は、営農計画、地形、傾斜度、土層、土じょう、地質、気象特性、社会経済条件等を考慮して定める。

〔解説〕 造成計画の中で特に重要なのが造成方式の選択であり、開墾の造成形態による分類からもたらされた造成方式の選択に当たっての留意事項について以下に述べる。（2.2.1 造成方式の分類を参照）

造成方式は、営農計画、地形、傾斜度、土層、土じょう、地質、気象特性、社会経済条件等から得られた選定条件を総合的に検討して決定する。

(1) 営農計画 営農計画の立案に当たっての基本的条件及び操作の営農計画については 2.1 で既に述べたとおりである。

造成方式の選択に当たっては、導入作物、営農方式（機械力及び人手）、機械化作業体系、農業機械の性能等を考慮する。

また、七土地利用の観点からは、土地生産性を高めるため、導入作物の植栽密度の高い造成方式であること、及び分権の生産性を高めるために近代的開墾として選ぶべき条件が整備される造成方式であることが重要である。

(2) 地形・傾斜度 備耕開削地においては、山成畠工、斜面畠工及び階段畠工の方式が必要となるが、地形の傾斜及びしうる曲の度合い、農地区分計画、造成工法等を検討し、適切な方式を選択すべきである。

(3) 農地保全計画 農地保全計画においては、前述 2.5 農地保全計画を樹立する必要があるが、農地保全計画は、畑区画の大きさ、畑面ごと配、土地利用面積等を左右する要因となるので、このことについて十分配慮しなければならない。

(4) 造成工法 造成工法の間から留意すべき事項は、土層及び土じょうの性質によって、施工歩序、

計画・農地開発(開畠)

3

機械及び人手施工の難易、土層及び土じょうの理化学性の良否は、土地の生産性を左右する要件である。しかし造成方式の選択方によっては、開墾前の土層及び土じょうの状態を開墾によってかく乱し、問題を発生する場合もある。以下の点について留意する。

造成方式の選択に当たっては、表土層の厚さ、有効土層の厚さ、土じょうの理化学性はもとより、下層土中の石れきの状態、粘土又は岩盤からなる不透水層、酸化還元層の有無等が重要である。こうした下層土の状況は、土層及び土じょうの理化学性とともに施工の難易とその選択、造成風の選定、土じょうの成育資材の選択及び量等について農地保全及び営農間からの統合的検討を必要とする。

また急傾斜地における造成工法は、緩傾斜地より適盛土の多い造成工法を採ることから、特に下層土の性質の良否が遺視される。

(4) 気象特性 造成工法に及ぼす気象特性として、降雨、風、霜、雪、凍結等があげられる。これらの気象特性と造成工法の関係は、大別して東日本と西日本によつて配慮すべき条件が異なる。

特に西日本は、土じょうは浸食及び農地災害の危険時期が、降雨・大雨の降る 4 月～9 月、九州などの中南高地は 10 月までの乾燥期に当たっている。したがつて、該幹期での土地利用上の最大の負担はこの農地災害であることから、開墾の施工時期についても、こうした農地災害危険期を避けねばならないことが望ましいが、導入作物の種類によっては、は種・定期の通期からみた開墾の施工期の制約条件があつて、必ずしも農地災害危険期を避けるわけにもいかないのが現実である。例えば、作付別に、は種・移植・定植期を示すと、普通耕作物 9 月～10 月、かんきつ類 3 月、落葉果樹 1 月、茶・桑 2 月～3 月である。

したがつて、9 月～10 月から翌年の 1 月までに開墾の完工が必要である場合は、開墾の本工事を着手前に防災上の諸工事を先行させ、本工事は田内地内の農地災害の危険性の少ない区画、区画から施工を開始し、開墾の施工を選擇する必要がある。

(5) 社会経済条件 造成工法に及ぼす社会経済条件としては、市場立地、営農意図、基幹作物、生産基盤（土地基盤、道路、水路等）の整備状況、県農近代化施設の整備状況、各種の営農関係組織の実績等があり、これらについて十分留意するとともに、受信者の経済力、事業費の負担能力等直接的な経済力についても考慮する。

2.2.1 造成方式の分類

畠地の造成方式は、畠地の造成形態、耕起方法、施工手段により、次のように分類する。

(1) ほ場の造成形態による分類

① 山成畠工 ② 改良山成畠工 ③ 斜面畠工 ④ 階段畠工

(2) 耕起方法による分類

① 全面耕起法 ② 部分耕起法 ③ 不耕起法

(3) 施工手段による分類

① 機械力利用 ② 人 力 ③ 火力利用 ④ 牧畜利用

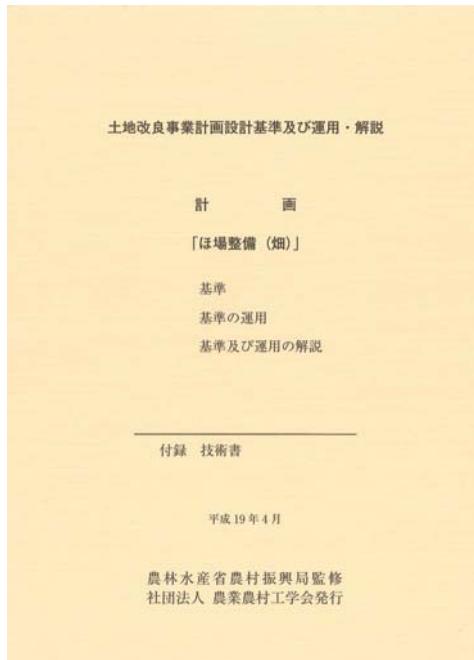
⑤ 奮力利用 (てい耕法)

〔解説〕

(1) ほ場の造成形態による分類 ほ場の造成形態による分類とは、ある営農計画や地形条件の制約下で

土地改良事業計画設計基準及び運用・解説

計画 ほ場整備（畑）



<内容例> (技術書)

16. かんがいと耕区の形状及び大きさ

(基準 第2章3.5.4 関連)

「基準及び運用の解説 3.8 水用計画 3. かんがい方針」に示す (1) スプリングラー (6) うね開かんがいのうち、耕区の形状等に影響を与える (1) スプリングラー (6) うね開かんがいについて、耕区の形状、大きさ等の決定の考え方を示す。

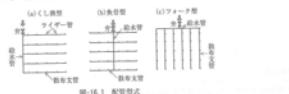
16.1 スプリングラー (6) うね開かんがい

スプリングラーやうね開かんがいでは、散布水管の延長と開闊及び使用器具の関係が重要である。スプリングラーやうね開かんがいでは、耕区の形状及び配管距離の事例を表す(1)～(6)に示す。ここではうね開かんがいの場合、おおよその目安として、スプリングラー及び散布水管の開闊を散布直径の0.55～0.60倍とした。

| 耕区 分 | 散布直径 (m) | 開闊 (m) | 主な使用目的の例 |
|------|----------|----------|----------------------------------|
| S | 32 未満 | 18 未溌 | 播種用等、整地等の補助かんがい |
| M 1 | 32～35 未溌 | 18～20 未溌 | 補助かんがいと多目標一般 |
| M 2 | 35～38 未溌 | 20～22 未溌 | 上：(日向地帶等除く) 施肥、施肥用等の条件良い場合 |
| L | 40 以上 | 22 以上 | 下：(日向地帶等除く) 施肥等の条件悪い場合、ひんびんかんがい等 |

(注) 計画は散布直径の0.55～0.60倍、散布直角は耕区の開闊面積にかかる範囲を示す。

農業機械作業の点からは、できるだけ引込水栓等の遮断設置が耕区にない方が操作であり、このために散布水管の延長で耕区の長さが固定されてしまう。例えば、現在多く使われている中間圧型のスプリングラーによると耕区から散布水管に導かれた水は散布水管上のスプリングラーカラ地盤に散水される。移動式の散布水管には片持ちりと呼びて、普通50m以下以下の直径が使用される。口径50mmのもので、農業作業圧の変動が20%以内となる限界長さは、例えば、平地でスプリングラー一開拓を20mとするとき、普通5個まで100m程度である。また、散布水管の移動距離又は設置開拓は18～20mである。そこで、1回の散布単位を1耕区とする場合には、耕区の長さは100m以上である。つまり散布水管の移動距離又は設置の限界とされなければならない。しかし、このような制限は、散布水管が耕区の移動距離又は設置の限界とされなければならない。むしろ機械作業、營農条件等から定められた適正耕区に合うように耕区計画を検討することが大切である。



平成 19 年 4 月 16 日 制定 (農林水産省農村振興局)

平成 19 年 10 月 (社)農業農村工学会発行

A4 版 248 ページ

基準（基準・基準の運用・基準及び運用の解説）

第1章 総論

第2章 調査

第3章 計画

(基本構想の作成、事業計画の作成、地区の設定

営農計画、区画計画、農道計画、排水計画、用水計画
土層改良計画、農業被害防止計画、換地計画、
事業計画の評価、他事業等との調整、施工、維持管理)

技術書

1 畑のほ場整備の変遷と役割

2 自然条件に関する精査

3 土壤に関する精査

4 営農及び栽培状況に関する精査

5 環境との調和への配慮

6 景観に配慮したほ場整備

7 他事業関連調査

8 集団的生産組織の検討例

9 作付体系計画の検討手法

10 機械利用計画の検討手法

11 ほ区の基本タイプの適用に必要な諸条件

12 ほ区の基本タイプの適用と留意事項（普通畑及び樹園地）

13 施設園芸を前提としたほ区の基本タイプ

14 機械作業効率と耕区の形状及び大きさ

15 農業用機械の作業能力

16 かんがいと耕区の形状及び大きさ

17 農地保全上留意すべき事項

18 樹園地における道路配置

19 農道の構造等における検討方法

20 排水路の形状・構造と適用条件

21 暗きよ排水計画の検討

22 土地利用形態とかんがい方法

23 畑地における土層改良

24 気象災害と防止計画

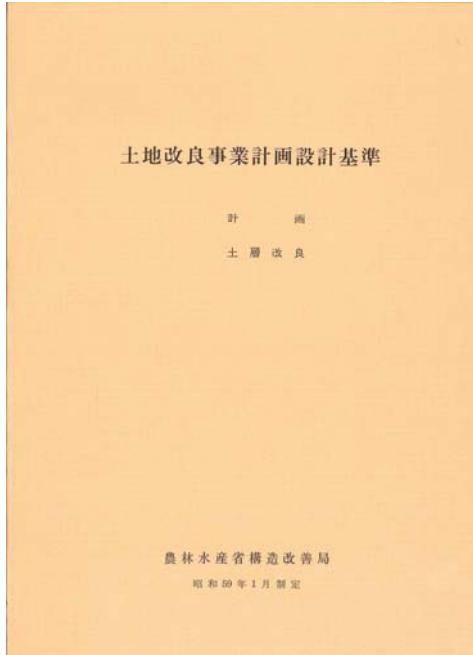
25 鳥獣害防止対策

26 施工

27 工事後のほ場条件の変化

土地改良事業計画設計基準

計画 土層改良



22

第3章 計画

3.2 地区範囲の決定

地区的範囲は、土層改良を必要とする土層の分布状況、営農計画、農家の意向等を踏まえ、適切に決定する。

〔解説〕
土壤調査結果により、改良すべき土層の分布状況、その程度等を把握し、また、営農計画（将来の土地利用、営農のあり方等）や地域開発構想、関連土地改良事業等との整合性に配慮するとともに、受益農家の意向調査結果を十分反映させて地区の範囲を決定する。

また、客土にあっては土取場における土量の貯存量、除草や不良土層排除にあっては、埋込み地又は集積地の可能性（容量等）が地区範囲の決定に大きな影響を与えるので留意する必要がある。

3.3 土地利用・営農計画

土地利用・営農計画は、地区的自然条件及び社会経済条件等を勘案し市町村等の農業開発構想及び農家の意向に即して樹立する。

〔解説〕
土層改良は、栽培作物によって栽培目標が左右されるものであることから、土地利用・営農計画が、事業計画の基本部分を決める重要な役割を果たす。

土地利用・営農計画は、調査により明らかとなった地区的気象条件、土地条件、水利条件、社会経済条件及び営農条件に適合するとともに、近傍の土層改良実施地区的土地利用・営農計画等を考慮しつつ、市町村等の農業開発構想並びに関連計画とも調和とされたものとなるよう適切に決定しなければならない。

(1) 計画導入作物は、次の条件が満足されるよう調定する必要がある。

- ① 地域の農業振興方向に適合し、かつ、作物の需給動向を考慮したものであること。
- ② 自然条件に適合し、かつ、経済効果が期待できるものであること。
- ③ 当該導入作物に係る作付体系が、農家群の農地、勞働条件等を考慮し、効率的かつ合理的なものであること。

④ 当該導入作物による栽培方式が、地域の農業技術水準からみて可能と認められるものであること。

(2) 営農計画は、現在の各個別経営の労働力、面積規模、資本設備等の経営基盤を前提として、当該基盤を確実に実現し、経営改善の目標及び目標に到達するまでのプロセスを主要営農類型ごとに定めるものであり、関係行政機関、受益者代表と十分協議のうえ、作成する。

営農計画は、次のような内容を備したものとする。

- ① 営農の基本的方向
- ② 主要な営農類型別に、経営規模、資本設備、技術体系、営農組織体制等についての目標及び目標に到達するまでのプロセス
- ③ 営農類型ごとの作付計画、労働計画、資金計画、経営収支計画等

計画・土層改良

23

3.4 事業実施方式の決定

土層改良は単独の事業として実施することが適当な場合もあるが、他の事業と同時に又はその一環として実施することが経済的かつ合理的である場合も多いため、その実施方式については、これらの点を十分踏まえ適切に決定する。

〔解説〕

土層改良は、農用地を直接改良する工事であるから、単独事業で実施するよりも、その事業効率を上げるために他の事業と一緒にして行われる場合が多い。したがって、土層改良を計画する場合には、当該地域に将来どのような農業基盤整備事業が実施されるかを把握し、どのような事業実施方式を選択すれば最も効果的であるかを十分検討しなければならない。

3.5 土層改良計画

3.5.1 土層の改良目標

計画樹立に当たっては、土層の改良目標を明確にすることが重要である。
土層の改良目標は、地区的土地利用・営農計画及び技術的・経済的観点を総合的に勘案のうえ、決定するものとする。

〔解説〕

土層改良の目標は、地目、作目、栽培管理作業の内容等の土地利用営農計画上の観点と土層改良の技術的・経済的観点の双方から検討して定めらるべきものであって、画一的に定めることはできない。このため、それぞれの地区的農業の状況に対応するとともに、土層及び地形、地質等の調査結果及び土地利用・営農計画等を踏まえ、また、必要に応じ専門家の意見を参考にしつつ、その地区に最適な改良目標を定めなければならない。

なお、水田（水耕）及び普通畑について、各地での多数の経験を総括的に集約し、土層の改良目標を示すと、表-3.1 に示すようなものが考えられるが、これも参考として各々の地区に最も適合する土層の改良目標を定めるものとする。

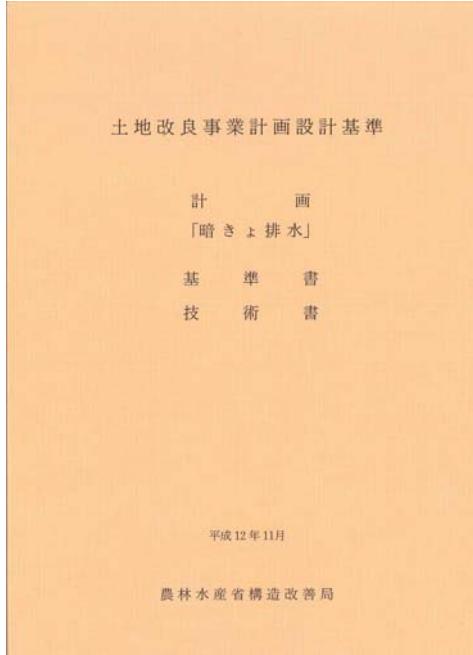
汎用農地では、水田利用及び畠利用のそれぞれの目的にかなうよう場条件が得られるように改良の目標を定め、きめの細かい土層改良計画を行うことが必要である。

汎用農地の土地条件は地域によって異なり、地下水位が高く、灌漑時に浸害を受ける恐れのあるような地域では、排水条件の高度化を図るとともに、普通畑の条件に近い条件が得られるように、土層の透水性を高めること並びに作土厚を確保することなどに留意して土層の改良目標を定めることが必要である。一方、畠状地等の湖水田地帯では、長い耕作によって形成された耕種が水田としてのほり条件を維持している場合もあり、このような地域では、土層の透水性を高めるために心土破碎等を施工すると、水田還元時に過大浸透を招き、水耕の生育障害や用水量の不足をもたらすこともある。このような場合は、過大浸透を招かないよう留意する必要がある。また、浅耕土地帶では客土等によって作土層を確保することが必要である。このように、汎用農地における土層改良は、総合的な基盤整備の中での位置づけに留意するとともに、改良目標をたてる場合には、水稲及び耕作作物両面の栽培技術からの検討、各地域の土地条件の特殊性、地元農家等の意向などを考慮のうえ、適切な改良目標を定めることが必要である。

樹園地では、樹種により最適な土層条件が異なるが、一般に、有効土層が深く、排水が良好で、塩基成分

土地改良事業計画設計基準

計画 「暗きよ排水」 基準書、技術書



<内容例> (技術書)

5. 計画暗きよ排水量の考え方

(基準書 第3章 3.2 開頭)

(1) 計画暗きよ排水量を求めることが必要性

計画暗きよ排水量を求めることが必要性は、地表残留水又は土壤中の蓄水力を目標時間内に排出するのに必要な暗きよ排水組織(暗きよの開闢及び深さ、排水管の断面等)の決定のためである。

また、計画された耕作・灌漑組織のもとで、計画暗きよ排水量を排除するのに必要な土壤の透水性改良の費用の算定及び地耐力の促進(高負担の促進による土壤の乾燥、亀裂の発生促進、心土崩れ、弾丸崩き等の補助暗きよ)にも関係するものである。

(2) 計画暗きよ排水量

暗きよ排水に供するべき灌漑水(地表残留水及び土壤中の蓄水力)の算出に要する目標時間としては、水田の場合には機械の導入や適正な水管管理のため、1~2日以内にしなければならない。また、水田の透水用及び他の場合は1日以内に排水を原則とし、類似地調査による計画暗きよ排水量の算定によって計画基準排水量を1/10年確率の時間とし、これに暗きよ排水依存率を乗じた値を4時間で排水することを目指す。

計画暗きよ排水量の算定については「6. 類似地調査による計画暗きよ排水量の求め方」で述べているように類似地調査による算定のほか、既往の暗きよ排水が実施した防砂地等における値を参考することも計画を構成する上で有効な手段と考えられる。また、表-5.1のとおり標準的な計画暗きよ排水量について参考とする場合もある。

なお、土壤の透水性が悪い場合等で以下の標準的な値が目標日数内に排水されない場合等は別途述べられている土壤改良のための各種規範(法規・標準及び運用の説明)、「5.3. 土壤の透水性の改良と地耐力」や灌漑暗きよを用いて土壤の透水性の改良を図ることが必要である。

暗きよ排水の最大値としては表-5.2のとおり、既往暗きよ排水の施工されている全国各地で調査したビーコン暗きよ排水量の測定結果が50 mm/d以前後のものが多く、この点からも最大50 mm/d程度の暗きよ排水量を与えればよいと判断される。

しかししながら、計画暗きよ排水量は、地区的地勢、土壤の自然条件、区画及び排水施設等の立地条件、降雨特性等によって異なるため、ここで示した標準的な暗きよ排水量よりも大きな値を採用する場合もある。

| 表-5.1 標準的な計画暗きよ排水量 (mm/d) | 表-5.2 暗きよ排水のビーコン排水量の一例 (mm/d) |
|---------------------------|-------------------------------|
| 区分 | 計画暗きよ排水量 |
| 水田 | 10~50 <標準 20~30> |
| 水田の耕作用排水 | 10~50 <標準 30~50> |
| 耕作用排水 | 50~100 |

平成12年11月15日 改定 (農林水産省構造改善局)

平成12年12月 (社)農業土木学会発行

A4版 184ページ

基準書 (基準・基準の運用・基準及び運用の解説)

第1章 総論

第2章 調査

第3章 計画

(計画の方針、計画基準値の決定、暗きよ排水組織計画
効果及びその算定)

第4章 施工

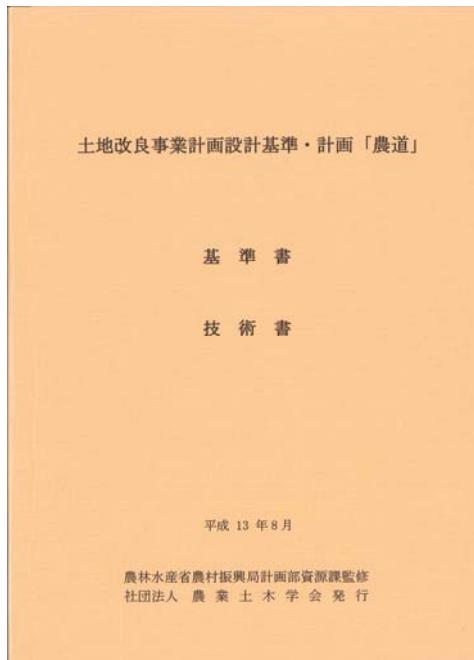
(施工の基本、本暗きよの施工、補助暗きよの施工
無材暗きよの施工、心土破碎)

第5章 維持管理

技術書

- 1 土壌調査及び地耐力調査
- 2 現場透水係数測定法
- 3 水田における地下水位調査法
- 4 地表排水と暗きよ排水の関係
- 5 計画暗きよ排水量の考え方
- 6 類似地調査による計画暗きよ排水量の求め方
- 7 地下水位
- 8 地耐力と地下水位
- 9 地耐力と車両走行性
- 10 暗きよ排水を使った農区、耕区単位の排水の制御方式
- 11 暗きよ排水管の配置方式
- 12 暗きよの配置と関連事項
- 13 暗きよを利用した用排水の制御
- 14 暗きよ溝の構造と機能
- 15 暗きよ資材の種類及び選定
- 16 水閘、立上り管(管理孔)及びマンホール
- 17 暗きよ管の敷設勾配及び直径
- 18 傾斜地における暗きよ排水組織
- 19 暗きよ排水工事の施工管理
- 20 暗きよ機能の低下の要因
- 21 補助暗きよの種類と施工
- 22 補助暗きよの選定
- 23 排水路の維持管理
- 24 暗きよ(吸水きよ、集水きよ)の維持管理
- 25 暗きよ排水の機能を利用して水稻作の生育制御
- 26 転換畠作物の地下水位管理基準
- 27 現場透水係数の補正と吸水きよ間隔の計算
- 28 暗きよ排水組織の計画・設計例(1)
- 29 暗きよ排水組織の計画・設計例(2)

土地改良事業計画設計基準 計画 「農道」 基準書、技術書



<内容例> (技術書)

| 3. 道路構造令の適用 | | | |
|--|-----------------------|-------------------|--------------|
| (1) 道路構造令の適用を受ける農道 | | | |
| 基幹的農道は、原則として道路構造令に準拠する。また、ほ場内農道のうち2車線の幹線農道についても道路構造令に準拠することを原則とする。 | | | |
| (2) 道路構造令に準拠する計画事項 | | | |
| 道路構造令に準拠する場合の主要な計画事項を以下に示す。 | | | |
| ○ 計划速度 | | | |
| ○ 横断面計画 ①車両総員 ②駕駆総員 ③歩道、自転車道及び自転車歩行者道の総員 ④横断歩道 ⑤縦断歩道 | | | |
| ○ 線形計画 ①線形及び限距 ②交差 | | | |
| (3) 道路構造令に準拠する際の留意事項 | | | |
| ① 道路構造令と農道計画基準の道路の区分・分類が異なることによる調整。 | | | |
| ② 道路構造令に規定されている数値には、標準値として規定されているものと最低値として規定されているものがあるので、各々の特徴を考慮の上、適用する。 | | | |
| (4) 農道計画基準と道路構造令の対比 | | | |
| 道路構造令においては、道路の存する地域（地方部、都市圏）と、高速自動車国道及び自動車専用道路又はその他の沿線の別で、第1種から第4種までに区分し、さらに、計画交通量、道路の種類（一般国道、都道府県道、市町村道）及び沿線の存する地域の地域により第1種から第5種まで区分している。 | | | |
| 道路構造令に規定されている道路のうち、第3種（地方部のその他の道路）の市町村道と農道計画基準との構造等の対比表を以下に示す。 | | | |
| ア、対比の対象とする道路 | | | |
| 表-3.1 計画交通量区分の対比 | | | |
| 道 路 構 造 令 | 農 道 計 画 基 準 | 道 路 構 造 令 | 農 道 計 画 基 準 |
| 道路の区分 | 計画交通量の区分 | 計画交通量の区分 | 農道の種類 |
| 第1種第2種 | 平地帯 4,000 以上 | 4,000 以上 | 【基幹】[幹線] |
| 第2種第3種 | 平地帯 4,000 未満 1,500 以上 | 4,000 未満 1,500 以上 | 【基幹】[幹線][支線] |
| 第3種第4種 | 平地帯 4,000 未満 500 以上 | 4,000 未満 500 以上 | 【基幹】[支線] |
| 第4種第5種 | 平地帯 500 未満 | 500 未満 | 【幹線】[支線] |
| (注)農道の種類は、一般的に計画交通量の区分に該当する考え方のものをとしたものである。 (注)【基幹】: 基幹的路線、【幹線】: 主幹的農道の幹線農道、【支線】: 支線農道、【幹線】: 国道幹線 | | | |

平成 13 年 8 月 29 日 制定 (農林水産省農村振興局)

平成 13 年 12 月 (社)農業土木学会発行

A4 版 150 ページ

基準書 (基準・基準の運用・基準及び運用の解説)

第1章 総論

第2章 調査

第3章 計画

(基本構想の作成、事業計画の作成、一般計画

主要工事計画、事業計画の評価、維持管理)

技術書

1 農道整備事業の変遷

2 関連する土地改良事業計画設計基準等

3 道路構造例の適用

4 農道整備の目標設定

5 農道の分類

6 周辺環境との調和に配慮した農道整備

7 受益地調査

8 気象・水文調査

9 地形・地質・土質調査

10 土地利用現況調査

11 農業調査

12 関連事業等調査

13 人口・産業・道路調査

14 交通量調査

15 交通安全調査

16 周辺環境調査

17 関係農家等の意向調査

18 路線配置計画

19 計画農業交通量

20 線形計画

21 橫断面計画

22 農道の維持管理

土地改良事業計画設計基準及び運用・解説

計画 「農道」追補

平成 19 年 3 月 30 日 一部改定（農林水産省農村振興局）

平成 20 年 2 月 (社) 農業農村工学会発行

A4 版 44 ページ

土地改良事業計画設計基準及び運用・解説

計 画

「農 道」

(追 補)

基準及び運用の解説の一部改定

技術書の一報改定

23 景観に配慮した農道計画の考え方

24 景観に配慮した農道整備計画事例

平成 19 年 3 月

農林水産省農村振興局監修
社団法人 農業農村工学会発行

152

技術書・農 道

ら、安全性を十分確保した上で景観に配慮することが必要である。特に、内部景観の検討では農道周辺のランドマークを考慮した路線配置、並木の設置などについて、安全性の向上と併せて検討することが望ましい。

ウ、農道の景観的特徴を踏まえた景観配慮農道を景観構成要素の一つとしてとらえた場合、外部景観は線形の要素として大きく影響することとなる。また、延長の長い農道の場合、農道の区間ごとに様々な周辺景観が現われることから、路線全体として一貫した景観配慮をするとともに、区間ごとに現われる周辺景観と調和した景観配慮が求められることとなる。

エ、地形改変による景観への影響の最小化農道整備では大規模な地形改変により切土、盛土が発生し、それを行う方法が農地景観を極度に人工的なものに変えてしまうこともあることから、農道整備では地形改変を可能な範囲で小さくする検討も行うことが必要である。

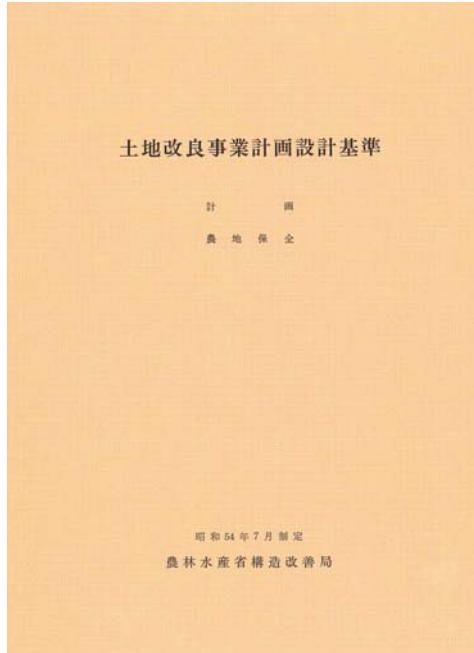
オ、農道利用者の意向を踏まえた景観配慮農道は農業交通に加えて一般交通の利用もあり、幅広い範囲の住民の利用が予測されることから、意向把握は農家を中心とした実施することが必要である。その際、農道利用者は農道の種類（基幹的農道、は場内農道（幹線農道、支線農道、耕作道））によって異なるものであり、また歩行者と自動車運転者の視点によっても、農道景観に対する評価が異なることから、この点に留意することが望ましい。

(4) 調査計画における基本事項

景観に配慮した計画樹立のための一般的な手順は図-23.1 のとおりである。以下に同手順に基づいて、概要、基本構想の策定、検査、計画樹立の各段階の基本的考え方を示す。

土地改良事業計画設計基準

計画 農地保全



昭和 54 年 7 月 7 日 制定 (農林水産省構造改善局)

昭和 54 年 11 月 (社)農業土木学会発行

B5 版 59 ページ

第 1 章 総論

第 2 章 調査

(図面の作成、地形・地質及び土壤調査、土地利用現況調査)

気象調査、排水状況及び用水状況調査、道路状況調査

農地保全施設調査、営農状況調査、被害状況調査

調査結果から見た保全対策の検討)

第 3 章 計画

(計画樹立の基本的考え方、地区の設定、計画の検討内容)

水食防止の原則、計画排水量、排水路工

ガリ阻止ぜき工、農道工、階段畑工)

第 4 章 計画に当たっての地域別留意事項

第 5 章 効果及び評価

第 6 章 維持管理

付 : 参考資料

18

土地改良事業計画設計基準

丘陵林地が開発されて開闢地になる場合は、開発直後の一時期を除けば、流出特性に大きな変化はない。

開拓された農地が頃地として利用される場合でも、丘頂部付近にはほぼ30cm以上の面積が未開発地として残されているならば、ビーム流出量は開発前と比べて大きく変わることはない。

丘陵地全体が丘頂部まで大規模に開拓された場合でも、独立した等高線に平行に行われるような耕作が採用されるならば、洪水到達時間に大きな変化があるとは思われない。しかし、独立した等高線に直角方向に行われるような耕作方法が採用されたり、牧草地に変わらなどして、斜面上の雨水の流下方向が開発前とほとんど変わらない場合には、斜面上の雨水流出時間の短縮が予想されるので、結果的には洪水到達時間が開発前の2/3程度になる可能性がある。このような状態が起これば必然的にビーム流出量の増大に結びつくことは、前項の説明から理解されよう。

3.6 排水路工

3.6.1 排水路の区分

計画における排水路は、次のように区分して取り扱う。

- (1) 承水路
- (2) 集水路
- (3) 排水路
- (4) 自然流路

〔解説〕

排水路は農地改良事業の中でも最も重要なものであり、図3-6.1に示すように配置されている。この区分は、現在実施されている事業で用いられている区分に従ったもので、改訂農業土木標準用語事典(農業土木学会)の区分とは若干異なっている。

(1) 承水路

承水路は、等高線にはほぼ平行に設けられる水路で地区外承水路と地区内承水路がある。地区外承水路は、地区外の背後地からの被出し水を受け、地区内への流入を防止するために設ける承水路である。地区内承水路は、地区内の流出水又は暗渠等からの排水を受け集水路に導くためのもので、一般に地区からの流出水を直接受けるように設ける場合を「クラス承水路」、より下部に設ける場合を「承水路」という。

(2) 集水路

集水路は承水路から流下する水を集めて、これを等高線にはほぼ直角方向に排水する水路であり、200~300 m の間隔で設ける場合が多い。なお、集水路を路地として設けたり、支線排水路とすることもある。

(3) 排水路

排水路は、集水路からの流出水を集め、河川又は自然流路に放流する水路であり、主として地区的低い位置又は自然のけい流などを利用する。必要に応じて護岸工、落差工、床固め工等を施し、水路の保全を図る。

(4) 自然流路

自然流路は、ほぼ自然のまま利用する河川及びけい流のことである。

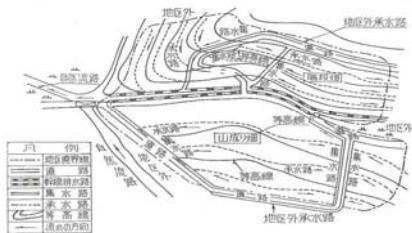
* 改訂農業土木標準用語事典(前版)では、この中にテラス放水路という言葉があるが、これは、テラス放水路に引まつた水を河川に排出するための水路で、この言葉でいう排水路は排水路に相当するものである。

19

農地保全

自然流路の側面の侵食及び土砂の沈積を防止するため、床固め、落差工、あるいはブロック、コンクリート工、じゃかご等による護岸を必要とする場合がある。

上記の区分に基づく排水路の配置例を図3-6.1に示す。



3.6.2 排水路計画の基本

排水路計画の基本は、排水路を系統的かつ適切な間隔で配置することであり、この点に留意して計画を樹立する。

〔解説〕

(1) 排水路の系統化

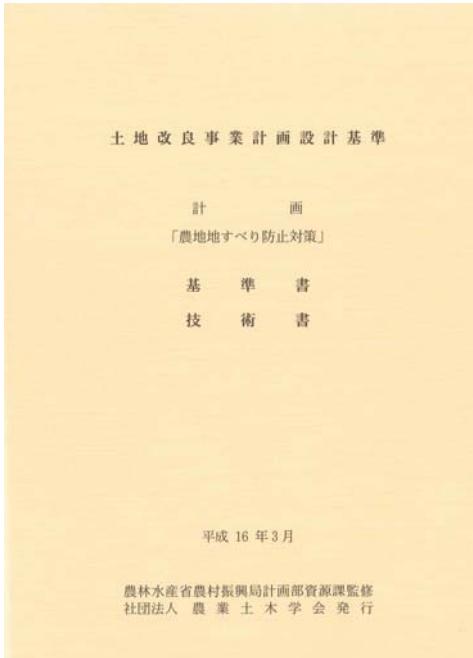
農地保全事業では、排水路が対策の基本施設となる。このため、排水路計画の負担が直接、農地保全計画の負担に結びつくこととなるので、慎重に決定しなければならない。排水路の系統化において特に留意すべき事項は、地区内の排水路の系統的な整備を図ることはもちろんのこと、地区上部の地区外から流入する流出水の処理と、地区下部の地区外への排水路対策である。地区内の排水系統についてには、決してコスト効率に基づき排水路の配設を計算する。地区外から流入する流出水の処理は地区上部に設ける承水路によって排水し、これで直接地区外に導いて処理することを原則とするが、やむを得ず地区内を通過して流下させる場合には、それによって土壌侵食が誘発されることのないよう、排水路の構造を十分検討しなければならない。

なお、計画に当たっては、地区外承水路を設けて地区外へ処理するか、地区内を通過させるかの基本的判断を明確にしておくことが必要である。

地区下部から地区外へ流下させる排水路は、自然流路又は河川へ直接排出する。この場合、接続する自然流路又は河川の過水断面を必ず検討し、断面拡大の要否、護岸の要否等について検討しなければならない。この際、地区内に土砂溜、沈砂池等の施設のない場合は、流水は必ず土砂を含んでいることを考慮し、地区外排水路に土砂溜、沈砂池等の施設を設け、下流の農地、人家等に被害を及ぼすことのないよう留意しなければならない。

土地改良事業計画設計基準

計画 「農地地すべり防止対策」 基準書、技術書



＜内容例＞（技術書）



平成 16 年 3 月 12 日 制定（農林水産省農村振興局）

平成 16 年 6 月 (社)農業土木学会発行

A4 版 372 ページ

基準書

第1章 総論

第2章 調査

(調査の基本と手順、概査、精査)

第3章 計画

(基本構想の作成、事業計画作成の手順、一般計画

主要工事計畫、維持管理

技術書

I 共通編

1 農地すべり防止対策の変遷

2 用語の定義

II 調査編

- 1 調査手法の選定
 - 2 調査位置の選定
 - 3 地形調査
 - 4 地すべり被害調査
 - 5 地質調査
 - 6 土質調査
 - 7 気象・水文調査
 - 8 地下水調査
 - 9 地すべり移動量調査
 - 10 周辺環境調査
 - 11 調査結果の整理

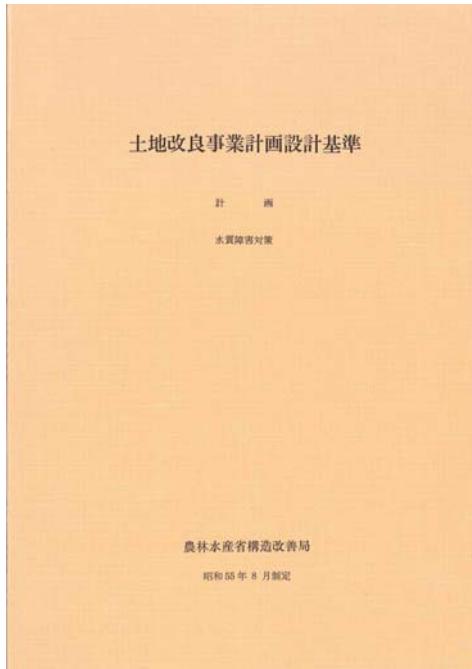
III 計画設計編

- 1 強度定数
 - 2 間隙水圧
 - 3 安定解析
 - 4 地表水排除工
 - 5 地下水排除工
 - 6 浸食防止工
 - 7 斜面改良工
 - 8 抑止工
 - 9 地すべり地域のほ場整備
 - 10 応急対策
 - 11 地下水排除工の維持管理

IV 資料編

土地改良事業計画設計基準

計画 水質障害対策



昭和 55 年 8 月 15 日 制定 (農林水産省構造改善局)

昭和 55 年 12 月 (社)農業土木学会発行

B5 版 46 ページ

第 1 章 総論

第 2 章 調査

(調査の手順、調査項目及び内容)

第 3 章 計画

(計画の基本方針、計画樹立の手順、受益地区の決定)

営農計画、基本対策の選定、用水計画、排水計画

関連他事業計画との調整、施設計画、

施工計画上の留意事項、計画の総合評価)

第 4 章 維持管理

22

水質障害対策

3. 減量率

流用用水路へ到達した汚泥負荷量を再生汚泥負荷量で除したものとして求められ、この値は、汚水の底下の水質、底下距離等により異なるので、それにおいて実測するが望ましい。一般に農業用水路へ直接汚水が流入している場合、又は汚水路が近傍の場合は減量率1として計画して差し支えない。

2.2.5 農業概況調査

地区的農業の概況について調査する。

〔解説〕

水質障害対策事業は、汚濁している農業用水の水質の改善を図ることを目的としたものであり、その対象には用水対策と排水対策がある。

用水対策を講ずる場合には、視認の水質を保護するのが原則であるが、事業は都市近郊等の宅地化の著しい地域で行われることが多いので、このような地域では、過去における農地の転用、都市計画における用地指定、水面転換等を踏まえ、水利用の対象となる面積を適切に決定することが重要である。

このため、農地の転用、作物別作付面積、農地所得、経営規模等の現況及び動向を調査する。

なお、水質障害対策と併せて用水改良又は排水改良を図る場合にはそれぞれの事業の計画に準じて必要な事項について調査する。

2.2.6 敗害状況調査

農業用水の水質汚濁による農作物及び農業用排水施設の被害、農作業への障害、応急対策の実施状況等を調査する。

〔解説〕

1. 農作物被害

農業用水の水質汚濁による農作物被害調査は、原則として、耕種概要、生育経過、収量、品質、倒伏及び病害虫による被害について行うが、必要に応じて気象条件、土壤条件及び施肥実績についても調査する。なお、農業用水の水質汚濁による農作物被害の程度は、これら調査結果を健全田(計画対象地域と立地条件、栽培条件等がほぼ同一な地域で、汚濁していない農業用水をかんがいしている所)での同様な調査による結果と比較して推定する。

参考

農作物被害調査

農作物被害調査には、いくつもの方法があるが、本節についての一例を示す次のとおりである。

1) 種植概要 種植概要の主要な調査項目は、施肥量(基肥、追肥)、品種名、栽植密度、本間耕起、かん水開始、基肥追肥(代わり)、中耕(除草)、落葉及び收获後の各施肥日があげられる。特に、施肥量、品種、水管理に係わる中干し耕起及び落水孔等、水質の汚濁による生産効率と直結関係の強い調査項目である。

なお、必要に応じて、施肥量、落葉、中干し耕起、落葉及び收获後の各施肥日があげられる。

2) 生育経過 一般に、汚水による水質汚濁への影響は、水口部が最も顕著である。窒素過剰の影響は、水口より本流に向って順次的に顕著となるのが特徴で、河川の生産地帯や耕地面と明確に區別することができる。通常、汚水田の水口は、黒色が濃く、道端のために下流の筋上がりが著しい。また健全田に比べて生长期が遅れ、細ぞらが悪く、倒伏現象がみられる。したがって、これらの状況を詳細には検討する。

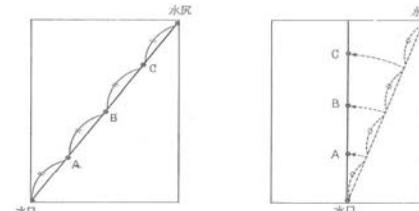
(i) 調査株の選び方 一筆の水田の調査株の決め方は、水口の位置によって、付図-2.1に示すような方法によって決めることが望ましい。A、B、Cの3地点の調査株の平均幅から被害度を勘定するが、水口を含めた4地点に

第 2 章 調査

23

について、例へに比較する場合もある。
② 調査項目 生育経過に関する調査項目は、草丈(cm)及び茎数(本/株)とする。調査時期は、分けづ期、始經期及び出穂期の3回とする。

(ii) 調査方法 一地点ごとに3往復を選び、その平均値を表示する。



付図-2.1 一筆の水田からの調査株の選び方の模式図

③ 収量構成割合 種收(本/株)、一株もみ收、茎葉歩合、支半子粒を総称して収量構成要素といい、これらの各項目を前述の調査指標について測定する。

取扱期におけるその他の調査項目は、①生育に関する事項として茎身長、節間長、鉢径、わら重、②水質に関する事項として、1往当たりの横歩合歩合、くず水素歩合、青米重歩合があり、これらは必要に応じて調査する。

2. 農作物への障害

農業用水の水質汚濁によって、土壤が悪化したり、作物が倒伏したりして、耕うん、収穫作業等の機械作業能率の低下がみられる場合には、その実態を調査する。

3. 農業用排水施設設備

農業用水の水質汚濁によって、農業用排水施設の損壊、機能低下及びこれらに伴う維持管理の変化がみられる場合には、その実態を調査する。

4. 環境影響

農業用水の水質汚濁によって、農業者の勞働環境等が悪化している場合には、その実態を調査する。

5. 応急対策

農業用水の水質汚濁によって生ずる農業被害を防止するため、個別農家又は土地改良区等によって応急的な対策、特別な維持管理等を行っている場合には、その実態を調査する。

2.2.7 関連事業等調査

地区及びその周辺地域の関連事業、農業振興地域整備計画、都市計画等の内容を調査する。

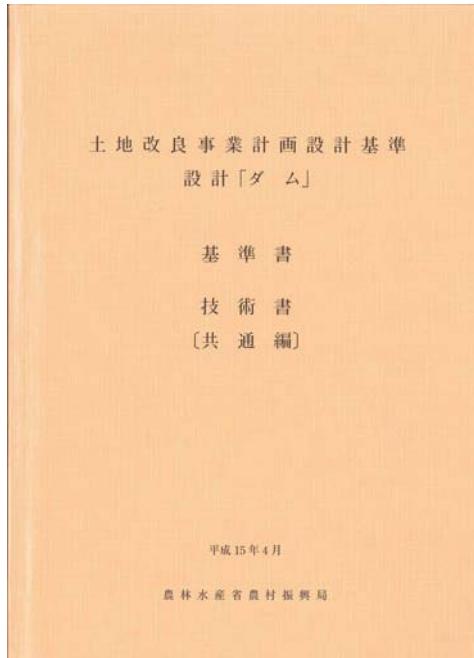
〔解説〕

1. 関連する土地改良事業等

地区及び周辺地域で、本事業と関連を有する計画中、実施あるいは実施済のかんがい排水事業、土地

土地改良事業計画設計基準

設計 「ダム」 基準書、技術書（共通編）



平成 15 年 4 月 16 日 改定 (農林水産省農村振興局)

平成 15 年 6 月 25 日 (社)農業土木学会発行

A4 版 基準書 113 ページ、技術書 396 ページ

基準書（基準・基準の運用・基準及び運用の解説）

技術書

第1章 ダムの歴史的経緯

第2章 ダムの分類と構成

第3章 ダムの建設に関する法令

第4章 設計の基本

第5章 調査計画

第6章 調査

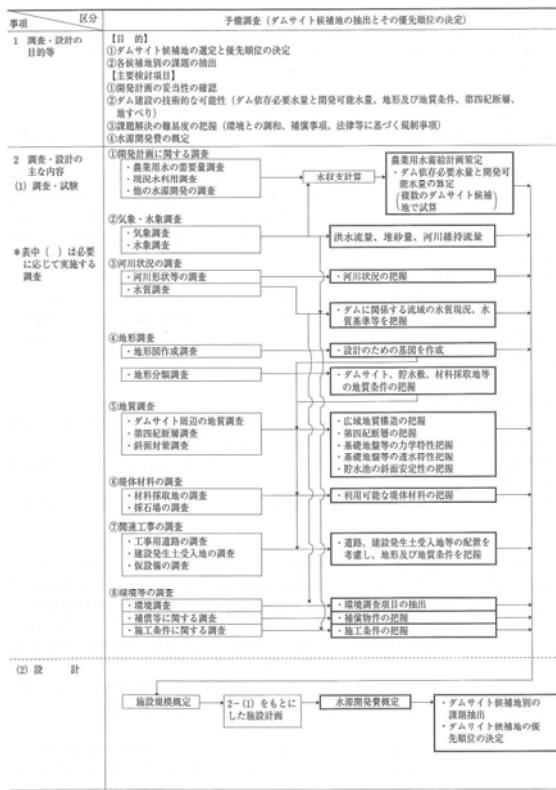
第7章 ダムサイトの選定

第8章 貯水池等の緒元

I -32

技術書・ダム

表-5.2-1 調査と設計・施工の流れ (1)



第 5 章 調査計画

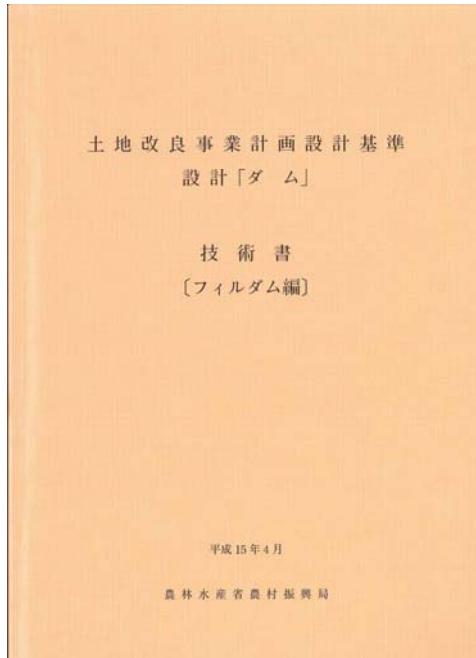
I -33

計画調査（ダムサイトの決定とダムタイプの概定）



土地改良事業計画設計基準

設計 「ダム」技術書（フィルダム編）



平成 15 年 4 月 16 日 改定 (農林水産省農村振興局)

平成 15 年 6 月 25 日 (社)農業土木学会発行

A4 版 技術書 575 ページ

技術書

第 9 章 フィルダムの設計

第 10 章 取水・放流設備の設計

第 11 章 転流工の設計

第 12 章 貯水池及びその周辺の整備

第 13 章 管理設備の設計

第 14 章 フィルダムの施工計画

第 15 章 準備工及び施工設備

第 16 章 転流工の施工

第 17 章 基礎掘削

第 18 章 基礎地盤の処理

第 19 章 堤体の施工

第 20 章 アスファルト遮水工の施工

第 21 章 監査廊の施工

第 22 章 取水・放流設備の施工

第 23 章 貯水池周辺地山等の斜面安定対策の施工

第 24 章 淌水計画

第 25 章 管理

第 26 章 フィルダムの再開発

II-72

$$\begin{aligned}
 & \text{設計・ダム} \\
 & = 1 \times 10^{-3} \times 86,400 \times \frac{1}{100} \times \left(\frac{(29.00 - 21.81)}{2} \right) \times \frac{1}{2} \times (58.00 + 28.06) \\
 & = 8.64 \times 10^{-3} \times 58.08 = 0.502 \text{m}^3/(\text{d-m})
 \end{aligned}$$

ここで、 $a_1 = \frac{H}{\sin\theta_1} = 58.09 \text{m}$

$$a_1 = \frac{y_1}{\sin\theta_1} = 28.06 \text{m}$$

$$C = \frac{H \sin\theta_1}{\cos(\theta_1 - \theta_2)} = 19.01 \text{m}$$

$$x_0 = \frac{H}{\tan\theta_1} = 50.23 \text{m}$$

$$y_0 = H = 29.00 \text{m}$$

$$\ell = \sqrt{(x_c - x_0)^2 + (y_c - y_0)^2} = 7.76 \text{m}$$

$$b = r \cdot 2 \sin^{-1} \left(\frac{1}{2} \frac{\ell}{r} \right) = 7.78 \text{m}$$

イ 半透水性ゾーン

半透水性ゾーンについては、(d)と同様に A. Casagrande の方法を用いて浸潤線を決定す

れども y_{1a}

$$h_1 = \frac{h_1}{k_1} h_1 = \frac{1}{100} \times 21.81 = 0.22 \text{m}$$

(式 9.1.5-25) より

$$y = \sqrt{2h_1x + h_1^2} = \sqrt{0.44x + 0.05}$$

(式 9.1.5-26) より

(4) 流線網 (フローネット) の

フローネットについては、「9.1.5.1(a) 図式解法」で詳細に示したので、ここではフローネットを描くまでの注意点と具体的な例について示す。

a 堤体内のフローネット

フローネットを描くには、まず大きな辺長の正方形フローネットで大きな流れを規定し、これを細分して詳細なフローネットを求める。

堤体の上流側斜面は等ボテンシャル線となるから、流線は上流側斜面に直交する。浸潤面及び基礎地盤面は流線となる。正方形フローネットでは、等ボテンシャル線のヘッド差は Δh で一定となるので、浸潤面と交わる各等ボテンシャル線の交点の鉛直距離の差 Δy は $\Delta y = \Delta h$ となる。この点に注意してフローネットを描く。

堤体内のフローネットの例を図-9.1.5-14～9.1.5-19に示す。

II-73

第 9 章 フィルダムの設計



図-9.1.5-14 均一型のフローネットの例 ($k_1 = 5k_2$)



図-9.1.5-15 水平ドレンを有する均一型のフローネットの例 ($k_1 = 5k_2$)



図-9.1.5-16 立ち上がりドレンを有する均一型のフローネットの例 ($k_1 = 5k_2$)



図-9.1.5-17 傾斜遮水ゾーン型のフローネットの例 ($k_1 = 25k_2$)

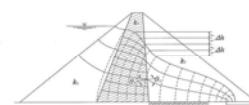
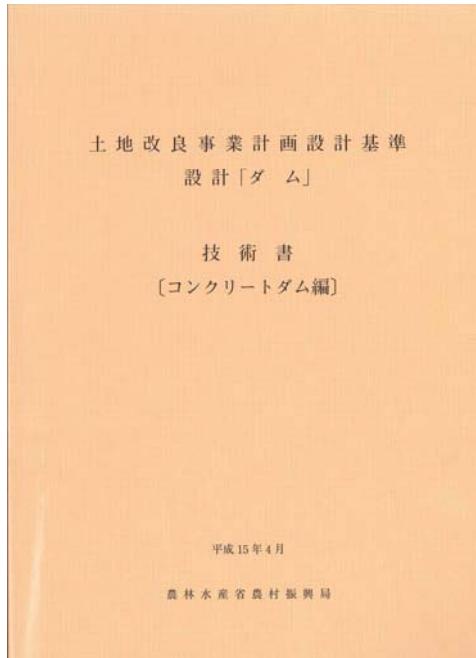


図-9.1.5-18 中心遮水ゾーン型フィルダムのフローネットの例 ($k_1 = k_2$ かつ $k_1 = 6k_2$)

土地改良事業計画設計基準

設計 「ダム」技術書（コンクリートダム編）



平成 15 年 4 月 16 日 改定 (農林水産省農村振興局)

平成 15 年 6 月 25 日 (社)農業土木学会発行

A4 版 技術書 470 ページ

技術書

第 9 章 重力式コンクリートダムの設計

第 10 章 取水・放流設備の設計

第 11 章 転流工の設計

第 12 章 貯水池及びその周辺の整備

第 13 章 管理設備の設計

第 14 章 コンクリートダムの施工計画

第 15 章 準備工及び施工設備

第 16 章 転流工の施工

第 17 章 基礎掘削

第 18 章 基礎地盤の処理

第 19 章 堤体の施工

第 20 章 貯水池周辺地山等の斜面安定対策の施工

第 21 章 滞水計画

第 22 章 管理

第 23 章 複合ダムの設計

第 24 章 コンクリートダムの再開発

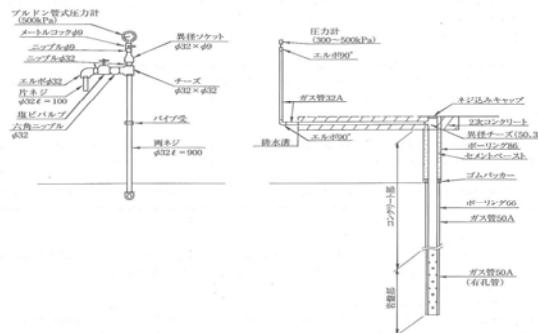
第 25 章 アーチ式コンクリートダム

第 26 章 中空重力式コンクリートダム

図-126

技術書「ダム」

- 圧地下水等によって大きな揚圧力が作用すると予想され、積極的に浸透水の排除を行う必要がある場合には、基礎地盤が堅硬でバイビングが発生する可能性がないことを確認した上で、コンソリデーショングラウチング施工範囲により深くまで孔を取けることもある。
- ③ 基礎排水孔には、揚圧力を測定できるよう孔口に圧力計を取り付ける（図-9.2.2-10）。なお、コンソリデーショングラウチング施工範囲よりも深くまで挿入した基礎排水孔で計測される揚圧力は、実際に堤体に作用しているよりも大きな揚圧力を示す場合があることに注意する。
- ④ 被圧地下水が堤体に影響を与えるような場合には、基礎排水孔を閉じることなく揚圧力を計測できるように、基礎排水孔とは別に揚圧力観測孔を設ける場合もある。
- ⑤ 基礎排水孔の保護管については、岩盤状況を考慮して設置の要否を検討する。なお、基礎排水孔をコンソリデーショングラウチングよりも深く削った場合には、なるべく堤体に圧力が作用しないようにするため、ストレーナー加工範囲を先端部のみにする等の配慮を行う。
- ⑥ 一般に、基礎排水孔は監査廊内から設置するが、基礎排水孔の管内水頭分の圧力は水を開放していても揚圧力として堤体下底面に作用するため、堤体下面標高と基礎排水孔口元標高の差は、監査廊周辺に有害な応力集中やコンクリート打設及び型枠の設置に不都合を生じさせない範囲で、極力小さくする（図-9.1.9.4「配筋計画」参照）。

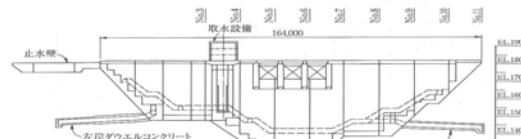


第9章 重力式コンクリートダムの設計

9.2.3 基礎のせん断又は変形に対する処理

(1) ダウエルコンクリート

断層及び弱層のせん断摩擦抵抗力の改善、又は基礎地盤内の応力分布の改善のために、部を部分的にコンクリートで置換する工法である。堤敷に低角度で、比較的深い断層がある場合に用いられる。大川瀬ダム、霧ヶ島ダム、子撫川ダムでの採用例がある。図-9.2.3-1 大川瀬ダムのダウエルコンクリートの実施例を示す。



(a) ダム軸線断面

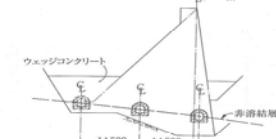


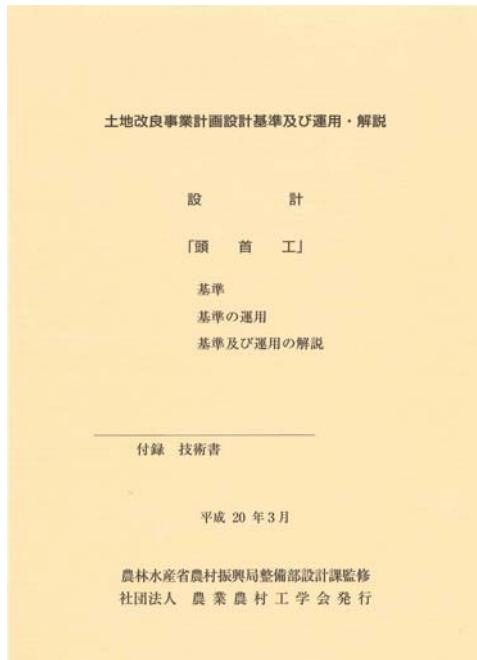
図-9.2.3-1 ダム軸線断左右岸ダウエルコンクリート実施例 (大川瀬ダム、近畿農政局)

(2) 置換コンクリート

断層及び弱層のせん断摩擦抵抗力の改善、又は基礎地盤内の応力分布の改善のために、部を掘削除去しコンクリートで置換する工法である。堤敷と減勢工敷の弱層部全体を置換コンクリートマットを設置した事例としては呑呑ダム、大川ダムがあり、堤敷全体又は部をコンクリートで置換した事例としては四田四田ダム、金城ダムがある。いずれも、まず仮想したすべり面に対して、式(9.1.5-5)によりせん断に対する安定性を検討ついで、式(9.1.5-6)をもとに、必要に応じて応力・変形解析により局所せん断摩擦安全率

土地改良事業計画設計基準及び運用・解説

設計 頭首工



平成 20 年 3 月 25 日 一部改正 (農林水産省農村振興局)

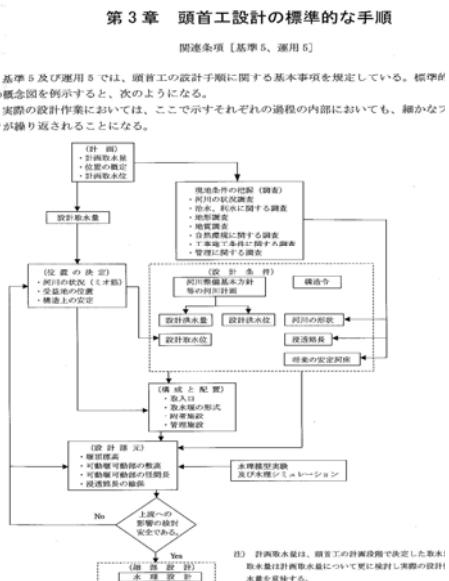
平成 21 年 2 月 (社)農業農村工学会発行

A4 版 673 ページ (基準書及び技術書)

基準 (基準・基準の運用・基準及び運用の解説)

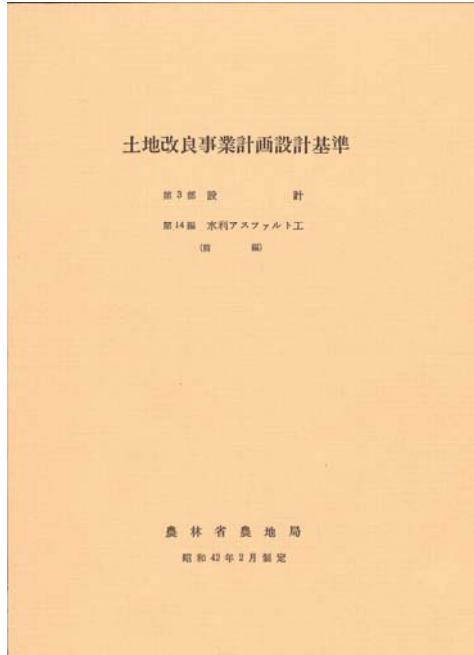
技術書

- 第 1 章 頭首工の歴史的経緯
- 第 2 章 頭首工の施設構成・構造緒元
- 第 3 章 頭首工設計の標準的な手順
- 第 4 章 頭首工の設計に必要となる各種調査方法
- 第 5 章 河床変動の検討方法
- 第 6 章 河床の形状及び河道計画
- 第 7 章 頭首工の基本緒元
- 第 8 章 堤上流に及ぼす治水上の影響の検討
- 第 9 章 水理模型実験
- 第 10 章 取入口の水理設計
- 第 11 章 フローイングタイプ頭首工の浸透路長、
浸透量の計算
- 第 12 章 頭首工設計の基本
- 第 13 章 固定堰の設計
- 第 14 章 可動堰の設計
- 第 15 章 土砂吐の水理設計
- 第 16 章 護床工の設計
- 第 17 章 頭首工ゲートの種類と設計
- 第 18 章 頭首工基礎の種類と設計
- 第 19 章 魚道の設計
- 第 20 章 沈砂池の一般的設計手法
- 第 21 章 渓流取水工設計
- 第 22 章 取水・放流管理施設
- 第 23 章 護岸及び高水敷保護工
- 第 24 章 管理施設
- 第 25 章 エプロンの表面保護
- 第 26 章 地震被害からみた設計上の留意点
- 第 27 章 頭首工の施工に関する設計上の留意点
- 第 28 章 頭首工用語集
- 第 29 章 参考文献



土地改良事業計画設計基準

第3部 設計 第14編 水利アスファルト工（前編）



昭和42年2月23日 制定 (農林省農地局)

B5版 80ページ

第1章 総論

第2章 材料

第3章 締固め工法の配合設計

第4章 締固め工法の構造設計

第5章 締固め工法の施工

参考資料

26

表-24 マーシャル試験より基本アスファルト量を求める場合の基準

| 区分 | 基 | 单 |
|------|--------------------------|---|
| 一定度 | 基準に合致するものの最高点 | |
| 度 | 試験したものの中最高点 | |
| 開き度 | 不透水性合材で4%、その他の合材では基準値中間点 | |
| 和度 | 基準値+5%の点 | |
| フロード | 基準値の中間点 | |

(a) 基本アスファルト量を求める簡易方法としてマーチャル試験より表-23および表-24の基準を満足すればこの時のアスファルト量の平均をもって基本アスファルト量としてもよい。

(b) セン断試験法による場合 試験の結果から、各試料の最大粘着力 (C_e) および内部摩擦角 (ϕ) が得られるから、次式によりそれぞれの最大許容傾斜角 (α) を求める。

$$T_b \cdot T_g \cos \alpha \leq C_e + T_b \cdot T_g \cos \alpha \tan \phi$$

ここに、 T_b ：舗装厚さ T_g ：締固めた合材の密度
この式は、 T_b の許容傾斜角より大きくなる。間ダキ率が表-23 の基準内にあるものでアスファルト量の最少値となり基本アスファルト量とする。

〔参考〕 斜面コウ配2割 (26°34')、舗装厚さ 10cm の水路舗装用合材 (アスファルトコンクリート) の基本アスファルト量を求める。

マーチャル試験、および三軸試験の結果から、つぎの試験値が得られた。

表-25

| 骨材の配合 | 砂 | 石 | 2.5~15mm | 30% |
|--------------------------|---------|---------|----------|-------|
| | 砂 | 石 | 0~2.5mm | 60% |
| フライアッシュ | フライアッシュ | フライアッシュ | 10% | |
| アスファルト量 (Pen 50~60) % | 8.0 | 8.5 | 9.0 | 9.5 |
| マーチャル試験の合材の密度 kg/m³ | 2,200 | 2,230 | 2,235 | 2,210 |
| マーチャル開き度 | 5.2 | 3.4 | 2.4 | 2.1 |
| マーチャル開き度 | | 2.4 | 2.0 | 1.7 |
| 60°Cにおける内部摩擦角 (ϕ) | 35°00' | 31°24' | 28°40' | |
| 60°Cにおける粘着力 (C) kg/cm² | 1.33 | 1.62 | 1.75 | |
| 最大許容傾斜角 (α) | 39°56' | 38°04' | 36°02' | |

設計条件は斜面コウ配 26°34' (2割) マーチャル開き度 3% 以下であるとき、基本アスファルト量は 9.0% である。

〔注〕 ピームストリーモーター、ピームヒュージモーターなどをマーチャル試験やセン断試験と併用して安定度を求めれば、なお精度などをとる。

(5) 示方配合決定の方法

基本アスファルト量が求められたら、その合材について設計に必要とする各種の試験 (たとえば、たわみ、スロープフリー、衝撃、曲げ、透水、ステンレスなど) を実施して、設計条件を満足するか否かをたしかめる。もし結果が満足しない場合は、基本アスファルト量よりも大きい 0.5% づつ異なる合材を 2種類以上作り、上記の必要な試験を実施してアスファルト示方配合量を決定する。期待する範囲外の合材、および僅少のアスファルト量の変化が、試験値に大きい影響を与える合材は、この骨材配合を修正し再試験する。

その他経験的要素などを勘案して、最も経済的な示方配合を決定する。

36

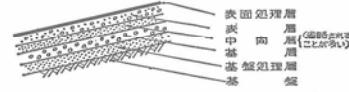
第4章 締固め工法の構造設計

4.1 斜面舗装の構成

第19条 締固め工法が適用される斜面コウ配は、力学的に斜面が安定していることを前提として1割5分を標準限界とし、これよりも急な場合は、特殊工法を適用するものとする。

〔解説〕

(1) 斜面舗装は原則として図-7に示すように、表面処理層、表層、中間層、基層、基層処理層、基盤から構成される。



(2) 基盤——舗装のために人工的に処理しない斜面の地盤をいう。基盤は基盤土となる。基盤土とは盛土における最も上の材料あるいは斜面の普通的の地ならしにおいて移動しない材料である。これはアスファルト舗装構築物の基礎となる。

(3) 基層——舗装するための土を除草し、散水締固め処理をした後、殺草剤を散布しブライムコートした層をいう。必要に応じて土止め層、排水層、安定処理層、レベリング層などを施す場合もある。

土止め層……般に 30~100 cm 厚さの砂利または砕石層
排水層……標準透水係数 $k=10^{-4} \sim 10^{-3}$ m/s 砕石、砂石、人工砂石、ポーラスアスコン、ポーラスブロックベースなどを用いる。

安定処理層……アスファルトマカダム、常温式、加熱式、浸透式マカダム、砂利、砕石、人工砕石などを用いる。この他ソイルセメントを用いる場合もあるが、この場合にはセメントモルタルやドライソイル以外のソイルセメントを用いてはならない。

レベリング層……般に基層の材料を用いて不陸を処理した層をいう。
これらは材料をたくさんに選定して各層の機能を兼用して基盤処理する場合が多い。

(4) 基層——一般にサンドアスファルト、またはサンドグラベルアスファルトを施工する。これは本来の意義は表層を十分締固める必要な基礎として施工される。しかし浸食防止のため簡易舗装としてこれだけ舗装される場合もある。

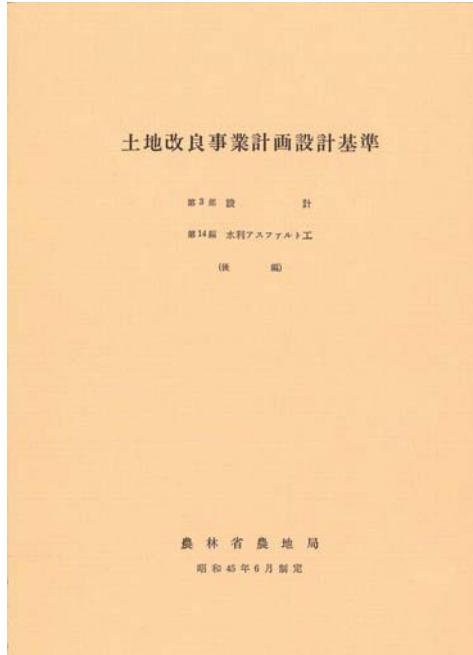
(5) 表層——十分な基礎の上に施工される所定の力学的性質を具備したもので一般にアスファルトコングリート、トペカ、シートアスファルトなどを施工する場合もある。

この表層の施工が十分にできない時は中間層としてトペカ、アスファルトコンクリートなどを舗装してその上にさらに表層としてシートアスファルトなどを施工する場合もある。表層は表面処理として重層式表面処理、フッコートなどが施工される。またそれぞれの層の間に各層の結合をよくするためタックコートなどが施工される。

27

土地改良事業計画設計基準

第3部 設計 第14編 水利アスファルト工（後編）



昭和 45 年 6 月 12 日 改定 (農林省農地局)

昭和 45 年 6 月 (社) 農業土木学会 発行

B5版 76ページ

第6章 散布(被膜)工法

第7章 流込み工法

第8章 ジョイント工法

第9章 アスファルトパネル工法

第10章 アスファルトマット、スラブ、マットレス工法 参考資料

2 土地改良事業計畫設計基準第3部

| | I 型 | II 型 |
|-------------------------------|----------|----------|
| 高発量 163°C (325°F) で 5 時間 | 1.0% 以下 | 1.0% 以下 |
| 針入度の残 25°C (77°F) 100gr 5 sec | 60.0% 以上 | 60.0% 以上 |
| 四塩化鉄可溶分 | 97.0% 以上 | 97.0% 以上 |

アスファルトは均質で水分を含まず 120°C (347°F) 以上熱しても泡だたないものであること。

I型は普通のアスファルト膜施工に対して定めたものである。II型はI型よりも半型に対する抵抗性を強める必要のある場合に被覆材料に丸石や角石が含まれている場合に用いるものである。施工者は半荷積載量以下あるいはトラックで輸送する場合はトラック荷積載量以下の少量使用の場合は型の変更をしなくてよい。

6.3 構造設計

第35条 敷布(被膜)工法は下部支持層(基盤処理層)、アスファルト被膜(標準厚6~8mm)、保護層(最小厚30cm)から構成される。

【解説】 アスファルト被膜は、それ 자체で諸外力に抵抗しうるものでないため、下部層でこれに耐えなければならない。すなわち、現地地盤が軟弱ないならぬ、そのまま整形化して基礎となるが、施工後、施工時あるいは通水、降雨時に著しく不平等下の予想される場合は、この層の土質の改良が要となる。一般に下構造は凍上防止、振圧力抵抗、錆害防止対策を考慮して10~15 cm のセメントモルタルフィブリーズ埋設アスファルト（略称「K」）¹⁵⁾を用いる。

アスファルト被膜は普通6~8mm厚であり、敷存量としては6~8kg/m²である。
保護層は撤去した土を埋め戻すことによって行なわれるが、水中あるいは泥水において、この保護層は安定したものなり、かつ耐外力により、アスファルト被膜が破損しないだけの厚みが必要である。
なお土質的に保護層をして好ましくない場合は、これを取りかえるなり、他材料を混入するなりして土壤の改良をはかる。

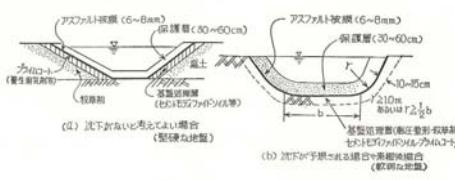


圖-27 散布工法構造

第14回 水利アソフカルト

6.4 施工

第36条 下部支持層(基盤処理層)は必要な処理を行ない、アスファルト被膜が均一に散布しうるものでなければならない。

〔解説〕吹け付け面は保護層の分だけ設計断面より余分に削除し、雑草や木の根を除去とともに苔草による汚れを不活性化する。また軽量化のため削った石や軽石を取除き、均一な面が得られるようとする。面が粗いとアスファルト被膜乾布時にアスファルトがその間に隙間に流れ込み防水層の均一化が求められないため、これをあらかじめ粗目網などで目づぶすが必要となる。これらのこととすべく適切な施工法として前35条で述べたように、セメントモルディファイドソイル(厚10~15cm)が施工されることである。

支權層が完成すれば、アスファルト被膜散布前に以下に述べるような理由からブライマー散布が行なわれる。

- (1) 地下水などが表面に溢出し、アスファルト被膜散布時にアスファルトが泡立つことを防ぐ。
- (2) アスファルト被膜施工後、背面からの毛管水が支持層表面まで潤湿し、ライニング層が浮きあがることを防止する。

(3) 施工時、雨などにより基盤が乾燥することを防ぐ乾燥を止め、また逆に乾燥により、基盤がやる
異常発生したり、強度低下することを防ぐ。

このプライマー・敷布は、アスファルト被膜との完全な密着を期待するものではなく、むしろ被膜工
においては支持層とアスファルト被膜はできるだけ離脱し、不等沈下に耐應させるようになることが望
ましい。

プライムコートのアスファルトとしては高粘度度のストレートアスファルト、カットバッタアスファ
ルト、アスファルト乳液などが使用される。その敷布量は1.0~1.5m²/t程度。

第37条 アスファルト被膜の散布はディストリビュータースプレー車あるいはハンドスプレー車により均一に行なうものとする。

〔解説〕本工法は他の工法とは異なり、ミキシングプラントや転圧機は不要であり、アスファルト溶融釜、アスファルト運搬機および散布装置があればよい。以下に留意すべき事項を述べる。

(1) 特殊アスファルトの加熱温度 図-28はストレートアスファルト、ブロードアスファルト、特殊アスファルトの温度—粘度関係を示したものであるが、これによると特殊アスファルトは180°C以上でないと軟化しない。施工工当、では200°Cが適度であり、これ以下では困局となる。

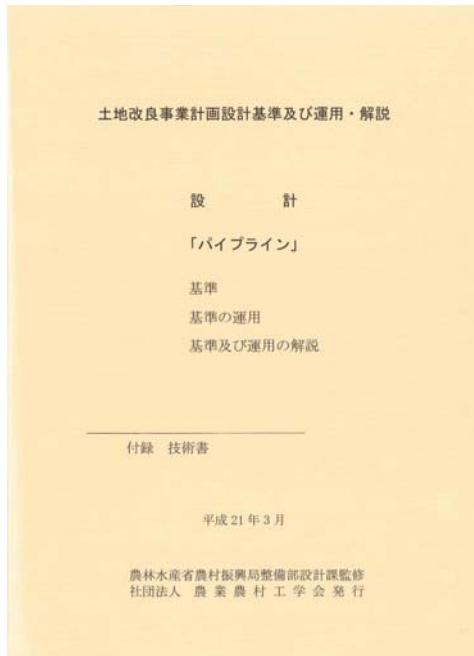
(2) 運搬 特殊アスファルトの敷設温度は約200°Cであり、外気との温度差が大きくなると、
加熱装置付アスピリューターなどを直露設する場合に、アスファルトの潤滑油に保

（3）被膜形状：被膜形状は「ディスクビューティー」、ハンドスプレーザーを問わず、マッチパルプ・ザン式の形での布散布の一致性・操作性が面で有利である。各ノズルは散布部において噴霧が1/3～2重なるように配置する。散布むら少なくなる。ハンドスプレーザーの場合でも逆送が3～5 kg/cm²は得られるのでこの3個のグループが実現可能である。

（4）散 布 效 率：一度に6～8 kg/m²であるが、被膜の連続性、耐久性、不等沈下時の抵抗性考慮して1.8～2.0 kg/m²が望ましい。

土地改良事業計画設計基準及び運用・解説

設計 「パイプライン」



平成 21 年 3 月 31 日 一部改正（農林水産省農村振興局）

平成 21 年 2 月 (社)農業農村工学会発行

A4 版 587 ページ (基準書及び技術書)

基準（基準・基準の運用・基準及び運用の解説）

技術書

- 1 農業用パイプライン導入の経緯と役割
- 2 パイプラインの区分・分類及び構成
- 3 パイプライン設計の標準的手順
- 4 調査
- 5 管体及び継手等の選定
- 6 パイプラインシステムの設計
- 7 定常的な水理現象の解析
- 8 非定常的な水理現象の解析
- 9 管路の構造設計
- 10 附帯施設の設計
- 11 水管理施設の設計
- 12 補修・補強
- 13 施工
- 14 既製管の管体及び継手
- 15 パイプライン用語集
- 16 引用・参考文献

134

第一編 第一章 パイプライン

135

6.1 パイプラインシステムの設計

6.1.4 パイプラインシステムの施設容量

(1) 施設容量の基本

パイプラインシステムを構成する各施設の容量は、受益地の社会的条件を十分に考慮し、経済性及び水利用計画上から求められる水管理の機能を果たし得るよう計画しなければならない。

特に、施設容量についての決定されるとその後の変更が困難になることから、その決定はパイプラインシステムの総合的な観点から検討する必要がある。原則として、パイプラインシステムの施設容量は以下によるものとする。

表-6.1.3 パイプラインシステムの施設容量

| パイプラインシステムの構成要素 | 施設容量 |
|---|---|
| 幹線ライン | 設計流量に対して 24 時間の水需要の容量を割り当てる。 |
| 幹線ラインとクローズドタイプの水塔で構成する場合は、幹線ラインの施設容量に準じて 24 時間過水容量としなければならない。また、幹線ラインとファームボンドのような調整施設を介して接続している場合は、そのラインのパイプラインシステム全体の位置づけを考え、末端の水管理方式に対応した施設容量を設定することができる。 | |
| 末端ライン | 受益地の水管理方式ごとに別々に開通するラインであり、施設容量はかんがい方式として、水塔かんがいの場合 24 時間過水容量を原則として、地盤かんがいの場合 16~18 時間過水を日安とする。 |
| 調整施設 | 幹線ラインと末端ラインを接続する施設であるから、本項に記載する水管理方式を考慮して、幹線ラインと末端ラインを接続するときに適切に施設容量を決定しなければならない。パイプラインシステムの流量制御などに際して、機能確保のための調整容量を必要とする場合は、状態確認、制御目標設定、コントロール、機器作動確認等のために必要な時間分を貯留するなどして、設置することもある。 |

(2) 水管理と調整施設の容量

調整施設を含むパイプラインシステムにあっては、水管理方式を十分に検討してその適切な施設容量を決定しなければならない。特に、幹線ラインと支線あるいは末端ラインとで水管理方式が異なる場合は、流量変動を調節する調整施設が必要になることから、その規模は水管理方式から求められる条件を十分に満たし得る調整施設の機能を慎重に検討した上で、それに必要な適正な容量としなければならない。

a. 水管理方式と調整施設

パイプラインシステムの水管理方式は、水源施設の水供給能力に大きく左右される。特に、幹線ラインを需要主導型とする場合は、水源が豊富で常に需要に応じられる機能を備えている必要がある。またボンプ揚水の場合には吐出し水槽などの容量が十分でない、水源ボンプのON-OFF が多くなってしまう。

一般的な傾向としては、幹線ラインではできるだけ供給主導的な性格の強い水管理が実現する必要がある。また、末端ラインでは需要主導的な性格の強い水管理方式が採られる傾向にある。この両方の水管理方式の範囲では、調整機能を有する調整池等の調整施設を設けなければならない。

b. 調整施設の機能と容量

調整池等の調整施設の機能を發揮する容量には、以下のようなものがある。調整施設にいかなる機能を持たせるかは、水利用計画及びそれを満たすために必要な水管理機能、施設の経済性等を総合的に検討して決定しなければならない。

①需給量差の時調整調整容量

水需要の時間と送水時間との時間差水量を調整するための機能で、1 日以内の用水の需給時間差水量を調節するもの。（例：爆発かんがいにおけるファームボンド等）

②需給量と供給量の不均衡を調整するための容量（自由度のための容量）

1 日以内の用水の需給水需要を調整するもので、末端水利用における自由度を持たせる。

③円滑な送水管運営のための容量

パイプラインシステム全体を常に円滑に維持管理していくための調整容量であり、1 時間程度を限度として管内に止まらなく行うために必要な容量。

複数の制御対象施設を直接監視制御する場合に、水路系全体の流況を把握して、操作を行うために時間に必要な調整容量である。

通常、1 個所当たりの制御操作や調整に数分程度必要であり、制御後の流況を判断するためには 15 分程度必要である。

・集中管理と自律管理による容量

集中管理及び自動管理されない現場調整の分水工に対する、バルブ調整や巡回管理の回数を減らして、配水管理の効率を高めることである。計画流量に対して、分水工の流量過大に対し放流し、流量過小に対して留めるための調整容量である。

現場調整の分水工の流量制御の対応遅れは、制御バルブや巡回管理の回数等によつて異なり、一概に決定することは困難であるが、対応遅れによって生じる流量過大・過小は計画流量の 10~30%程度生じるようである。

以上から、監視制御システムとの関係を十分考慮して、1 時間程度を限度とした調整容量を見込み、円滑な送水管運営を行えるよう検討することが望ましい。

④水路の応答遅れを調整するための容量

上流側が開水路の複合形式のパイプラインシステムにおいて、日々に期別の水量変更による流水の到達時間等、管理上の応答遅れ時間分の水量を調節するもの。

⑤補修、点検期間中の水需要に対応するための容量

パイプラインシステムの点検、修理に要する期間中の必要水量を確保するもの。

6.1.5 路線調査と路線選定

(1) 路線調査

調査は、パイプラインシステムの路線の選定、設計、施工及び管理のために必要な基礎資料を得るために、各調査指標の目的に応じて必要な調査内容と項目について実施する。

調査内容を調査指標に一律に区分することは困難であるが、便宜上、①計画調査（環境調査）、②全体設計調査、③工事実施調査、④被調査区に区分して行う。その調査内容、整理及び検討はそれぞれ相互に連携させて進めることが必要である。

設計作業に当たって必要な調査資料は、計画調査及び全体設計調査結果を整理検討し、それ

土地改良事業計画設計基準

設計 農道 基準書、技術書



<内容例> (技術書)

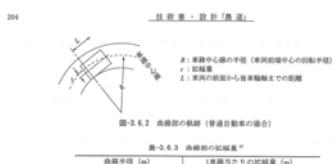


図-3.6.2 曲線部の軌跡 (普通自動車の場合)

| 曲線半径 (m) | 1車線当たりの把幅量 (m) |
|----------|----------------|
| 360以上 | 100% 調 |
| 60 # | 0.50 |
| 45 # | 0.75 |
| 32 # | 1.00 |
| 28 # | 1.25 |
| 21 # | 1.50 |
| 19 # | 1.75 |
| 16 # | 2.00 |
| 15 # | 2.25 |

図-3.6.3 曲線部の軌跡 (普通自動車の場合)

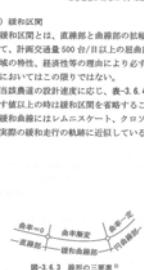


図-3.6.3 三種類の曲線

平成 17 年 3 月 28 日 改定 (農林水産省農村振興局)

平成 17 年 10 月 (社)農業土木学会発行

A4 版 718 ページ

基準書 (基準・基準の運用・基準及び運用の解説)

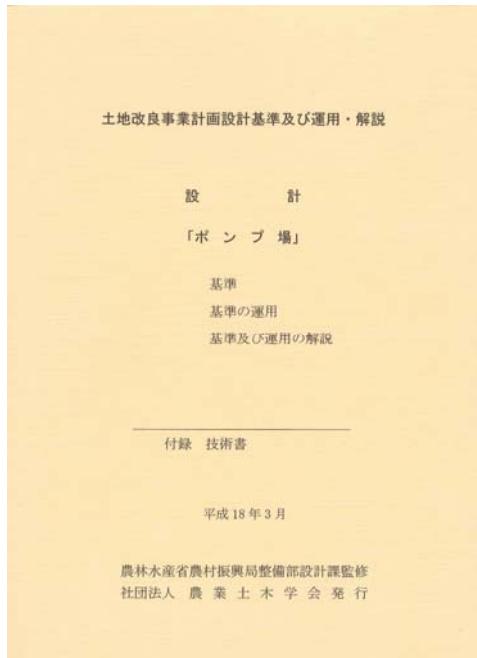
- 1 基準の位置づけ
- 2 農道の分類
- 3 農道の構成
- 4 設計の基本
- 5 関係法令の遵守
- 6 設計の手順
- 7 調査
- 8 基本設計
- 9 細部設計
- 10 基礎地盤及び路体
- 11 法面
- 12 路床
- 13 輔装
- 14 排水施設
- 15 主要構造物
- 16 附帯構造物
- 17 交通安全施設及び交通管理施設
- 18 施工
- 19 管理

技術書

- 第1章 総論
- 第2章 調査
- 第3章 基本設計
- 第4章 基礎地盤の設計
- 第5章 法面の設計
- 第6章 路床及び舗装の設計
- 第7章 排水施設の設計
- 第8章 主要構造物の設計
- 第9章 附帯構造物の設計
- 第10章 交通安全施設の設計
- 第11章 交通管理施設の設計
- 第12章 道路施工上の留意事項

土地改良事業計画設計基準及び運用・解説

設計 「ポンプ場」 基準書、技術書



平成 18 年 3 月 17 日 制定 (農林水産省農村振興局)

平成 18 年 10 月 (社)農業土木学会発行

A4 版 867 ページ

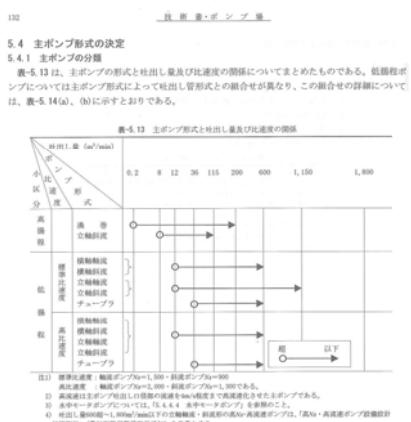
基準（基準・基準の運用・基準及び運用の解説）

- 1 基準の位置づけ
- 2 ポンプ場の定義
- 3 設計の基本
- 4 関係法令の遵守
- 5 設計の手順
- 6 調査
- 7 基本設計
- 8 細部設計
- 9 ポンプ設備の設計
- 10 吸込水槽及び吐出し水槽の設計
- 11 建家の設計
- 12 附帯設備の設計
- 13 管理設備の設計

技術書

- 第 1 章 総論
- 第 2 章 ポンプ場の設計に必要な各種調査
- 第 3 章 基本設計
- 第 4 章 ポンプ設備の設計
- 第 5 章 主ポンプの設計
- 第 6 章 主原動機の設計
- 第 7 章 動力伝達装置の設計
- 第 8 章 吸込管及び吐出し管の設計
- 第 9 章 弁類の設計
- 第 10 章 補助設備の設計
- 第 11 章 監視操作制御設備及び電源設備の設計
- 第 12 章 吸込水槽及び吐出し水槽の水理設計
- 第 13 章 ポンプ場の設計
- 第 14 章 吸込水槽及び吐出し水槽の構造設計
- 第 15 章 基礎工の設計
- 第 16 章 建家の設計
- 第 17 章 ポンプ場附帯設備の設計
- 第 18 章 管理設備の設計
- 第 19 章 ポンプ場施工上の留意事項
- 第 20 章 ポンプの運転管理
- 第 21 章 ポンプ場用語集

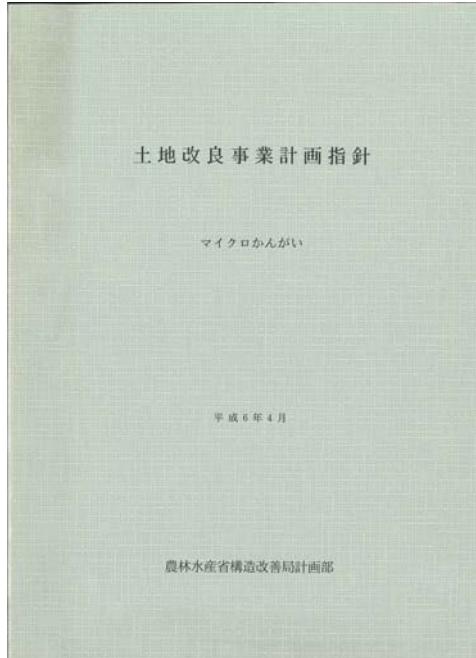
参考資料



(a) 低速ポンプの形式
低速ポンプの形式は、主ポンプの比速度及吸出し口部の流速の速度を表すものとし、ポンプ設備やポンプ室の計画・設計に必要な諸元決定のための基本となるものである。
主ポンプ吸出し口部の流速と比速度の組合せを示す記号として、I型、II型及びIII型ポンプ(直型ポンプは立軸ポンプのことを以下同)の三種類を定める。図-5.14(a) (b)に、低速ポンプの型式I型、II型、III型、直型ポンプと吐出し口部のタイプI、2、3の組合せについての概要を示す。基本的にI型は設計吐出し量における主ポンプ吸出し口部の流速が3m/s程度で、標準的な比速度を採用した主ポンプ全般をいって、II型は主ポンプ吸出し口部の流速を4m/s程度まで高流速化させ、さらに主ポンプの比速度を高比速度化することにより1型の口部形状より小口径化した主ポンプをいう。
また、立軸ポンプにおいては、主ポンプ吸出し口部の流速を4m/s程度まで高流速化させ、キャビテーションや主ポンプ詰栓等の設計結果から標準的な比速度を採用した主ポンプを型式II型とする。

土地改良事業計画指針

マイクロかんがい



平成6年4月8日 制定（農林水産省構造改善局計画部）

平成6年6月 (社)農業土木学会発行

B5版 85ページ

第1章 総論

第2章 用水計画

(用水計画の基本的考え方、消費水量と計画日消費水量)

土壤の湿润パターン、1回のかんがい水量と間断日数)

第3章 組織計画

(かんがい施設の構成、末端かんがい施設の組織容量)

マイクロかんがい施設の水理)

第4章 維持管理

(除じん装置の維持管理、かんがい用水の水質)

散水支管の維持管理)

32

マイクロかんがい

④ 地上棚配置方式（棚配置方式）

主に果樹園に広く利用され、散水支管が棚上に配置されるか、ワイヤーで棚に吊り下げられる。その長所は、維持管理が容易で、太陽光にさらされることが少なく、雑草による障害が少ないとある。なお、ハウス内では、散水支管がハウス側壁のある高さに配置されることがある。

エミッターは、散水支管に直接あるいは立上げたライザーパイプに取り付けられる。また、エミッターを各種の固定杭に取り付けて、エミッターと散水支管とをチューブで接続する方法もある。

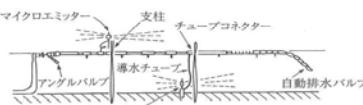


図-3.1.4(4) 地上棚配置方式

⑤ 地中配置方式

散水支管は地中に埋設されるため、げっ歯類動物等の被害や太陽光による材質劣化を防ぐことができる。

エミッターは、散水支管から立上げたライザーパイプに取り付けられる。または、エミッターを各種の固定杭に取り付けて、エミッターと散水支管をチューブで接続する方法もある。

この方式では、散水支管の直角方向の耕耘が可能となるが、機械作業によってはライザーパイプが障害となる場合がある。

⑥ その他の方式

樹上（頭上）配置と地表配置の組み合わせ方式などがある。

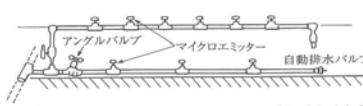


図-3.1.4(5) 樹上(頭上)配置と地表配置の組み合わせ方式

イ. 点滴かんがい及び多孔管かんがいに対する配置方式

エミッターは、散水支管の管壁に直接差し込まれる。散水支管の配置方式は、地表配置方式が一般的である。また、わい化栽培のリンゴに対しては、樹列に沿って散水支管がある高さに配置される地上配置方式も用いられ、多孔管も同

第3章 組織計画

31

様である。

なお、ドリップチューブは、地中配置方式が採用されることもある。

〔参考〕

1. は場形態・勾配に応じた給水管及び散水支管の配置

(1) 平坦なは場

は場が平坦な場合には、給水管及び散水支管はそれぞれ長短辺のいずれの方向に配することも水理設計上可能である。

したがって、末端制御装置など作業性に関連する装置の配置を考慮して給水管を農沿いに、散水支管をこれに直交させる配置とする。なお、うねに平行に散水支管、そしてこれに直交して給水管を配置する。

(2) 傾斜したは場

管路の摩擦損失が、は場の傾斜（下り勾配）によって相殺されるような傾斜（最適傾斜）を持つは場にあっては、散水支管をは場傾斜の方向に、給水管をこれと直交して設する。しかし、は場の傾斜が急で最適傾斜から大きく逸脱している場合には等高線平行に散水支管を、これと直交して給水管を配置する。

(3) 階段畠

は場面に散水支管を配設し、標高が異なるは場面を連結する方向に給水管を配設する。この場合、給水管路は下り方向配管を原則とし、圧力の調整は管路内の摩擦損失によって行うこととする。また、は場面の高低差が大きく、摩擦損失によって圧力を調しきれない場合には、各散水支管の上流端で減圧バルブによる圧力の調整を行う。

3.1.3 エミッター

エミッターは、散水支管またはライザーパイプの噴出口に取り付けて、吐き出し流量を調整する装置で、非常に多くの種類が開発されている。それらの特性を十分に把握して、利用目的に合ったものを選定する。

〔解説〕

1. マイクロエミッターの選定

(1) マイクロエミッターの特徴

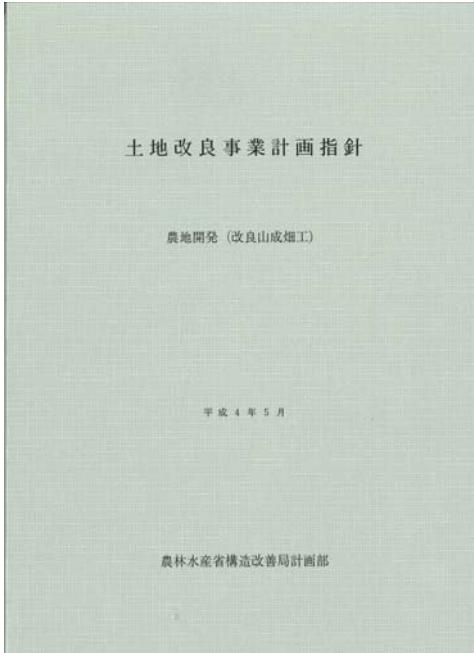
マイクロエミッターは、本来、果樹に対する湿润範囲を限定した部分かんいのために開発されたものであり、原則として散水域を全く重複させないとされている。したがって、果樹1本に対してそれぞれ1個のエミッターでかんいすることとなる。

もちろん、従来のスプリンクラーと同様に、4個のマイクロエミッターで1水域を重複させたり、あるいは散水支管の延長方向だけで散水域を重複させ、使用することもできる。また、我が国では露地栽培あるいは施設栽培の軟弱葉菜等にも利用されている。

マイクロエミッターは、果樹の場合、樹冠の濡れを防ぐために、ノズル仰角は低角度であり、設置位置も低いのが一般的である。また、各種の条件に合

土地改良事業計画指針

農地開発（改良山成畠工）



平成4年5月28日 制定（農林水産省構造改善局計画部）

平成4年8月 (社)農業土木学会発行

B5版 191ページ

第1章 総論

第2章 調査

(調査の項目及び手順、地形地質調査、用地調査)

土地資源調査、気象水文調査及び水利状況調査、
道路状況調査、環境保全調査、社会経済条件調査、
受益農家調査、開発方向調査、関連事業調査)

第3章 計画

(基本構想、整備目標の設定、計画樹立の手順)

地区の設定と地区面積、営農計画、土地利用計画
ほ場造成計画、作土計画、土層改良計画、土壤改良計画
排水計画、防災保全計画、環境整備計画、換地計画)

第4章 施工計画

第5章 維持管理計画

第6章 事業の効用

参考資料

40

農地開発（改良山成畠工）

3.4 地区の設定と地区面積

地区は、農地開発基本構想に基づき、自然、社会、経済等の諸条件及び農業經營の一体化等を考慮の上、一定の地域を効果的に造成できるように設定する。
事業が実施される一定地域の面積すなわち地区面積は、一般に造成面積、施設面積及び非農用地面積に区分する。

【解説】

1. 地区の設定

農地開発は、土地改良法第5条に定める一定地域及び地域外の施設用地を対象として実施される。地区は事業実施の地域であり、地区内の土地は、事業参加者の自己調達によることが基本である。調達された土地は事業によって利益を受けることとなるので、地域の諸条件（自然・営農・社会・経済等）及び造成後の農業經營の一体化等を考慮し、事業参加者とも十分調整の上、効果的かつ合理的に使用されるよう設定する必要がある。

2. 地区面積の区分

農地開発における事業面積は、一般に次のように区分される。



(1) 地区面積

土地改良法で定める一定の地域の面積をいう。

(2) 造成面積

受益者が換地により配分を受ける面積である。

(3) 施設面積

土地改良施設用地の面積であり、道路、用排水路、防災施設等に必要な面積をいう。

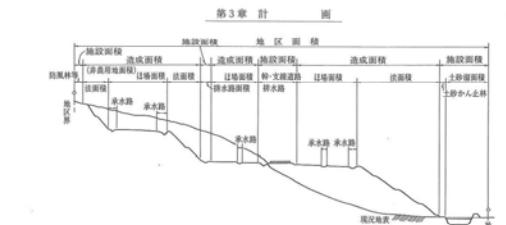
(4) 非農用地面積

① 従来からの非農用地 例えば宅地、墓地、境内地等が散在的にあり、土地利用の効率化を妨げている土地を土地改良事業地区内に含める場合の宅地、墓地、境内地等をいう。

② 事業実施により新たに創設する非農用地 例えば事業により新たに設定される農業經營上必要な施設（例えば農業用倉庫、貯蔵庫等）の用に供する土地や公用又は公共用に供する土地（例えば河川、道路、また土地改良区営事業の場合、国営、県営などの土地改良施設用地）をいう。

(参考)

改良山成畠工の面積区分の一例を図-3.4.1に示す。



(注1) ほ場内土砂溜は造成地が安定するまでの仮設で造成面積に含める場合と、永久施設として施設面積に含める場合がある。

(注2) 用排水路面積・耕作道路面積についても造面積後いとする場合もある。

(注3) 造成面積・施設面積の区分は、使用目的によって異なる。

(注4) 高盛土のような場合、法面積は施設面積に含める場合もある。

図-3.4.1 改良山成畠工の面積区分図の一例

3.5 営農計画

営農計画は、農地開発事業の重要な計画事項であり、ほ場及び施設の整備水準を決定する要因となるので、地区的農業を取り巻く内外の社会情勢、自然的条件、農家の意向、事業の経済的妥当性等を総合的に勘案して定める。

【解説】

農地開発は山林・原野等の低・未利用地を開墾し、新たに農業の基盤である農地を創出するものであるため、そこでどのような営農計画が樹立され、これを基にした営農が展開されるかが、事業の成否にとって、すなわち地域農業の将来にとって重要な意味を持っている。

このため、営農計画は、農地開発事業を中心とした地域農業の長期的な展開の目標を定めて、ほ場及び施設の整備の模様となるものであるとともに、受益農家が個々の農業經營に対する一定かつ共通の将来展望を持って事業に参加できるような誘導目標としても利用できることが重要である。

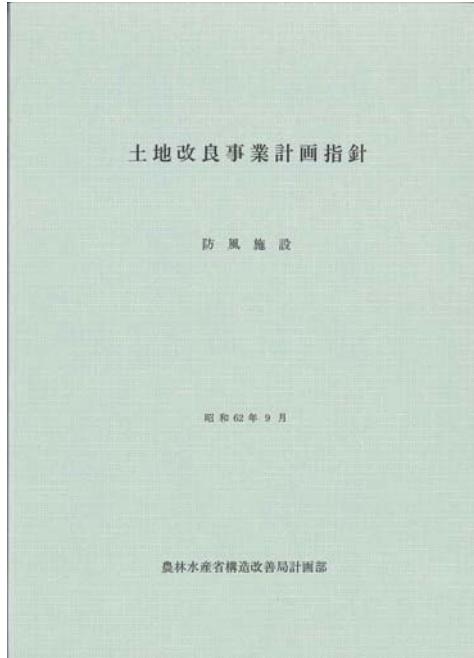
1. 営農計画策定の手順

営農計画は、おおむね次の手順で策定するが、計画作業は、社会経済条件調査、受益農家調査、開発方向調査等の作業と連動させることにより、受益農家や市町村等の意向を反映させながら進めることが重要である。

(1) 現況営農類型の整理

土地改良事業計画指針

防風施設



昭和 62 年 9 月 7 日 制定（農林水産省構造改善局計画部）

昭和 63 年 2 月 (社) 農業土木学会 発行

B5版 160ページ

第1章 総論

第2章 調査

(調査の手順、被害状況調査、意向調査、地形調査

気象調査、土壤調査、営農動向調査、その他関連事項調査)

第3章 組織計画

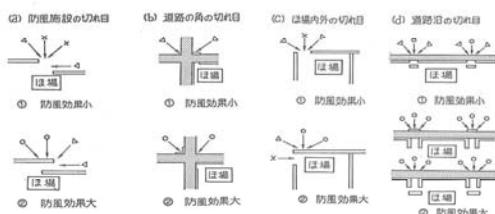
(計画・設計の手順と基本的な考え方、基準風向・設計風向)

防風施設の配置、防風施設の選定、防風施設の構造)

第4章 施工・維持管理

(防風林・防風生垣、防風ネット・防風柵)

參考資料



The diagram shows two sets of windbreak configurations. The first set, labeled '① 防風効果小' (Small Windbreak Effectiveness), shows a horizontal windbreak with a vertical opening at an angle to the wind direction. The second set, labeled '② 防風効果大' (Large Windbreak Effectiveness), shows a diagonal windbreak with a vertical opening at a 90-degree angle to the wind direction.

3.4 防風施設の選定

防風施設には、防風林、防風垣（防風生垣及び防風柵）、防風ネット及びこれらの組み合わせがある。選定に当たっては、施設の特徴を勘案し、風害の対象地域の実情に応じたものとする必要がある。

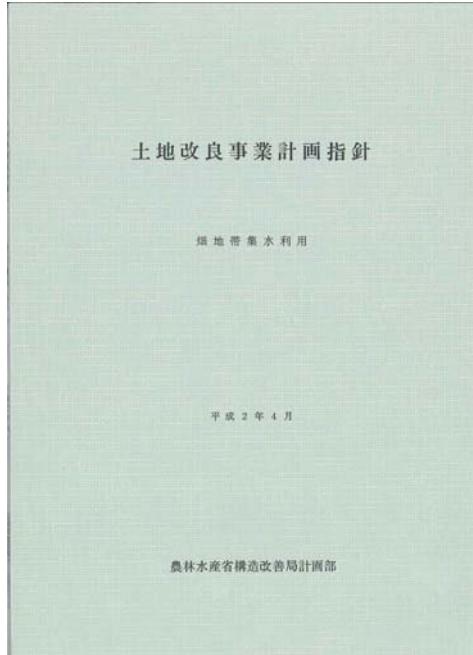
〔解説〕

1. 防風施設の種類と特徴
防風施設には、(2 ページ) で述べたとおり、防風林、防風垣及び防風ネットがある。防風垣は、更に使用される材料により、植物体を使用する防風樹垣と、板材、金属、タケ等を使用する防風柵の二つに分けられる。構成的には前者は防風樹、後者は防風ネットに単じて設計する。
これらの特徴は、(3 ページ) で述べたとおりである。

| 表-3.4.1 防風施設の種類と特徴 | | | | |
|--------------------|--|--|---|--|
| 種類 | 適用条件 | 長所 | 短所 | |
| 防風林 | 1. 用地が広く確保できる場合 2. 既存の山林を利用できる場合 3. 灰分や露水の捕捉を主目的とする場合 | 1. 効果範囲が広い 2. 平永久的な施設である 3. 景観の保持等環境に対する継続的な効果が大きい | 1. 用地を広く必要とする 2. 効果の発現が遅い 3. 日射の減少、病害虫、落葉、小動物の生息源となる等問題へ影響を及ぼす度合いが大きい 4. 維持管理に手間がかかる | |
| | 1. 用地が広く確保できない場合 2. 被助防風施設として利用する場合 | 1. 用地を多く必要としない 2. 手永久的な施設である | 1. 効果範囲が狭い 2. 維持管理に手間がかかる | |
| | 1. 用地が広く確保できない場合 2. 被助防風施設として利用する場合 3. 効果を早期に期待する場合 4. 現地の材料を豊富に利用できる場合 | 1. 用地を多く必要としない 2. 簡易に設置できるので効果が早く発現する 3. 畜産の部による改善が容易である 4. 防風効果の調整が可能である | 1. 効果範囲が狭い 2. 簡易なものは応急的効果しかない 3. 金属製では一定の期間での更新が必要である | |
| 防風ネット | 1. 用地が広く確保できない場合 2. 効果を早期に期待する場合 | 1. 用地を多く必要としない 2. 簡易に設置できるので効果が早く発現する 3. 畜産の部による改善が容易である | 1. ネットの更新が必要である 2. 環境に異和感を与える | |

土地改良事業計画指針

畠地帯集水利用



平成2年4月10日 制定（農林水産省構造改善局計画部）

平成2年5月 (社)農業土木学会発行

B5版 57ページ

第1章 総論

第2章 調査

(調査の手順、調査の項目)

第3章 計画

(計画樹立の手順、基本構想と基本計画、集水組織計画
用水利用組織計画)

第4章 維持・管理

(集水域の維持・管理、施設の維持・管理、水質管理)

2

第1章 総論

1.2 定義

畠地帯集水利用とは、畠地帯において、受益地区内及びその周辺の流域からの降雨の流出水を積極的に集水・貯留し、これを手近な水源として効率よく畠地かんがいに利用することをいう。

(解説)
1. 畠地帯集水利用計画の樹立
畠地帯集水利用計画（以下「集水利用計画」という）は、①受益地区及びその周辺の流域からの降雨の直流水出水を積極的に集水・貯留する水源計画と、②畠地かんがいの水供給の調整が結合補完されたものである。

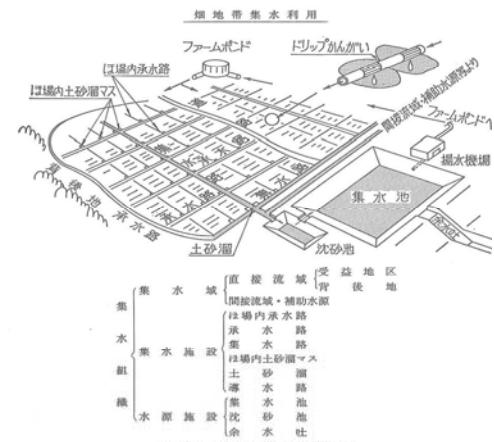
積極的な集水を行うには、流域の地形などに適した集水組織を配置して、できるだけ多くの流域を集水・貯留することが必要である。更に、畠地かんがいを節約的に計画し、需給の調整を行って効率よく利用することが重要である。

一般的に、集水池は受益地区内又は近傍に設置され、従来のダム水源に比較すれば手近な水源となり、送水に要する経費が少なくてすむ。一方、その適地選定に当たっては地形条件からの制約を受けるために、用地の確保が難しい場合も考えられ、その結果集水池容量が制約を受ける場合は、受益農家の意向、水利用計画、營農計画の調整を行う必要がある。

なお、集水利用を伴う畠地かんがい施設は、集水組織と用水利用組織からなる。

2. 用語の定義

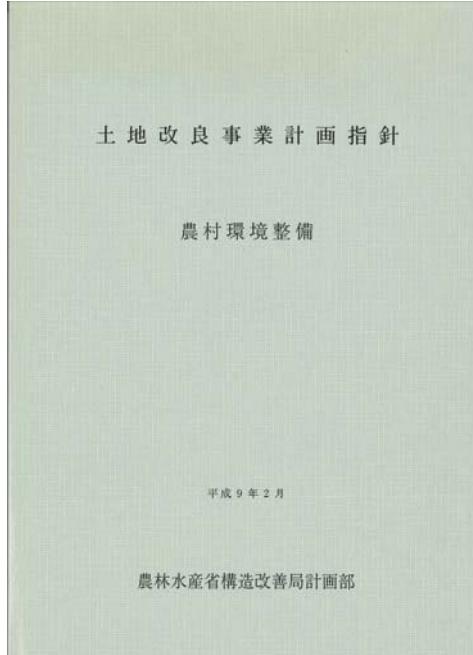
- (1) 集水：畠地かんがいの安定水源の確保が困難な地域等において、水源を開拓するために、受益地区内及び周辺流域からの降雨の直接流出水を積極的に集めることをいう。外因の乾燥地域では、限られた降雨からできるだけ多くの流域を集めるために積極的な方法を講じており、これをウォーターハーベスティング（water harvesting）とよんでいる。
- 從来、畠地への降雨の流出水は、排水施設によって集められ、安全に流下させて地区外に排除されていた。集水利用においては、ほ場内承水路、承水路、集水路等を集水組織として適切に配賦することにより、できるだけ多くの流域を集水池へ導くことが必要となる。このように、集水の目的は排水として処理されていた降雨の流出水を計画的に用水に転換することにある。
- (2) 集水可能量：集水域で降った全降雨量のうち、流域内貯留、蒸発散、深部浸透等による損失を除いたものが直接流出量であり、この直接流出量から集水組織を通して集水する間の損失量を差引いたものが集水可能量である。
- (3) 集水組織：集水域、集水施設及び水源施設より構成される（図-1.2.1参照）。
- 1) 集水域：集水の対象となる直接流域及び間接流域をいう。
- a. 直接流域：受益地区ほ場及びその周辺背後地により構成される同一流域をいう。
なお、背後地とは、直接流域に属する受益地区以外のほ場及び山林、宅地など、専ら集水のために利用される地域をいう。
- b. 間接流域：直接流域以外で、導水路等により流域変更を行い受益地区的ための集水を可能にした流域をいう。
- 2) 集水施設：集水施設は、ほ場内承水路、承水路、集水路、土砂溜及び導水路等により構成される。



- a. ほ場内承水路：ほ場内の地表流水を承水路に導くために設けられる水路をいう。この水路は農作業の一環として施工されることが多い。普通は土工作または草生水路で、ほ場内承水路は土工作水路である。
- b. 承水路：受益地区のほ場の一辺に沿って設けられ、ほ場内承水路からの水を受け集水する水路をいう。また、周辺背後地のほ場、宅地、原野などからの流域を受ける水路は、ほ場内承水路からほ場に導く最も重要な役割を果たすのである。
- c. 集水路：承水路からの流出水を受け、安全に運びながら集水池に導く水路をいう。
- d. ほ場内土砂溜及び土砂溜：下流水路への土砂流入による集水効率の低下防止及び水路の清掃のために設置される土砂溜である。このうち、ほ場内承水路の設けられるものをほ場内土砂溜といい、承水路、集水路の交点などに設けられるものを土砂溜という。
- e. 導水路：間接流域の流域を導く水路または補助水源からの水を集水池または集水路へ導く水路。
- 3) 水源施設：水源としての基幹施設は集水池である。集水池は集水域からの流出水を有効に利用する。

土地改良事業計画指針

農村環境整備



平成9年2月28日 制定（農林水産省構造改善局計画部）

平成9年8月 (社)農業土木学会発行

A4版 186ページ

第1章 総論

第2章 農業集落道

(基本的考え方、調査、整備計画、維持管理)

第3章 農業集落排水施設

(基本的考え方、調査、農業集落排水事業計画、処理区計画)

農業集落排水施設計画、循環再利用計画、維持管理計画)

第4章 営農飲雜用水施設

(基本的考え方、調査、計画、維持管理)

第5章 農村公園緑地

(基本的考え方、調査、整備計画、維持管理)

第6章 集落防災安全施設

(基本的考え方、調査、計画、維持管理)

1.7.2.4 住民の意向把握

住民の意向把握は、利用者・受益者である農村住民が当該計画を好ましいものとして受け入れる条件を明らかにするために行うものであり、各自治体によるアンケート、集会等の方法がある。

【解説】

住民の意向把握を適切に行い、計画に織り込むことは、住民が計画に対する認識をより深めることとなるため、計画実施に対する住民の理解と協力は、整備した施設の維持管理体制の確立にとって欠かせないものである。とりわけ、農村整備では住民の生活環境と直接関係する事項も多いため、住民意向の把握はきめ細かに行なうことが望ましい。

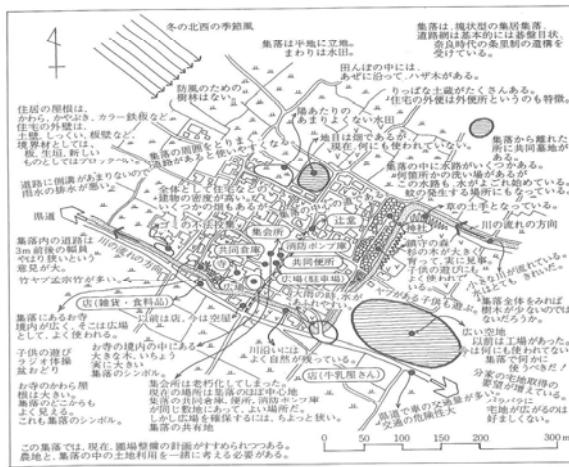


図1.7.1 環境点検図

- 18 -

住民の意向把握の調査は、公平で効率的な方法で行う。この場合の調査方法としては、集会の開催、公聴会、各自治体によるアンケートや住民からの意見の収集等多様にある。住民の活動形態・職業等によって意向の表れ方は異なるため、意向把握は単一の方法だけで終えるのではなく、複数の方法を採用する等の工夫が必要である。

住民の意向把握は、各計画作成段階における資料収集、計画案の評価等と併行して行う。資料収集の際の住民の意向把握は、主に動機づけの作業（図-1.2.1）に必要である。ここでは集落の集会による聞き取り、アンケート、環境点検図の作成等の共通様式によって行うこと一般的である。計画案の評価段階での住民の意向把握は、問題の発見作業（図-1.2.1）に必要である。ここでは、住民意向と計画者の意向との一致・対立が明らかになるため、これを参考とした修正や説明が必要である。この段階の住民の意向把握は集会や各自治体の窓口業務を通じて行なうのが一般的である。

課題によっては利害関係が生じ、住民の意向が多岐に分かれて対立が生じ、選択や優先順位の決定に当たって調整が必要となることがある。こうした場合には、できるだけ意見を集めし、住民と直接対話することが必要である。また、近年では住民の意見を集約するための支援手法（デマテル法、KJ法等）もいくつか開発されているため、必要に応じて、こうした手法の利用も検討することも重要なとなる。

参考

1) デマテル法

デマテル法は、意思決定の試行と評価実験を行うための手法である。アメリカのバトル研究所が世界各国で実験している困難かつ複雑な問題の解決方法を模索するプロジェクトにおいて、問題構造化のために開発した。問題を構成する要因ならびにその要因間の関連が複雑かつ不明確で、通常の手法でもってしても分析不可能な問題解決にあたって、実際に歴然問題と密接な関係を有する人々の経験や直感を最大限活用し、構造化する点に特徴がある。

デマテル法による分析は、主としてグラフ理論に基づく構造グラフの行列演算を進め、これを分けてことによって、各要因間の相互関連を間接的な影響の大きさを含めて総合的に評価する。

2) KJ法

1.3.2 住民参加 <参考2> 参照。

1.8 計画管理

1.8.1 計画管理の目的

計画管理は、整備計画の目標を計画・事業の実施・維持管理を通して達成・持続するため、適切な対策を講じるほか、計画理念と実態の乖離を修正するため、柔軟で適切な施策を持続することを目的とする。

【解説】

計画管理とは、計画・事業の実施・維持管理を通して計画自体の執行状況・内容を検討し、適切にこれを管理することをいう。

計画管理の目的は第一に利用状況及び維持管理の側面から計画を点検し、目標に合致しない

- 19 -

土地改良事業計画指針

農村環境整備 追補

土地改良事業計画指針

「農村環境整備」・追補

平成14年1月

農林水産省農村振興局農村政策課監修

(水辺環境施設)

平成11年3月31日 制定(農林水産省農村振興局)

(地域エネルギー利活用施設)

平成12年3月31日 制定(農林水産省農村振興局)

平成14年2月 (社)農業土木学会発行

A4版 91ページ

第7章 水辺環境施設

(基本的考え方、調査、基本構想、基本計画、維持管理)

第8章 地域エネルギー利活用施設

(基本的考え方、地域エネルギー利活用計画)

地域エネルギー利活用施設の計画、維持管理計画)

晴日数が多い、年間の日射量が多いなどの地域では、太陽光、太陽熱の利用の可能性がある。
さらに、周辺に温泉地などでは地熱利用の可能性が考えられる。

8.3 地域エネルギー利活用施設の計画

地域エネルギー利活用施設の計画は、利用する各々のエネルギー源の特性に適した調査法により賦存量の予測を行い、施設規模を決定する。

【解説】

地域エネルギーは、それぞれの特性から、調査方法に共通性は少なく、また施設計画と一体となっている。そのため、それぞれのエネルギー源の特性に合わせた調査法を採用することが必要である。例えば、水力は落差と流量、太陽光は日射量、風エネルギーは風速の調査が必要であり、これらは測定法、評価方法が全く異なる。

エネルギーごとに標準となる調査方法が示されている場合には、規定の調査方法を採用する。水力のように、発電や河川を利用するなどの条件によっては、調査方法に法的な規制があるのでは注意が必要である。

同様に、施設規模の決定は、地域エネルギーを電力や熱などの利用エネルギーに変換する方法が異なることから、それぞれのエネルギー源の特性に合わせた計算手法により地域エネルギー利活用施設の規模を決定する。

例えば、発電の場合に水力、太陽光、風エネルギーでは、エネルギー源の状態が全く異なるため電力に変換する方法が異なる。水力は水車で回転に変換し、発電機を回し発電する。太陽光は、光エネルギーを半導体で作った太陽電池で電力に直接変換する。風エネルギーは、風を風車で回転に変換して、発電機で電力をとする。

発電の実施については、図-8.3.1に示すように施設規模と発電された電力の利用対象によって手続きが異なることから、対象とする施設の電力需要に適合した施設計画を立てることが必要である。特に、600V以下の電圧で利用する小規模の発電であって、発電した電力を電気会社に充電することをしない場合には、電気事業法の一般電気工作物となることから、電気工作物として規制が無くなる。この場合も、電気会社の系統に接続して不足する電力を買電することは可能である。

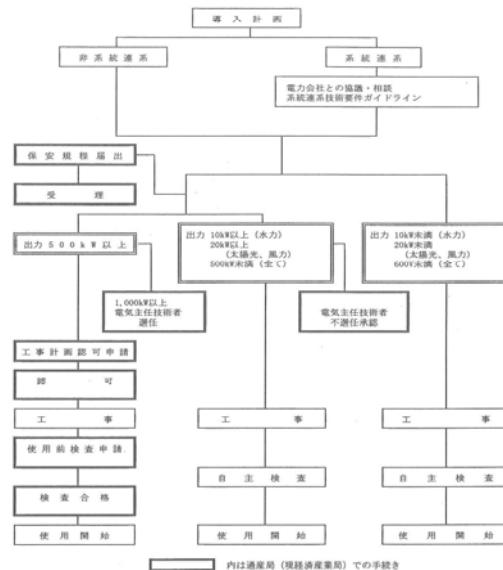
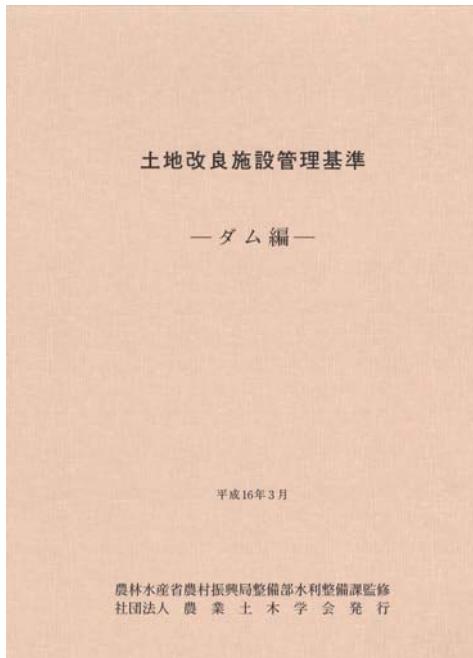


図-8.3.1 小規模発電導入に関する手続き

土地改良施設管理基準

ダム編 基準書・技術書



平成 16 年 3 月 12 日 制定 (農林水産省農村振興局)

平成 16 年 8 月 (社)農業土木学会発行

A4 版 377 ページ

基準書

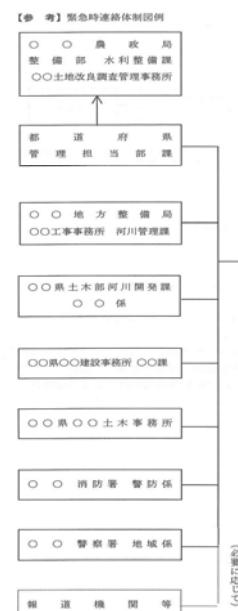
技術書

- 1 管理基準の位置づけ
 - 2 管理の基本
 - 3 管理の組織及び体制
 - 4 気象・水象の観測、解析
 - 5 利水管理
 - 6 洪水時等の管理
 - 7 堤体等の安全管理
 - 8 機能の保全
 - 9 構造物の維持補修
 - 10 設備機器の点検、整備、補修
 - 11 管理の記録
 - 12 土地改良財産の管理
- 参考資料
ダム用語集
引用・参考文献

技術書・ダム編

3. 管理の組織及び体制

69



3.3.2 管理業務

ダムの管理に当たっては、関連する法令の規定に基づく更新、報告等の手続きを行なうほか、適正な管理を実施するための管理計画を作成するものとする。

管理計画は日常管理を行うための年間計画と、設備の更新等を適時、適切に行なうことを念頭に置いて、中長期計画とする。

なお、平常時の主な業務と緊急時に臨時に追加して行なう主要な業務は次のとおりである。

| 業務 内 容 等 | 管 理 体 制 |
|--|-------------------|
| ・気象・水象の観測 ・気象台情報等の収集 | 平常時 緊急時の追加 ○ ○ |
| ・洪水時等の対応 ・堤体及び周辺の監視等の予測 ・ゾーンの増減等の確認 ・閉鎖機関への通知及び一般住民への周知 ・臨時の封鎖・点検・監視 | ○ ○ ○ ○ ○ |
| ・地震時等の対応 ・堤体及び周辺の監視、点検 ・堤体及び周辺の維持、保全 ・設備機器の点検、整備 ・管理の記録、点検・整備データの記録と保存 | ○ ○ ○ ○ ○ |
| ・利水管理 ・貯水管理 ・灌漑水の管理 ・取水・放流管理 ・取水・放流水データの記録、整理 ・灌漑水の供給方法の監視、点検 | ○ ○ ○ ○ ○ |
| ・機能の保全と構造物の管理 ・堤体、貯水池及び付帯施設の運営、点検 ・堤体、貯水池及び付帯施設の維持、保全 ・設備機器の点検、整備、補修 ・管理の記録、点検・整備データの記録と保存 | ○ ○ ○ ○ ○ |
| ・安全管理 ・堤体、貯水池及び付帯施設等の安全管理 ・管理者及びダムへ近づく者への安全対策 | ○ ○ ○ ○ ○ |
| ・土地改良財産管理 ・改修工事等による事務手続き ・共同使用、共有持分分割による事務手続き | ○ ○ ○ ○ ○ |
| ・その他 ・予算事務 ・河川管理者との協議、調整等 ・その他関係する機関との協議、調整 | ○ ○ ○ ○ ○ |

(1) 法令に基づく更新手続き

法令に基づく更新手続きには、土地改良法の規定に基づく「他目的使用等」(12.5 財産の他目的使用等に記載)、河川法の規定に基づく「水利権の更新等」(12.1.4 水利権の取扱についてに記載)、その他関係法令に基づくものとしては法定技術者の変更や無線局免許の更新、管理用船舶の検査等があり、定められた期間までに適正に行なわなければならない。

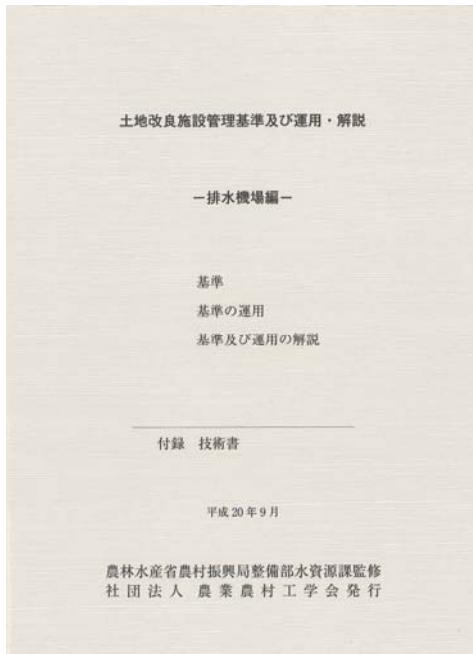
(2) 法令に基づく報告義務

法令に基づく報告義務には、河川法の規定に基づく「水利使用報告」(11.3.1 水利使用報告に記載)、電気事業法等の関係法令により報告が必要なものがある場合には、規定に基づき報告しなければならない。

土地改良施設管理基準及び運用・解説

排水機場編

基準書・技術書



平成 20 年 9 月 3 日 制定 (農林水産省農村振興局)

平成 22 年 4 月 (社)農業農村工学会発行

A4 版 188 ページ

基準書

技術書

- 1 管理基準の位置づけ
- 2 管理の基本
- 3 管理の組織及び体制
- 4 気象・水象の観測、解析
- 5 平常時の運転管理
- 6 洪水時等の運転管理
- 7 異常時の運転管理
- 8 構造物の保全管理
- 9 設備の保全管理
- 10 土地改良財産の管理

56

技術書・排水機場編

ここに示しているのは、あくまでも一般的・標準的な構成であり、燃料貯留設備等が追加されるものや、このような構成をとらない排水機場も存在する。

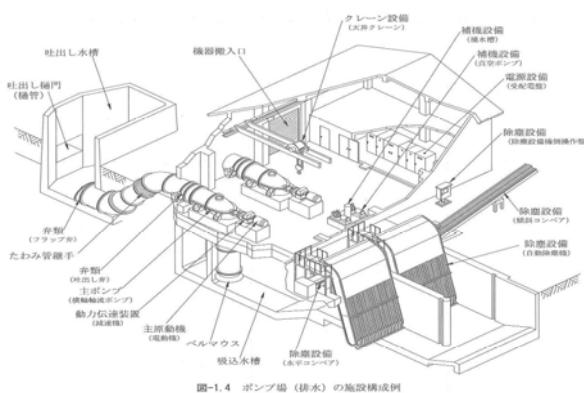


図-1.4 ポンプ場(排水)の施設構成例

2. 管理の基本

排水機場は、ポンプによる機械排水で降水やかんがい水等の営農上の過剰な水を排除し、受益者の満足等の防除、営農等にかかる内水位を確保することを目的として設置された施設である。

一方、農業情勢及び社会情勢の変化から土地利用、営農形態の変化、混住化等の進展から、排水機場のもう1地域防災等の公共・公益的機能を發揮するため、環境との調和に配慮しつつ、より効率的で適正な管理等が求められている。

このような状況下において、排水機場の管理は、関連する他の排水施設と密接な連携を図り、水の合理的な運用を行うことや、土地改良事業の効果が長期にわたり発現されることを図るため施設の運転計画(ポンプ運転時間の平均化等)並びに点検及び整備計画を検討する必要がある。また、管理に当たっては、施設機能の高い信頼度を保ち、事故の未然防止を図り、安全性も確保する必要がある。

2.1 管理の基本

管理は、一般的に「財産の保存、利用、改良を図ること」といわれ、農林水産省所管国有財産規則第4条では、「(1) 国有財産の使用状況が使用目的に適合しているか、(2) 国有財産の継続保存及び運用の状況が適当であるか」とされている。また、土地改良法施行令第56条には「割合は維持、保存及び運用をいうものとし、これらのためする改築、追加工事等を含む」と述べられている。

管理は現状の形態を保存することであり、その施設を活用して目的を達成することであるが、用するためには保全が必要であり、安全確認のための施設点検が必要である。

排水機場の管理の基本は、一義的には受益地の営農に支障を生じさせない内水位の保持である。そのためには、環境との調和に配慮しつつ、構造物及び設備の機能の維持・保存及びこれらとの連携による改築・追加工事等の総合的な管理を行うことである。また、ひとたび災害が発生すれば、社会的影響が大きいことから、洪水のかかる地震等予期しがたい緊急時においても、高い安全性と信頼性を確保する管理に努めなければならない。

そのため、日頃から緊急事態を想定し、関係機関との情報連絡及び相互連携を緊密にしておくことが重要である。

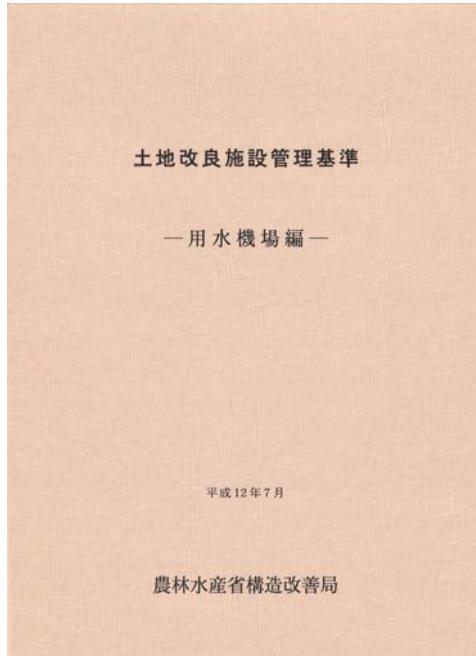
併せて、環境に対する国民的关心の高まりや平成13年の土地改良法改正を踏まえ、施設造成のみならず補修等の整備を行なう際にも、地域のマスタープランに基づいた対応を図り、排水機場集積するゴミ対策や混住化に伴う騒音・振動対策の対応並びに機場建屋及び機場周辺の環境との間に配慮することが必要である。これらの取組に当たっては、地域住民などの参加や協力を得て新たな管理体制を確立することも有効である。

2.2 管理の区分

排水機場の管理には、営農等にかかる内水位の確保を行うための「平常時の運転管理」、管理制度又は操作規程等に定める洪水時等の操作等を行うための「洪水時等の運転管理」、機場本体の安全性の確認を行うための「構造物の保全管理」、排水機場の安全で適切な機能の発揮を確保するために「設備の保全管理」及び土地改良法の規定に基づく財産管理や管理組織・体制等を

土地改良施設管理基準

用水機場編



平成 12 年 7 月 3 日 制定 (農林水産省構造改善局)

平成 13 年 6 月 (社)農業土木学会発行

A4 版 193 ページ

基準書

技術書

- 1 管理基準について
- 2 用水機場について
- 3 管理の基本
- 4 管理の組織
- 5 管理体制
- 6 気象・水象の観測及び解析方法
- 7 利水管理
- 8 運転管理
- 9 構造物の管理
- 10 設備機器の管理
- 11 財産の管理
- 12 用水機場用語集
- 13 引用・参考文献

技術書・用水機場編

ここに示しているのは、あくまでも一般的・標準的な構成であり、これ以外の施設が追加されるものや、このような構成をとらない用水機場も存在する。

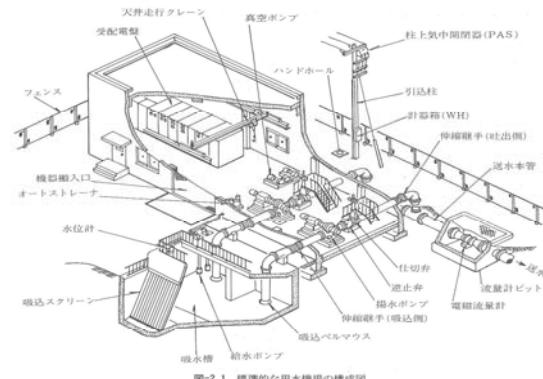


図-2.1 標準的な用水機場の構成図

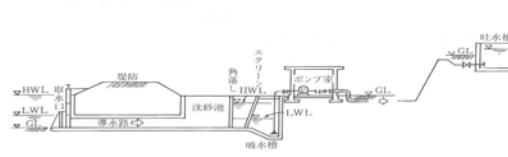


図-2.2 取水口、腹池、洗砂池、吸水槽、ポンプ室、吐水槽

3. 管理の基本

用水機場は、河川、湖沼、貯水池、ため池あるいは農業用水路から必要な農業用水を取水し、機械的な動力で揚水し、水頭を確保することを目的として設置された施設である。

一方、農業情勢及び社会情勢の変化から土地利用、営農形態の変化、混住化等の進展により、水源の有効活用、水管路の合理化、地域の水環境の保全、安全な管理等が求められるようになってきている。

このような状況下で、用水機場の管理運用（運転操作、メンテナンスの実施、記録の保存等）は、送水系施設と密接な連携を図る配水系の合理的な運用や、経済性にも考慮した管理を行わなければならぬ。また、管理に当たっては、施設機能の高い信頼度を保ち、事故の未然防止を図りつつ河川管理上の安全性も確保する必要がある。

こうしたことにより、用水機場を造成した土地改良事業の効果が耐用年数にいたるまでの長期にわたり発現することとなる。

3.1 管理の基本

用水機場の管理運用の基本は、一義的には受益地への農業用水の安定供給であるが、そのために構造物及び設備機器の機能の維持・保存及びこれらのためにする改修・追加工事等の総合的な管理を行うことである。

この場合、單に施設の適正な管理のみでなく、運転操作、メンテナンスの実施等に当たっては、水需要、施設の状態、情報等に基づき、経済性に配慮した管理を行うことが重要である。また、施設機能の高い信頼性を保ち、事故の未然防止を図るなど公共の安全を確保しなければならない。

【参考】基幹水利施設技術管理基準（須育工・解説編）における管理の考え方

すべての事業計画においては、その目的達成のためにいろいろな施設が建設される。かんがい事業計画では受益地域を定め、新規地区へのかんがい、用水不足の解消等を目的として用水の確保と取水導水、配水のための各種の施設が開通地域の地形、地質、水利、気象、営農栽培等諸条件に対応する水利計画に基づき計画される。これらの施設はそれぞれ別々の機能を持つたもので、これらの中合せによって事業全体が構成される。

管理の段階においては、事業計画によって造成された各々の施設を運用操作により活用し、事業目的を達成させるものである。したがって、その運用、操作に当たっては最も安全効率的な管理計画を樹立して施設の効用を図るべきで、この管理計画によって事業の成否が左右される。

管理とは、「財産の保存、利用、改良を図ること」といわれ、農林水産省所管国有財産取扱規則第4条では、「国有財産の使用状況が使用目的に適合しているか維持保存及び運用の状況が適当であるかを調査確認すること」が示されている。また、国営土地改良事業によって造成された施設の標準管理委託協定第1条には「管理とは維持保存及び運用をいうものとし、これらのためにする改修、追加工事を含む」と述べられている。

すなわち管理とは形式的・静的な見方をすれば、現状の形態を保存することであり、実質的・動的な見方にたてばその施設を活用して目的を達成することであるが、活用するためには整備が必要であり、安全確認のための施設点検が必要である。

土地改良事業設計指針

ファームボンド



平成 11 年 3 月 1 日 制定 (農林水産省構造改善局建設部)

平成 11 年 3 月 (社)農業土木学会発行

A4 版 435 ページ

第 1 章 総論

第 2 章 調査

第 3 章 基本設計

第 4 章 PC ファームボンドの設計

第 5 章 RC ファームボンドの設計

第 6 章 基礎の設計

第 7 章 付帯施設

第 8 章 施工

<付録>設計計算例

3.5.4 破壊に対する安全度の検討

1. 一般

断面破壊に対する検討は、設計断面力 S_d の設計断面耐力 R_d に対する比に構造物係数 γ_f を乗じた値が、1.0 以下であることを確かめることにより行うものとする。

$$\gamma_f S_d / R_d \leq 1.0 \quad \dots \dots \dots \quad (3.5.6)$$

(1) 材料の設計強度 f_u は、材料強度を材料係数 γ_m で除した値とする。

(2) 設計荷重は、荷重に荷重係数 γ_h を乗じて定めるものとする。

(3) 設計断面耐力 R_d は、材料の設計強度 f_u を用いて部材断面の耐力 R (R は f_u の関数) を算定し、これを部材係数 γ_b で除した値とする。

(4) 設計断面力 S_d は、設計荷重（レベル 2 地震動）により生ずる断面力とする。

【解説】

「コンクリート標準示方書 設計編」(土木学会) 3, 4 および 6 章参照。

2. 安全系数

- (1) 安全系数は、構造物係数 γ_p 、材料係数 γ_m 、荷重係数 γ_h および部材係数 γ_b とする。
- (2) 構造物係数 γ_p は、1.0 としてよい。
- (3) 材料係数 γ_m は、一般に表-3.5.8 の値としてよい。

| 表-3.5.8 材料係数 γ_m | |
|-------------------------|------------------|
| コンクリート | $\gamma_m = 1.3$ |
| 鋼材 | $\gamma_m = 1.0$ |

- (4) 荷重係数 γ_h は、一般に表-3.5.9 の値としてよい。

| 表-3.5.9 荷重係数 γ_h | |
|-------------------------|------------|
| | γ_h |
| 死荷重 | 1.0 |
| 静水圧 | 1.0 |
| 土圧 | 1.0 |
| 地震荷重 | 1.0 |

- (5) 部材係数 γ_b は、一般に表-3.5.10 の値としてよい。

| 表-3.5.10 部材係数 γ_b | |
|--------------------------|------------|
| | γ_b |
| 曲げ部材 | 1.15 |
| 軸力部材 | 1.15 |
| せん断部材 | 1.30 |

【解説】

これらの安全系数は、「コンクリート標準示方書」(土木学会)を参照して定めた。

(4) について、荷重係数について、死荷重・静水圧は極めて確実性の高い荷重であるので、荷重係数は 1.0 とした。
プレストレスによる不静定モーメントおよびクリープによる不静定力に対する荷重係数も、死荷重等と同じ取扱いとする。なお、プレストレスによる不静定モーメントとは、側壁鉛直方向検討時の円周方向プレストレスによる鉛直方向モーメントである。また、クリープによる不静定力は、側壁下端の支持構造が検討時までに変化するような場合に発生するものである。地盤荷重については、破壊の検討がレベル 2 地震動のみで、当面考えられる最大規模の地震を想定して設計震度を決定していることから、荷重係数は 1.0 とした。

3. 軸引張力を受ける部材の設計断面耐力

- (1) 軸引張力を受ける部材の設計断面耐力は、次式で求めるものとする。

$$R_d = \frac{(f_{pp} - \sigma_{pp}) A_p}{\gamma_m \cdot \gamma_b} \quad \dots \dots \dots \quad (3.5.7)$$

ここに、 R_d : 設計断面耐力

f_{pp} : PC 鋼材の引張降伏強度

σ_{pp} : PC 鋼材の有効引張応力度

A_p : PC 鋼材の単位幅当たり断面積

γ_m : 材料係数 = 1.0

γ_b : 部材係数 = 1.15

- (2) 繁張材（アンボンド PC 鋼材）に付着のない場合の設計断面耐力は、特別な検討を実施した場合を除いて、上記の結果を 30% 減ずるものとする。

【解説】

この規定は、PC タンクの円周方向の軸引張破壊の検討に適用される。

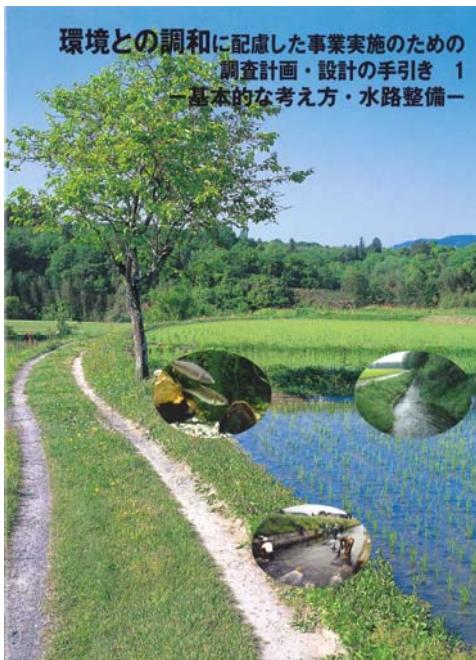
(1) について、軸引張力に対しては、PC 鋼材の降伏強度をもって設計断面耐力とすることとした。このことは、PC 鋼材が実際に降伏しないことを保証するものではなく、この制限により、もし PC 鋼材が降伏しても、PC 鋼材の破壊までには十分な余剰耐力を有しているとの判断に基づくものである。また一般的に、円周方向に配置される鉄筋は重ね縦手であることから、軸引張力を受ける部材の軸引張耐力に、鉄筋を考慮しないこととした。十分信頼できる溶接や機械縫手により鉄筋を接続する場合は、鉄筋を軸引張耐力として考慮してもよい。

鋼材が降伏した場合には、構造物には大きな変形が生じており、壁を貫通する大きなひび割れや目地の開きが生じることが考えられ、地震後にも十分には復元しないことも考えられる。しかし、この種のひび割れや目地の開きからの水の漏洩は緩慢で、タンク周辺の排水機能で十分に対応できると考えられ、二次災害の危険性は十分に回避できると考えられる。このことは、想定した地震において、すべての PC タンクの貯水性能が失われるということを意味するわけではない。

本来、PC タンクは大きな保有耐力を有し、また耐力計算における安全系数から、想定地震の

環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き

1 基本的な考え方・水路整備



監修 農林水産省農村振興局計画部事業計画課

監修協力 社団法人 農村環境整備センター

平成16年12月 (社)農業土木学会発行

A4版 182ページ

第1章 総論

第2章 環境配慮のための調査計画の仕組み

第3章 調査

(調査の必要性、概査(予備調査)、調査方針の決定、精査)

第4章 計画

(基本事項、計画策定の基本的な考え方、計画の策定)

地域合意形成のための活動)

第5章 設計

(設計にあたっての基本事項、設計にあたっての検討事項)

設計の進め方、施工計画・実施上の留意点

モニタリング)

参考資料

(農村地域の生きものたち、

環境との調和に配慮した対策事例)

3.4.2 調査実施上の留意事項

現地調査では、地域の生態系を構成している生物の相互関係やそれぞれの生物の生活史に応じて必要となる環境要素を把握するとともに、地域の農耕方式や水管理方法等、生態系の前提条件として強く影響している条件についても確実に把握することが重要となる。

【解説】
1. 生物の生態・生活史
現地調査を行う際は、各生物の生活史(動物の場合、発生から成長、生殖、移動、死亡に至る)を踏まえ、それに応じた生息場所の状況を確認するなど、生活史に関連づけた調査が必要である。例えば、カエル類は、卵→幼体→成体→繁殖→越冬といった生活史を持つており、同一の環境だけでも生活史を完結するわけではなく、複数の異質な環境が必要である。この場合、どの環境が欠けても生息が困難となるため、異なる環境間に安全な移動経路を確保することや、移動障害を除去することが重要となる。

アカガエル類の例を、下に示す。

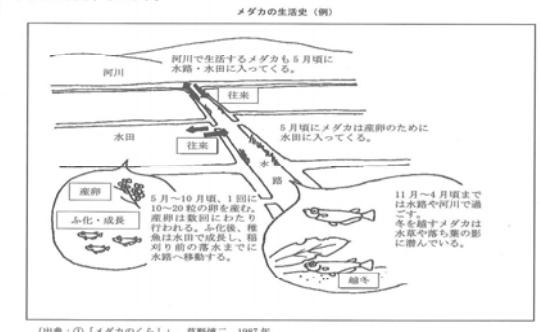


(出典:「平成12年度農業農村整備推進生態系保全対策調査報告書」、農林水産省構造改善局計画部資源課、2001年)

2. ネットワーク

農村地域に生息している生物種の多くは、生活史を通じて異なる環境を必要とし、移動しながら生活している。このため、生物の生息状況の調査にあわせて、水域や緑のネットワークの状況についても調査し、異なる環境間の移動経路も考慮するなどして、スポット的な調査にならないよう配慮する。

メダカの例を、下に示す。



(出典:①「メダカのくらし」、草野慎二、1987年
②「川の生物図典」、(財)リバーブロント整備センター、1996年 をもとに作成)

3. 種間関係の把握

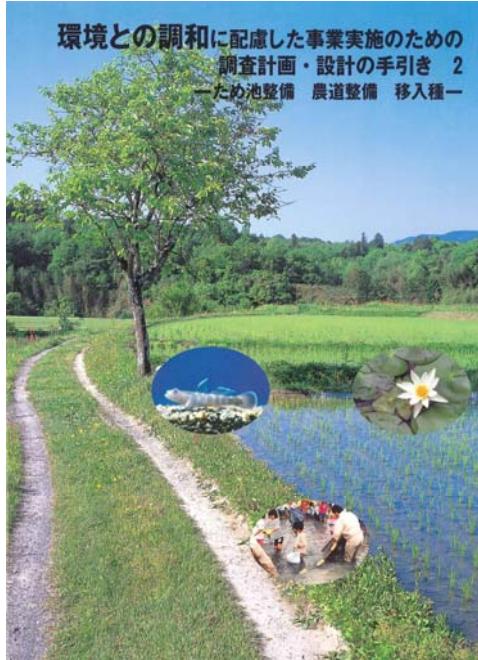
生物はその後単独で一生を全うしているわけではなく、生態系といふシステムの中で食料連鎖や、他の種との競合・寄生・共生といった関係を保って生存しているため、このような関係を把握しておくことが重要である。

例えば、食料連鎖の中で、餌となる生物が生息できる環境に変化(劣化)が生じると、その生物を捕食する生物の生息にも影響を及ぼす。

これらのことから、希少種などについて特定種を目指とした調査を実施する場合でも、その種に限定せず、その生息・生育環境に関連する他の生物についても併せて調査する必要がある。例えば、ミヤコナゴが生息する可能性のある水域においては、他のタナゴ類や産卵に必要な二枚貝の生息状況をはじめ、水域に生育する植物等、周辺の生物の調査を実施する必要がある。

環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き

2 ため池整備・農道整備・移入種



監修 農林水産省農村振興局計画部事業計画課

監修協力 社団法人 農村環境整備センター

平成16年12月 (社)農業土木学会発行

A4版 118ページ

ため池整備

第1章 一般的な事項

第2章 調査

第3章 計画

第4章 設計

第5章 維持管理

農道整備

第1章 一般的な事項

第2章 調査

第3章 計画

第4章 設計

第5章 維持管理

移入種

28 環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き 2

3.4 エリアにおける環境配慮対策の検討

保全対象種の生息・生育環境を確保するため、設定した各エリアを対象として具体的な配慮対策を検討する。
エリヤ設定の段階で整理した配慮対策検討のポイントを踏まえ、ミディアーション原則を基本として、まずは現在の生息・生育環境の保全（影響回避）が可能かどうかを十分検討し、それが不可能な場合には、考えられる軽減対策を複数案検討する。

【解説】

ため池整備の場合には、既存ため池の改修が主となるが、調査結果により、環境との調和への配慮が必要な保全対象種、または重要な環境要素が確認された場合には、農業生産性や施設機能の維持を前提とし、保全対象種の生活史を踏まえたうえで、後背地との連続性を確保する等、保全対象種の自然状態での生息・生育環境の保全（回遊）が可能かどうかを十分検討し、それが不可能な場合は、考えられる軽減対策を複数案検討する必要がある。

【図 説】行為の全体または一部を実行しないこと
例)沿岸帶の底泥部に生育する水生植物群落に配慮し、現状のまま保全

【最小化】行為の実施の程度または規模を制限すること
例)水辺の生物の生息・育育が可能な自然石及び自然木を利用し、護岸とし、影響を最小化すること
【補 正】現状の生態系環境をそのまま保全するための修正、復興または回復すること
例)分離されている水域と後背地の連続性が確保されるよう施工等を行うことにより修正

【影響の軽減／除去】行為期間、環境を保護及び維持管理すること
例)環境確保が困難な場合、一時的に生物を捕獲・移動し、影響を軽減

【代 替】代替の資源または環境を置換または提供すること
例)希少種が生息・生育する湿地等を工事区域外に設置し、同等の環境を確保

ため池整備 第3章 計画

29

3.5 施設整備計画

エリヤにおける環境配慮対策として検討した複数の具体的対策について、対策実施の実現性（施設機能、維持管理、地域の営農等）を踏まえ、適切な配慮対策を決定し、ため池整備事業の施設整備計画に反映する。

【解説】

ため池整備事業の施設整備計画は、堤体の補修、取水施設や余水吐の整備、護岸工、浚渫工などについて、整備計画を定めるものである。

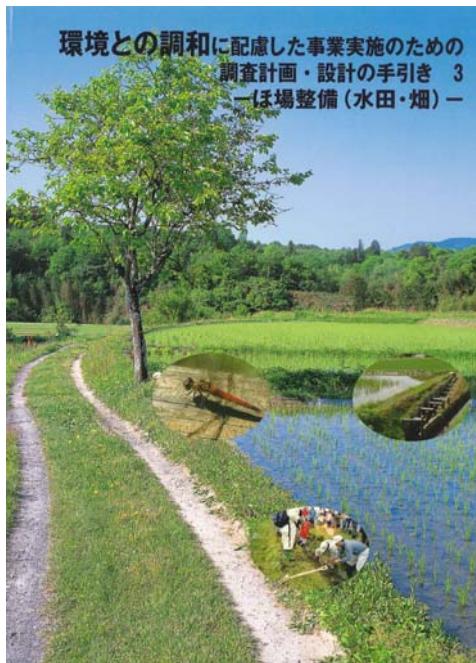
この節、各エリヤにおいて検討された複数の具体的な環境配慮対策について、施設機能の維持、将来の維持管理、地域の営農との関連等を踏まえ、実現の可否の観点から検討を行い、適切な配慮対策を決定し、施設整備計画に反映させる。



| エリヤ | 環境配慮対策 |
|-----------|---|
| 森林保全エリア | ・後背地との連続性に配慮し、現況の自然環境をそのまま保全 |
| 湿地保全エリア | ・保全対象種の産卵場である湿地を現況のまま保全 ・護岸のための移動に配慮した対策(緩傾斜護岸等) |
| 混生植物帯エリア | ・混生植物の生育に配慮した護岸 ・小動物の後背地との移動に配慮 |
| 觀水エリア | ・自然资源の利用、現況植生を考慮した緑化 |
| 銀守の森保全エリア | ・銀守の森を現況のまま保全 |
| 堤体エリア | ・堤体下底面は緑化 ・洪水吐の工事に当たっては樹林伐採範囲を縮小化 |

環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き

3 ほ場整備（水田・畑）



監修 農林水産省農村振興局計画部事業計画課

監修協力 社団法人 農村環境整備センター

平成16年10月 (社)農業土木学会発行

A4版 173ページ

第1章 目的と取り扱う範囲

第2章 一般的な事項

第3章 調査、計画

(調査計画に当たっての基本的な考え方、農家を含む地域住民等の参加及び合意形成、調査に当たっての検討事項
計画に当たっての検討事項)

第4章 設計、施工

(設計に当たっての基本的な考え方、設計に当たっての検討事項、施工における留意事項)

第5章 維持管理、モニタリング

第6章 畑における環境配慮の考え方

参考資料

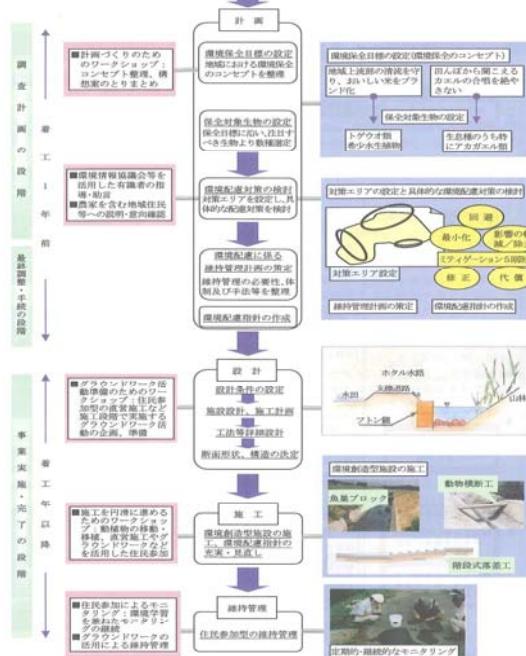
(自然再生の推進、ミティゲーション5原則の考え方等)

28

環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き_3

第3章_調査、計画

29



3.1.2 環境保全目標

地域が目指す将来の地域環境の姿を明確にするため、保全対象生物の設定や環境配慮対策の基本となる環境保全目標を設定する。

目標は、現況の良好な環境の保全を目指した目標と、損なわれた環境の回復を目指した目標があるが、概段階で概定し、計画段階で設定する。

なお、目標の設定に当たっては、事業主体が環境情報を積極的に農家を含む地域住民等に提供するとともに、アンケート調査や聞き取り調査、ワークショップ等の実施により、農家を含む地域住民等が持つ環境に関する情報を収集し、環境に関する意向を把握したうえで、マスターープラン等や有識者の指導・助言を踏まえ、農家を含む地域住民等の合意を得る。

解説

1. 環境保全目標設定の考え方

(1) 環境保全目標とは

環境保全目標は、地域が目指す将来の地域環境の姿であり、農家を含む地域住民等にとって身近で親しみやすく、わかりやすい表現とする。この目標を設定することにより、地域の関係者の間で環境保全に関する意識を統一することができる。また、地域の環境保全活動に繋がるスローガンとなりうるものである。

なお、感覚的なもの、イメージ的なものとなる場合も想定されるが、注目すべき生物や保全すべき景観、保全対象生物を設定する過程で、有識者の意見も踏まえながら、なるべく具体的な目標としていくことが望ましい。

(2) 環境保全目標の定義

環境保全目標には、現況の良好な環境の保全を目指した目標と、過去に損なわれた環境の回復を目指して設定する目標の2つのタイプがあり、その例としては以下のようなもののが考えられる。

[環境保全目標のイメージ]

①現況の環境保全を目指した目標の例

- ・子供が安心して魚つかみができる水路の保全
- ・自然豊かな散歩村の保全

- ・タナゴ類が棲める環境の保全

- ・メダカが泳ぐ水路の保全

- ・恵み豊かな山や屋敷林の保全

②環境の回復を目指した目標の例

- ・昭和30年代に農村にいた生きものの生息・生育環境の回復
- ・ホタルが乱舞する環境を再現

- ・子供たちが魚釣りなどを安心して遊べる小川の再生

2. 環境保全目標設定の手順

(1) 農家を含む地域住民等への環境に関する啓発

農家を含む地域住民等を対象とした地域環境に関する勉強会・観察会、マスターープラン等の地域の環境に関する既存情報の積極的な提供など、環境に関する普及啓発に努める。

農業農村整備事業における景観配慮の手引き

農業農村整備事業における 景観配慮の手引き

監修 農林水産省農村振興局企画部事業計画課

監修協力 社団法人 農村環境整備センター

平成19年6月 (社)農業土木学会発行

A4版 163ページ



農林水産省

第1章 手引きの目的

第2章 農村景観の特徴と農業農村整備の展開方向

第3章 農村景観の保全、形成の基本的な考え方

(農村景観の美しさをとらえる視点、景観のとらえ方、
景観配慮対策の考え方)

第4章 景観配慮対策の進め方

(景観配慮対策の進め方、住民参加による景観配慮の取組み
景観配慮の取組姿勢)

第5章 調査

(調査の進め方、基礎調査、詳細調査)

第6章 計画

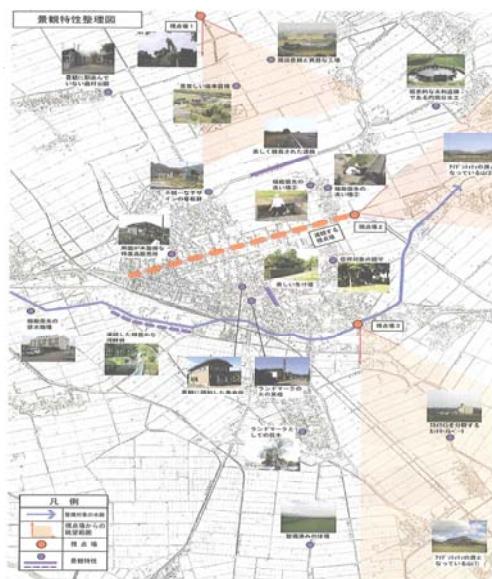
(計画の進め方、基本構想、景観配慮計画)

第7章 設計、施工及び維持管理

用語集

引用文献、参考文献

【参考資料】景観特性整理図の例



3. 景観への影響の把握

景観は、実際に目で見て認識されることから、整備対象が周辺景観に与える影響を把握するため、整備対象地点及びその周辺を実際に眺望して、整備対象の見え方、整備することによって喪失したり変化したりする景観の状況を、主として造形的な観点から留意すべき特徴として把握する。

【参考資料】景観への影響の把握の例

| 整備対象を見る位置 | 整備対象の見え方 | 造形的観点から留意すべき特徴 |
|---|--|---|
| ●は場整備の場合 は場を側面で見る 視点場から区画や道路、水路の輪郭は、は 場の周辺に整備する施設などとして見えて いるもの、は場が斜りに出す空間の見え方と 周辺の景観構成要素との関係を調べる。 | ①は場の背後に里山が接し自然との共生感を示している。 ②道路や水路はは場の形状に沿って曲線を描いている。 ③は場が不整形で、水路や河川沿いには河 畔林が存在している。 | ・農村景観と調和が良い 樹木の植栽、水辺等による遠近感の創出 ・デリケートとしての直線 や曲線を工夫した区画 形状や直角輪廓 ・入り口が斜り空間の創出などによる場空間への安心感の演出 ・地域アイデンティティの源泉となっている里 山の根拠性の確保 |
| ●水路整備の場合 施設を視点場としたときに、水路の見え方、施設の周辺に 景観要素として見えるもの、施設と景 観構成要素の関係性などを調べる。 | ①スカイラインを分断するような構造物はない。 ②は場、水路、農道はいずれも直線で構成 されている。 | ・眺望の妨げとなる施設の設置の問題 ・農村景観と調和が良い 樹木の植栽、水辺等による遠近感の創出/日 影の問題 ・「水」、「緑」、「土」を使った柔らかみのあるデ ザイン ・地域のデザインコードを採用した設計 |
| ●機場整備の場合 施設の見え方(大きさ、形、目の引き 具合等)や施設の周辺に 景観要素として 見えるもの、施設と 景観構成要素の関 係性(主役は何か、施 設によって目隠し されるものは何か、施 設の旌旗を遮るもの は何か等)を調べる。 | ①施設(排水機場)の規模(大きさ)、色彩、 素材が周辺から突出している。 ②地域住民の散歩コースに当たり、アイス トップとなる位置に立地している。 | ・規模の圧迫感を抑える デザインの配慮 ・ランドマーク(アイス トップ)としての形、 色彩、素材等 ・周辺景観との形、色彩 の調和 ・移動する視点(シーク エンス景観)における 見え隠れ |

* 1 p. 105 【参考資料】を参照

図書の購入方法について

I. 個人、法人（賛助会員を除く）の場合

下記のいずれかの方法による代金先払いでお願いします。入金確認後に図書を発送いたします。または代金引換をご利用ください。お電話によるご注文は受け付けておりません。

①郵便振替 郵便局の払込取扱票(青枠)の通信欄に図書名・冊数・会員番号(会員のみ)・送付先・連絡先をご記入ください。

口座記号番号:00160-8-47993 加入者名:公益社団法人農業農村工学会

・控えをFAX等でお送りいただく必要はありません。

②現金書留 図書代金に、図書名・冊数・会員番号(会員のみ)・送付先・連絡先を記載した図書注文書(書式任意)を添えて農業農村工学会図書係宛にお送りください。

③代金引換 図書名・冊数・会員番号(会員のみ)・送付先・連絡先を記載した図書注文書(書式任意)に「代引希望」とご記入のうえ FAXかE-mailでお送りください。別途、代引手数料(390円～)がかかりますのでご了承願います。

II. 官公庁の公費購入および賛助会員の場合

図書名・冊数・送付先・担当者連絡先を書いた注文書をFAXかE-mailでお送りください。お電話によるご注文は受け付けておりません。エクセル形式の注文書は下記URLからダウンロードできます。

<http://www.jsidre.or.jp/book/howto/sanjyo.htm>

※個人会員・賛助会員で、同一図書を10冊以上、一括払い、一括納品とされる場合は、図書代金を5%割引いたします(異なる図書を合計10冊以上ご注文されても割引対象にはなりません)。

<申込先> 公益社団法人農業農村工学会 図書係

〒105-0004 東京都港区新橋 5-34-4 農業土木会館 3階

Fax 03-3435-8494 E-mail suido@jsidre.or.jp